

立川市第2次一般廃棄物処理基本計画

令和7(2025)年度～令和16(2034)年度



令和7(2025)年

立川市

目 次

第1章 計画の基本事項

第1節 計画の背景と目的	1
第2節 計画期間と目標年度	2
第3節 計画の対象範囲	2
第4節 関連計画	3
1 計画の位置づけ	3
2 主な関連計画	4

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題	9
1 ごみ処理の現状	9
2 ごみ処理の課題	47
第2節 基本方針と目標	63
1 施策の基本方針	63
2 計画目標（数値目標等）	67
第3節 目標達成に向けた施策展開	70
1 ごみ処理基本計画の施策体系	70
2 資源循環の推進	71
3 家庭ごみ減量の促進	74
4 事業系ごみ減量の促進	80
5 資源と燃やせないごみの安定した適正処理	84
6 燃やせるごみの安定した適正処理と啓発の推進	85
第4節 計画の進行管理	86
1 PDCA サイクルによる進行管理	86
2 ごみ市民委員会による継続的な点検・検証・見直し	87

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 基本方針	88
第2節 目標年度	88
第3節 し尿及び浄化槽汚泥等の発生状況	89
第4節 し尿及び浄化槽汚泥等の収集・運搬及び処理の主体	89
第5節 生活排水処理基本計画	90
1 処理の目標	90

2	生活排水を処理する人口等	90
3	その他の計画	91

参考資料

1	本市の特性	93
2	ごみ排出量等の実績値及び将来目標	98
3	数値目標設定の考え方	105
4	ごみ組成分析調査結果の概要	112
5	用語解説	125
6	立川市ごみ市民委員会	132
7	庁内体制	134
8	市民参加	135

第1章 計画の基本事項

第1節 計画の背景と目的

一般廃棄物処理基本計画とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、市町村における一般廃棄物の排出抑制のための方策など、処理に関する基本的な事項について定め、取組を推進するための計画です。

平成27(2015)年に策定し、令和2(2020)年に改定された「立川市一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）」では、「ごみの排出量を約30%減らすこと」、「燃やせるごみの量を約50%減らすこと」、「資源化率を約45%にすること」、「埋立量0t/年を継続すること」等を目指し、ごみの減量と分別・リサイクルの徹底を進めてきました。その後、長年の課題であった清掃工場の移転が完了し、旧清掃工場に代わり、クリーンセンターたちむにいが令和5(2023)年3月から本格稼働を始めました。

一方、近年の国内外の社会情勢をみると、脱プラスチックや食品ロス削減に対する意識の向上と、それぞれに対するさまざまな取組への発展など、大きな変化が起きています。

プラスチックに関しては、その有用性から、幅広い製品や容器包装にあまねく利用されている現代社会に不可欠な素材である一方、マイクロプラスチック等の海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックに係る資源循環の重要性が高まってきました。これを受け、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法）」が令和4(2022)年4月に施行され、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市区町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度等が創設されました。

食品ロスに関しては、環境省及び農林水産省が算出した食品ロス量の令和4(2022)年度推計値によると、日本では家庭系、事業系含め年間約472万t発生しています。令和3(2021)年度推計値の約523万tに比べると減少傾向にありますが、国民1人当たり換算すると、毎日おにぎり1個分のごはん量を捨てていることとなります。マスコミ報道などでその問題が大きく取り上げられるようになり、削減に向けてさまざまな取組が進められています。

このような状況の中、本市では、前計画の目標の達成状況と基本方針に基づく施策の進捗・評価を踏まえ、今後10年間にわたってごみの減量と分別・リサイクルをさらに推進するための取組などについて検討を行い、「立川市第2次一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

第2節 計画期間と目標年度

前計画の計画期間は、平成 27(2015)年度から令和 6(2024)年度までの 10 年間でした。

本計画の計画期間は、令和 7(2025)年度から令和 16(2034)年度までの 10 年間とし、前期・後期それぞれの目標を設定します。

なお、基準年度¹は、令和 5(2023)年度とします。

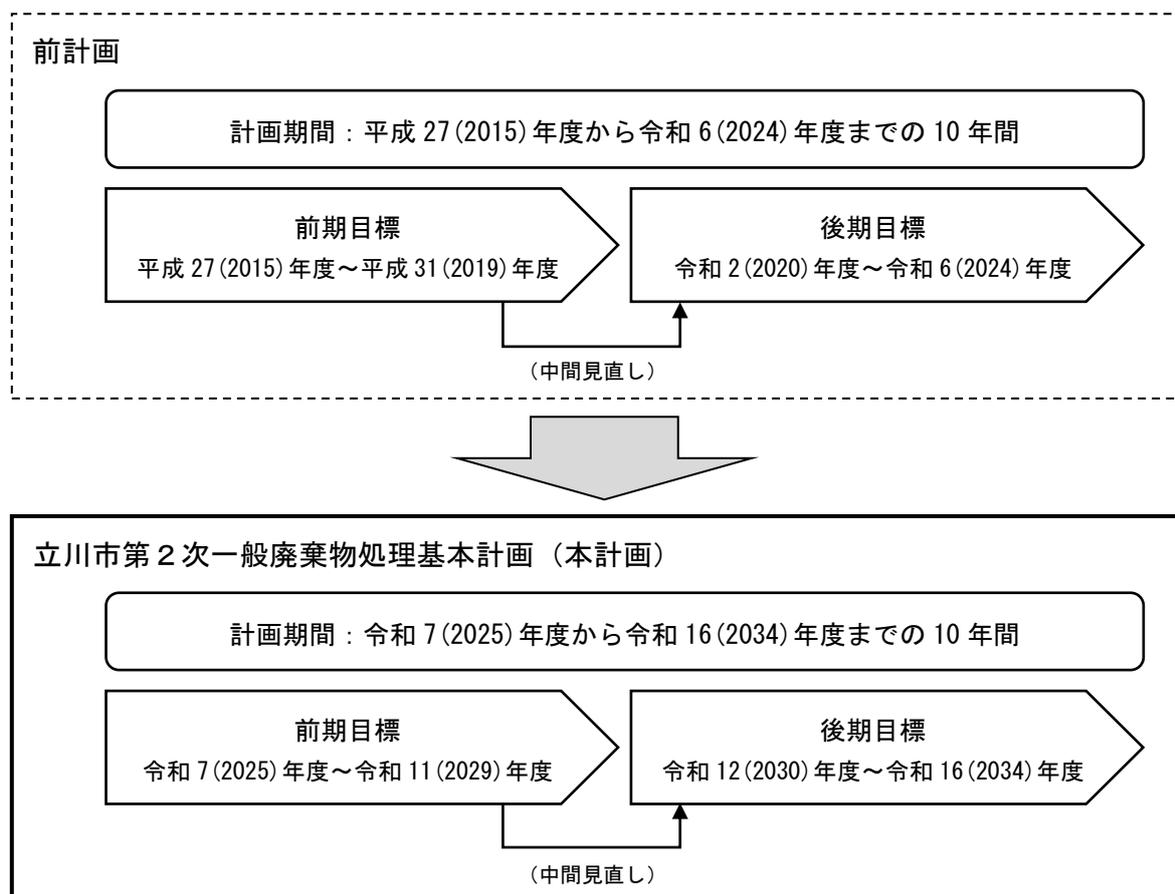


図 1-2-1 計画期間と目標年度

第3節 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、本市の行政区域のうち、横田基地の一部を除く区域から発生する生活排水を含む一般廃棄物とします。

¹ 基準年度：削減目標などの数値目標に対して基準となる年度のこと。

第4節 関連計画

1 計画の位置付け

本計画の策定にあたっては、廃棄物の適正処理やリサイクルについて定めた国や東京都の計画等を踏まえる必要があります。

また、本市の上位計画である立川市第5次長期総合計画及び関連計画である立川市第3次環境基本計画、立川市第2次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）等との整合を図る必要があります。

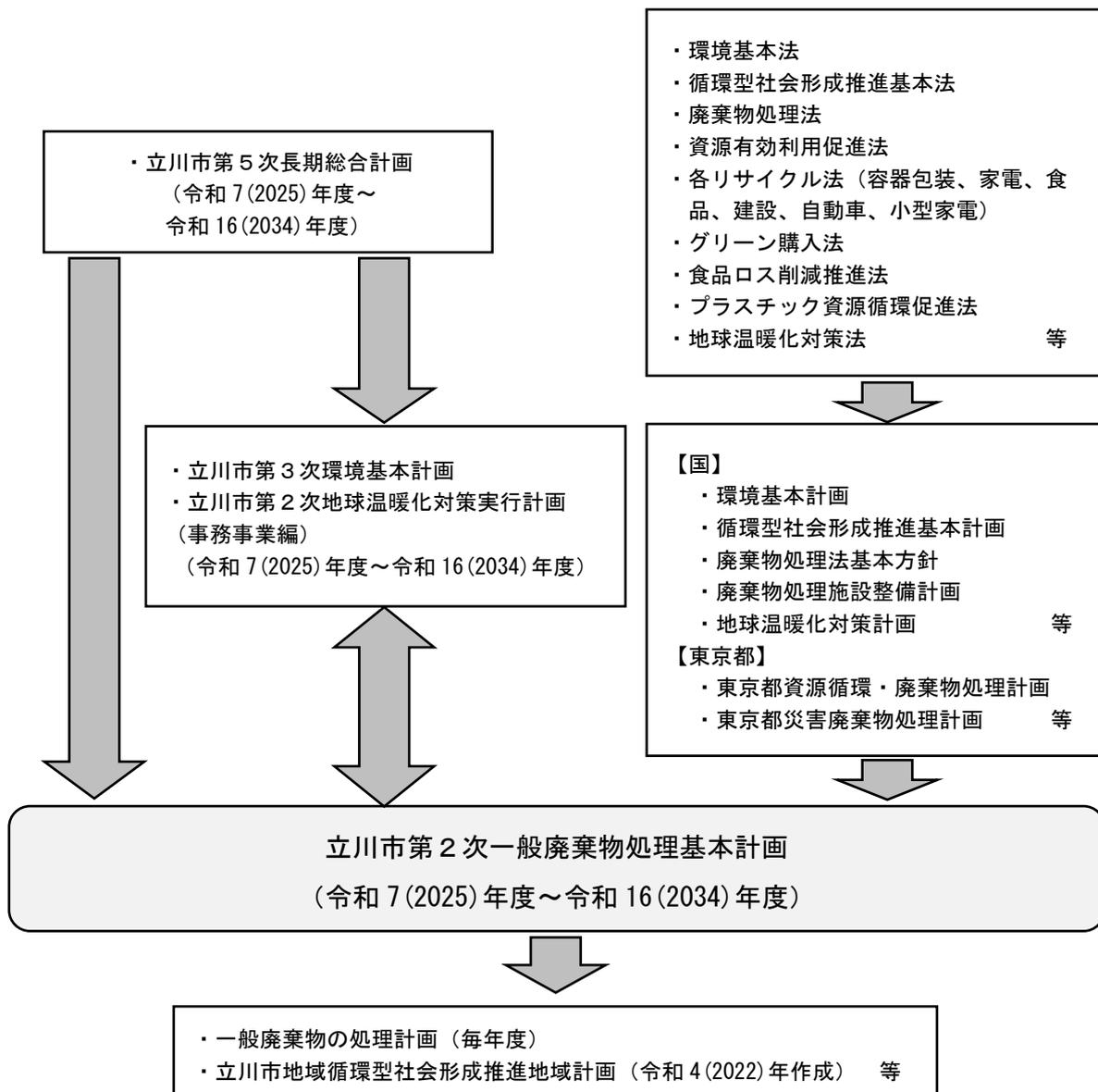


図 1-4-1 計画の位置づけ

2 主な関連計画

(1) 第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6（2024）年8月閣議決定）

循環型社会形成推進基本計画（循環計画）とは、循環型社会形成推進基本法（平成12（2000）年制定）に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもので、概ね5年ごとに策定されています。

令和6（2024）年8月に策定された第五次循環型社会形成推進基本計画では、循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性として、①「循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり」、②「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、③「多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現」、④「資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行」、⑤「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」を重点分野に掲げ、それぞれについて目指すべき循環型社会の将来像が示されています。また、国が果たすべき役割と、地方公共団体、国民、NPO・NGO等、大学等の学術・研究機関、事業者等が果たすべき役割が示されています。

また、次表に示すような循環型社会形成のための指標及び数値目標を設定しています。

表 1-4-1 第五次循環型社会形成推進基本計画の概要

目標年度	令和 12(2030)年度	
循環型社会の 全体像に 関する指標	●物質フロー指標	
	①資源生産性 (GDP/天然資源等投入量)	約 60 万円/トン
	②一人当たり天然資源消費量	約 11 トン/人
	③再生可能資源及び循環資源の投入割合 (バイオマス系天然資源等投入量+循環 利用量) / (天然資源等投入量+循環利用量)	約 34%
	④入口側の循環利用率 (循環利用量/ (天然資源等投入量+循環利用量))	約 19%
	⑤出口側の循環利用率 (循環利用量/廃棄物等発生量)	約 44%
	⑥最終処分量	約 1,100 万トン
	●取組指標	
	⑦循環型社会ビジネスの市場規模	80 兆円以上
	⑧循環型社会形成に関する国民の意識・行動	
・廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識	90%	
・具体的な 3 R ¹ 行動の実施率	50%	
⑨循環経済への移行に関わる部門由来の温室効果ガス排出量		
	約 343 百万トン-CO ₂ eq/年	
廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量	約 29 百万トン-CO ₂ eq/年	
⑩カーボンフットプリントを除いたエコロジカルフットプリント ²		

¹ 3Rとは、Reduce (リデュース)、Reuse (リユース)、Recycle (リサイクル) の3つのRの総称。

² 「エコロジカルフットプリント」とは、私たちのさまざまな経済活動が、自然にどのくらいの負担をかけているかを面積で表したものである。「カーボンフットプリント」とは、商品やサービスを作る際の、原材料の調達から、製品の製造や流通の過程、さらには廃棄まで全工程で排出された二酸化炭素(温室効果ガス)の全体量を指す。「カーボンフットプリントを除いたエコロジカルフットプリント」とは、資源循環の取組を含む社会経済の変化による生物多様性への負荷を見ることを目的とした指標で、エコロジカルフットポイントから、二酸化炭素の吸収に必要な面積分を引いたものである。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律[基本方針]（令和5(2023)年6月変更）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」は、前回変更（平成28(2016)年改正）以降、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢変化を踏まえ、変更が行われました。

表 1-4-2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（基本方針）の概要

目標年度	令和7(2025)年度
基準年度	平成24(2012)年度
数値目標 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none">●一般廃棄物の減量化の目標・一般廃棄物排出量 約16%削減・最終処分量 約31%削減・出口側の循環利用率 約28%（令和9(2027)年度）・1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 約440g（令和7(2025)年度）

(3) 廃棄物処理施設整備計画（令和5（2023）年6月閣議決定）

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3に基づき、5年ごとに策定されるものです。

令和5（2023）年に閣議決定された新計画では、「廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施」において、①「市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進と資源循環の強化」、②「持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営」、③「廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進」、④「地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備」、⑤「災害対策の強化」、⑥「地域住民等の理解と協力・参画の確保」、⑦「廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化」について、方針が述べられています。

表 1-4-3 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標

目標年度	令和7（2025）年度
基準年度	令和2（2020）年度
数値目標 （主なもの）	<ul style="list-style-type: none">●ごみのリサイクル率（一般廃棄物の出口側の循環利用率） 20%→28%●一般廃棄物最終処分場の残余年数 令和2（2020）年度の水準（22年分）を維持●期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値 20%→22%

(4) 東京都資源循環・廃棄物処理計画（令和3(2021)年9月）

東京都資源循環・廃棄物処理計画では、令和12(2030)年度に向けた東京の資源循環・廃棄物処理のあるべき姿を「東京が大都市としての活力を維持し、社会を発展させるため、持続可能な形で資源を利用する社会の構築を目指すとともに、社会的なコストや環境負荷を踏まえた上で、社会基盤としての廃棄物・リサイクルシステムの強化を目指す」とし、主要な施策として以下の5施策を掲げています。

- 施策1 資源ロスの更なる削減
- 施策2 廃棄物の循環利用の更なる促進
- 施策3 廃棄物処理システムの強化
- 施策4 健全で信頼される静脈ビジネスの発展
- 施策5 社会的な課題への的確な対応

表 1-4-4 東京都廃棄物処理計画の指標及び目標

目標年度	令和12(2030)年度
数値目標	<p>【資源ロスの削減】</p> <p>①一般廃棄物排出量： 令和7(2025)年度 440万トン、令和12(2030)年度 410万トン</p> <p>②プラスチック焼却削減量： 令和12(2030)年度 40%（平成29(2017)年度比）</p> <p>③食品ロス削減量： 令和12(2030)年度 38万トン</p> <p>【循環的利用の推進と最終処分量の削減】</p> <p>④一般廃棄物再生利用率： 令和7(2025)年度 31%、令和12(2030)年度 37%</p> <p>⑤最終処分量： 令和7(2025)年度 82万トン、令和12(2030)年度 77万トン</p> <p>【災害廃棄物の処理体制の構築】</p> <p>⑥区市町村災害廃棄物処理計画策定率： 令和7(2025)年度 100%</p>

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理の現状

(1) ごみ処理の流れ

本市における令和5(2023)年度のごみ処理の流れは、図 2-1-1 のとおりです。また、排出段階でごみを15分別しています(令和7(2025)年1月現在、表 2-1-9(P.19)参照)。

燃やせるごみと可燃性の粗大ごみは、クリーンセンターたちむにいで焼却し、その焼却灰はエコセメント¹の原料として再利用されています。

また、燃やせないごみや不燃性粗大ごみは、総合リサイクルセンターで破碎し、金属などを選別するとともに、缶などの資源は異物を除去し、資源として再利用されています。その後の処理残さ²については、以前は東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場に埋め立てていましたが、家庭ごみの戸別収集³・有料化や市民・事業者の取組により、燃やせないごみが減少したこと、総合リサイクルセンターにおける一次選別の精度が向上したことにより、平成26(2014)年9月以降、処理残さの全量を焼却し、エコセメントの原料として再利用することで埋立処分がなくなりました。

また、小型家電(携帯電話・スマートフォンを含む)については、平成25(2013)年7月より市内3か所(令和5(2023)年3月からは4か所)に回収ボックスを設置し、選別回収を開始しました。また、これとは別に、平成29(2017)年9月より携帯電話・スマートフォン専用の回収ボックスを市内6か所に設置し、回収・再資源化をしています。

¹ エコセメント：ごみを燃やした後に残る焼却灰を原料としてつくるセメント

² 処理残さ：燃やせないごみ・不燃性の粗大ごみを破碎し、金属などの資源を選別した後に残ったもの

³ 戸別収集：戸建住宅など、それぞれの建物の敷地内にごみの排出場所を設定し、ごみを収集する方法

(2) ごみの排出・処理・資源化量の実績

① ごみ排出量

1) 排出者別

排出者別（家庭ごみ・事業系ごみ・集団回収）にごみ量の経年変化をみると、平成25(2013)年11月からの家庭ごみ有料化の効果により翌年度のごみ量が減少しましたが、それ以降は、増減を繰り返しながら家庭ごみはほぼ横ばい、事業系ごみは微増の状態が続いていました。令和2(2020)年度は、家庭ごみが増え事業系ごみが減少しました。これは新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛によって、オフィス等での人の活動が減り、家庭内で過ごす時間が増えたためとみられます。令和5(2023)年度は、家庭ごみ、事業系ごみとも前年度より大きく減少しました。

なお、事業系ごみは、平成27(2015)年度から一部を民間処理施設へ搬入・処理しています。令和5(2023)年度は、民間処理施設搬入分が大幅に減少したため、市処理施設搬入分が増加しました。

表 2-1-1 ごみ排出量（排出者別）の推移

年度	平成19 (2007)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
家庭ごみ	41,550	38,758	36,775	36,831	36,785	36,541	36,297	36,603	38,691	37,435	36,730	34,958
事業系ごみ	20,294	12,660	11,600	10,911	12,239	12,767	13,555	13,597	11,129	11,604	12,512	11,376
市処理施設搬入分	20,294	12,660	11,600	9,990	6,369	4,996	4,427	4,145	4,075	4,971	5,663	9,788
民間処理施設搬入分	0	0	0	921	5,870	7,771	9,128	9,452	7,054	6,633	6,849	1,588
小計	61,844	51,418	48,375	47,742	49,024	49,308	49,852	50,200	49,820	49,039	49,242	46,334
集団回収	5,257	3,925	3,699	3,724	3,406	3,277	3,204	2,949	2,542	2,573	2,507	2,314
合計	67,101	55,343	52,074	51,466	52,430	52,585	53,056	53,149	52,362	51,612	51,749	48,648

単位：t

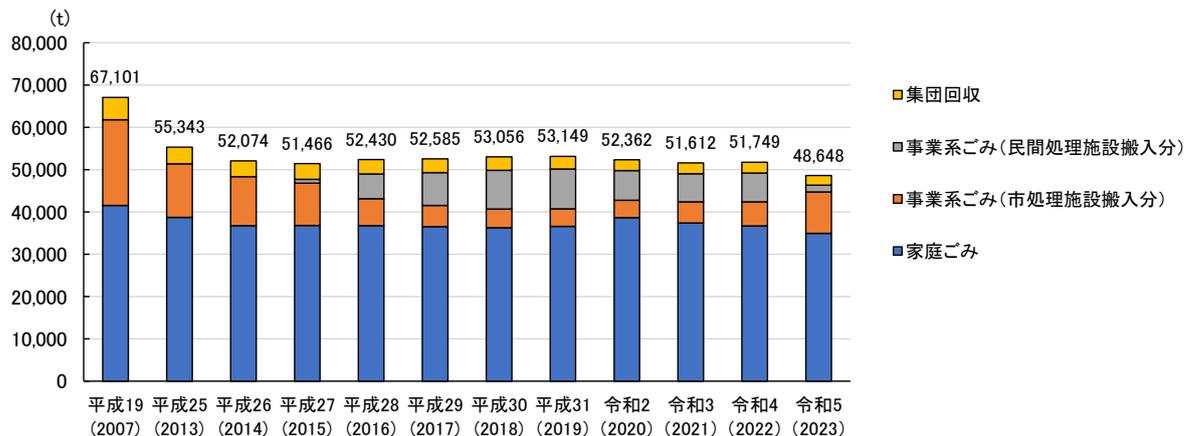


図 2-1-2 ごみ排出量（排出者別）の推移

2) 種類別

家庭ごみ・事業系ごみを合わせたごみ種類別の排出量の経年変化をみると、平成25(2013)年11月からの家庭ごみ有料化の効果により、翌年度の燃やせるごみ、燃やせないごみ等が減少しましたが、それ以降は、燃やせるごみは微増、それ以外は増減を繰り返しながらほぼ横ばいの状態が続いてきました。令和5(2023)年度は、いずれの種類のごみも前年度よりも減少しました。

なお、燃やせるごみについては、令和5(2023)年度に事業系の民間処理施設搬入分が大幅に減少したため、市処理施設搬入分が増加しました

表 2-1-2 ごみ排出量（種類別）の推移

年度	平成19 (2007)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
燃やせるごみ(t)	45,584	34,406	32,608	32,084	33,450	33,919	34,632	34,957	33,010	33,046	33,648	31,682
市処理施設搬入分(t)	45,584	34,406	32,608	31,163	27,580	26,148	25,504	25,505	25,956	26,413	26,799	30,094
家庭ごみ(t)	29,006	23,708	21,461	21,574	21,558	21,515	21,439	21,726	22,255	21,786	21,476	20,607
事業系ごみ(t)	16,578	10,698	11,147	9,589	6,022	4,633	4,065	3,779	3,701	4,627	5,323	9,487
民間処理施設搬入分 (事業系ごみ)(t)	0	0	0	921	5,870	7,771	9,128	9,452	7,054	6,633	6,849	1,588
燃やせないごみ(t)	3,672	3,581	1,992	2,004	2,009	1,968	1,991	2,179	2,645	2,384	2,282	2,146
資源(t)	11,005	11,972	12,506	12,435	12,341	12,174	11,925	11,756	12,715	12,205	11,933	11,211
粗大ごみ(t)	1,523	1,401	1,214	1,160	1,165	1,189	1,240	1,243	1,380	1,341	1,317	1,238
有害ごみ(t)	60	58	55	59	59	58	64	65	70	63	62	57
小計(t)	61,844	51,418	48,375	47,742	49,024	49,308	49,852	50,200	49,820	49,039	49,242	46,334
集団回収(t)	5,257	3,925	3,699	3,724	3,406	3,277	3,204	2,949	2,542	2,573	2,507	2,314
合計(t)	67,101	55,343	52,074	51,466	52,430	52,585	53,056	53,149	52,362	51,612	51,749	48,648

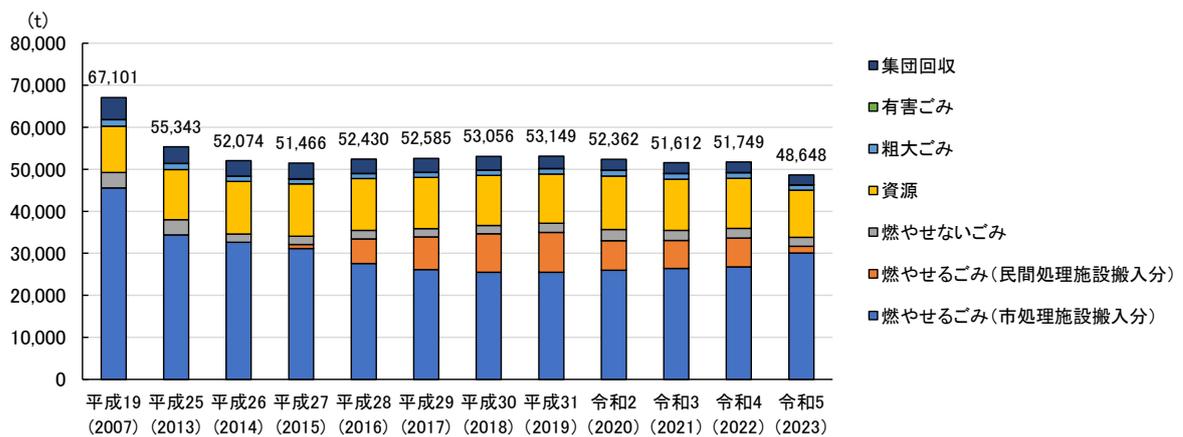


図 2-1-3 ごみ排出量（種類別）の推移

② 1人1日当たりのごみ排出量

1) 家庭ごみ

家庭ごみの市民1人1日当たりの排出量は、平成30(2018)年度までは毎年減少していましたが、平成31(2019)年度及び令和2(2020)年度に増加しました(新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛によって、家庭内で過ごす時間が増えたためとみられる)。その後は減少に転じ、令和5(2023)年度には514 g/人・日となり、前計画の目標に達しています。

なお、多摩30市町村の平均と比べると本市の市民1人1日当たりの排出量は約6%少なく、全国平均よりも約9%少なくなっています(令和5(2023)年度)。

2) 事業系ごみ

事業系ごみの従業者1人1日当たりの排出量は、平成27(2015)年度までは毎年減少していましたが、平成28(2016)～平成30(2018)年度まで増加が続き、令和2(2020)年度に大きく減少(新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛によって、オフィス等での人の活動が減ったためとみられる)、その後令和3(2021)～令和4(2022)年度に増加しましたが、令和5(2023)年度には再び減少しました。

表 2-1-3 1人1日当たりのごみ排出量の推移

年度	平成19 (2007)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
ごみ排出量(t)												
家庭ごみ(t)	41,550	38,758	36,775	36,831	36,785	36,541	36,297	36,603	38,691	37,435	36,730	34,958
事業系ごみ(t)	20,294	12,660	11,600	10,911	12,239	12,767	13,555	13,597	11,129	11,604	12,512	11,376
人口(人) ^{*1}	175,675	178,442	179,140	179,563	181,285	182,715	183,482	184,148	184,439	185,120	185,565	185,710
従業者数推計値 民営+公務(人) ^{*2}	108,959	118,784	119,144	119,631	120,245	120,986	121,855	122,850	123,973	125,223	125,497	125,772
年間日数(日)	366	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366
家庭ごみ 市民1人1日当たり (g/人・日)	646	595	562	560	556	548	542	543	575	554	542	514
事業系ごみ 従業者1人1日当たり (g/人・日)	509	292	267	249	279	289	305	302	246	254	273	247

*1 人口は各年度10月1日時点(以下同じ)

*2 従業者数のうち、平成26(2014)年度及び令和3(2021)年度は、経済センサスによる。他の年度は平成21(2009)、平成26(2014)、令和3(2021)年度経済センサスの値から回帰式により算出

表 2-1-4 【参考】 1人1日当たりのごみ排出量（家庭ごみ）の比較

年度		平成19 (2007)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
家庭ごみ1人1 日当たり排出量 (g/人・日)	立川市	646	595	562	560	556	548	542	543	575	554	542	514
	多摩30市町村	696	628	617	611	599	590	582	583	608	588	573	549
	全国	700	623	614	609	598	594	594	597	613	601	586	562

* 多摩30市町村と全国の値は、一般廃棄物処理実態調査（環境省）による

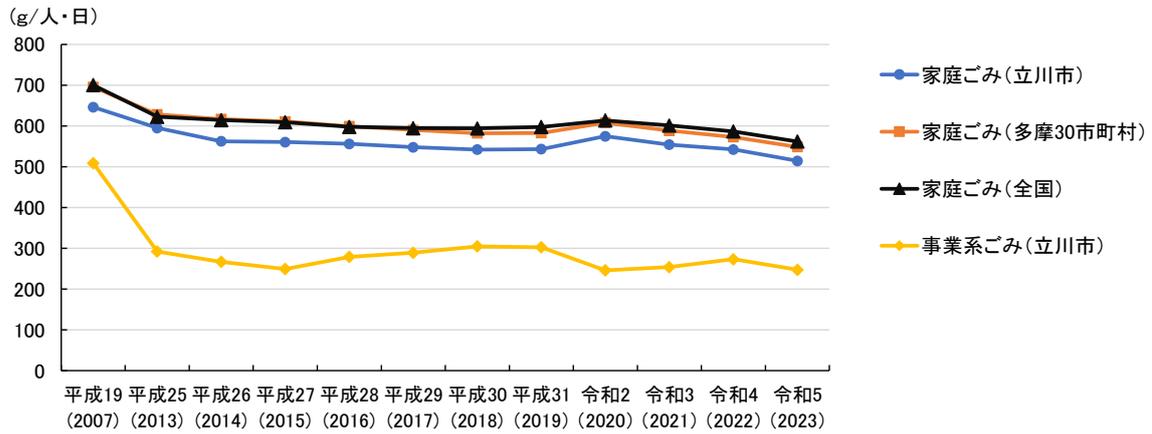


図 2-1-4 1人1日当たりのごみ排出量の推移

③ 焼却処理量

焼却処理量は、平成30(2018)年度までは順調に減少してきましたが、ごみ排出量の増加に伴い、平成31(2019)年度以降は微増もしくは横ばいとなっていました。令和5(2023)年度は、事業系ごみの市処理施設搬入分が大幅に増加したため、焼却処理量も増加しました。

焼却処理率は、おおむね低下傾向にあり、令和2(2020)年度以降は68%前後で推移してきましたが、令和5(2023)年度は73.8%に上昇しました。

表 2-1-5 焼却処理量の推移

年度	平成19 (2007)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
ごみ排出量(t)*	61,844	51,418	48,375	46,821	43,154	41,537	40,724	40,748	42,766	42,406	42,393	44,746
焼却処理量(t)	49,325	37,586	35,451	33,855	30,552	29,214	28,504	28,522	29,234	28,669	28,764	33,018
焼却処理率(%)	79.8	73.1	73.3	72.3	70.8	70.3	70.0	70.0	68.4	67.6	67.9	73.8

* 事業系の民間処理施設搬入分及び集団回収は含まない

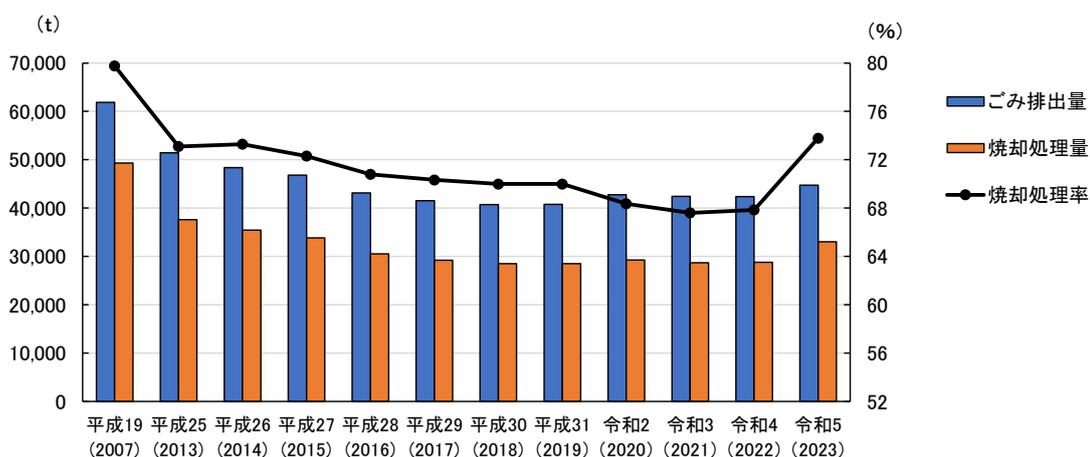


図 2-1-5 焼却処理量の推移

④ 資源化量及び資源化率

資源化量は、20,000t 前後で推移してきましたが、令和 5 (2023)年度は 17,710t と大きく減少しました。

資源化率は、令和 4 (2022)年度までは上昇傾向にありましたが、令和 5 (2023)年度には 37.6%に低下しました。

表 2-1-6 資源化量及び資源化率の推移

年度	平成19 (2007)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
ごみ排出量 (t)*	67,101	55,343	52,074	50,545	46,560	44,814	43,928	43,697	45,308	44,979	44,900	47,060
資源化量 (t)	22,674	21,855	20,766	20,826	19,866	19,012	18,968	18,291	19,801	19,062	19,822	17,710
資源化率 (%)	33.8	39.5	39.9	41.2	42.7	42.4	43.2	41.9	43.7	42.4	44.1	37.6

* 事業系ごみの民間処理施設搬入分は含まない

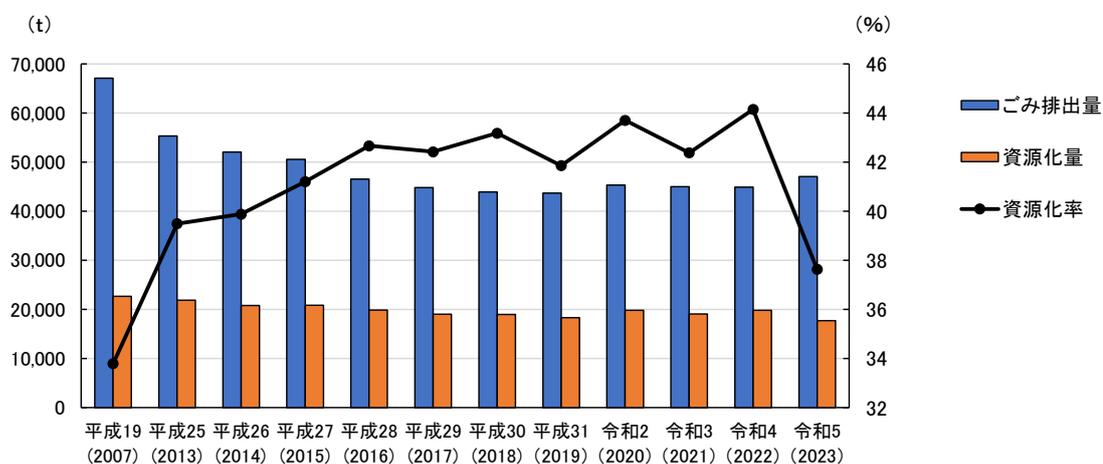


図 2-1-6 資源化量及び資源化率の推移

資源化量の内訳の変化をみると、「紙・布類」は、平成 26(2014)年度をピークに、令和 2 (2020)年度を除いて減少しています。

一方、「生きびん・カレット (色別)」及び「容器包装プラスチック」は、平成 31(2019)年度まで減少傾向にありましたが、令和 2 (2020)年度に増加に転じ、その後は再び減少傾向にあります。

表 2-1-7 資源化量の内訳

単位：t

年度	単位	平成19 (2007)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
トイレットペーパー 「里帰り」	t/年	171	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
紙・布類（収集、直接 搬入）	t/年	4,040	5,991	6,236	6,155	6,146	6,032	5,879	5,750	6,306	5,984	5,854	5,454
生きびん・カレット （色別）	t/年	1,744	1,334	1,322	1,358	1,334	1,263	1,240	1,191	1,285	1,242	1,226	1,159
アルミ缶プレス・破砕 アルミ	t/年	235	225	240	271	298	297	295	300	353	352	341	318
スチール缶プレス・破 砕・粗大鉄	t/年	1,643	1,311	836	893	917	868	895	929	1,051	1,011	998	1,029
せん定枝たい肥化	t/年	524	553	628	576	535	539	549	577	592	441	470	385
容器包装プラスチック	t/年	2,788	2,413	2,377	2,289	2,204	2,063	2,040	2,017	2,500	2,465	2,464	2,346
その他プラスチック（硬 質プラスチック）	t/年	0	173	198	152	147	124	161	98	95	95	85	89
ペットボトル	t/年	508	492	450	491	490	492	475	561	607	637	650	671
再生粗大ごみ（有価物 売却）（リユース品）	t/年	0	66	34	27	38	59	43	36	48	27	10	40
再生粗大ごみ（販売） （リサイクルショップ）	t/年	89	36	52	63	59	50	48	39	42	48	53	52
家電四品	t/年	0	0	0	0	0	1	2	1	1	1	1	0
小型家電	t/年	0	148	288	224	156	172	134	73	111	96	85	84
有害ごみ	t/年	0	58	55	53	66	67	59	64	71	60	56	66
小型充電式電池	t/年	0	0	0	0	0	1	2	2	2	2	1	2
バッテリー	t/年	0	0	1	0	1	0	1	1	0	1	1	1
エコセメント	t/年	5,675	4,631	4,099	4,048	3,767	3,462	3,575	3,452	3,542	3,099	3,531	3,543
羽毛布団	t/年	0	0	1	2	2	2	2	2	2	2	2	3
外部委託（マテリアル リサイクル等）	t/年	0	499	250	500	300	243	364	249	651	926	1,487	154
集団回収	t/年	5,257	3,925	3,699	3,724	3,406	3,277	3,204	2,949	2,542	2,573	2,507	2,314
古布	t/年	151	180	161	170	161	165	172	168	143	135	161	157
古紙	t/年	5,010	3,650	3,446	3,457	3,144	3,010	2,933	2,687	2,305	2,343	2,257	2,072
びん類	t/年	21	11	9	10	13	8	5	2	2	1	1	1
スチール缶	t/年	5	8	8	9	10	11	11	10	9	10	9	9
アルミ缶	t/年	70	77	75	78	79	83	82	82	83	84	79	75
合計	t/年	22,674	21,855	20,766	20,826	19,866	19,012	18,968	18,291	19,801	19,062	19,822	17,710

⑤ 最終処分量¹

総合リサイクルセンターの処理残さの一部は、平成 26(2014)年度まで埋立処分されてきました。現在、焼却灰は、全量をエコセメント化施設に搬入しエコセメントの原料として再利用されています。

表 2-1-8 最終処分量と焼却灰量の推移

単位：t

年度	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)
最終処分量 (埋立量)	361	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0
焼却灰量	4,631	4,099	4,048	3,767	3,462	3,575	3,452	3,542	3,099	3,531	3,543

* 焼却灰はエコセメント化施設に搬入している

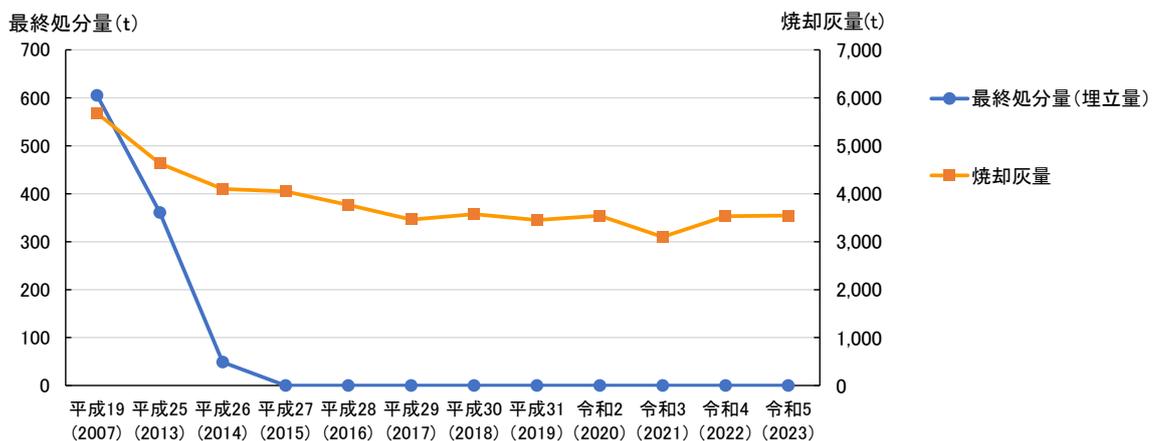


図 2-1-7 最終処分量と焼却灰量の推移

¹ 最終処分量：ごみを焼却・資源化・再利用し、最後に残ったものを最終処分場に埋立処分する量

(3) 収集運搬等の状況

① 家庭ごみの収集運搬

本市では、平成 25(2013)年 11 月より家庭ごみの戸別収集・有料化が実施されています。これに伴い、分別区分が 14 分別に変更され、収集地区については、従来の 2 地区から、4 地区に変更されました。その後、プラスチックのさらなる分別・リサイクルを推進するために「容器包装プラスチック」と「製品プラスチック」に区分するとともに、市民の安全に配慮しスプレー缶の穴あけを止めて収集を開始したことから、平成 31(2019)年 4 月から 16 分別となりました。

その後、令和 7(2025)年 1 月から、「容器包装プラスチック」と「製品プラスチック」を「プラスチック」として一括回収することになり、15 分別となっています。

このほか、小型家電（携帯電話・スマートフォンを含む）は市内 4 か所に設置された回収ボックスで回収を行っています。また、これとは別に携帯電話・スマートフォン専用の回収ボックスを市内 6 か所に設置しています。

表 2-1-9 家庭ごみの収集運搬の状況（令和 7(2025)年 1 月現在）

分別区分		収集頻度	容器等
①燃やせるごみ（有料）		週 2 回	黄色の指定収集袋に入れる
②燃やせないごみ（有料）		隔週	緑色の指定収集袋に入れる
資 源	③プラスチック（容器包装プラスチック、製品プラスチック）	週 1 回	45 リットルまでの透明または半透明の袋に入れる
	④ペットボトル	週 1 回	45 リットルまでの透明または半透明の袋に入れる
	⑤新聞・折込チラシ	隔週	ひもで束ねる
	⑥雑誌・本・雑がみ	隔週	ひもで束ねるか紙袋に入れる
	⑦牛乳等紙パック	隔週	ひもで束ねる
	⑧段ボール・茶色紙	隔週	ひもで束ねる
	⑨古布	隔週	45 リットルまでの透明または半透明の袋に入れる
	⑩せん定枝	週 1 回	長さ 50cm 程度（枝の直径は 15cm まで）に切り揃え、ひもで束ねる
	⑪缶類	隔週	かご等の容器に入れる
	⑫びん類	週 1 回	かご等の容器に入れる
⑬スプレー缶	週 1 回	透明または半透明の袋にスプレー缶のみを入れる	
⑭有害ごみ		週 1 回	45 リットルまでの透明または半透明の袋に「有害ごみ」と明記
⑮粗大ごみ（有料）		随時（個別申込制）	

② 事業系ごみの取扱い

事業系ごみは自己処理を原則としています。平成 29(2017)年 3 月には「事業系ごみの減量とリサイクルの手引き」を作成（令和 7(2025)年 3 月に改訂）するなど、事業者に協力を働きかけています。

事業系ごみは、1 日平均排出量 10kg 未満の少量排出事業者と 10kg 以上の多量排出事業者に区分しています。少量排出事業者は、一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）による専用指定袋収集を実施しています。また、令和元(2019)年 10 月から、紙類の分別・リサイクルを推進するため、許可業者が紙資源処理券を作成し、運用しています。

表 2-1-10 事業系ごみの取扱い

項目		少量排出事業者			多量排出事業者
排出量		1 日平均 10kg 未満			1 日平均 10kg 以上
処理方法		①専用指定袋*	②紙資源処理券	③自己搬入	④許可業者と契約
分別区分	燃やせるごみ	○	-	○	○
	燃やせないごみ	○	-	-	-
	プラスチック・ビニール・ペットボトル	○	-	-	-
	紙類	-	○	-	-
	せん定枝	-	-	○	○
	びん・缶	○	-	-	-
	粗大ごみ	-	-	△（可燃物のみ）	△（可燃物のみ）

* 専用指定袋で 1 か月 30 枚以上使用する場合は③または④の方法とする

③ 処理手数料

家庭ごみの処理手数料については、平成 25(2013)年 11 月より「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」が有料になりました。再利用が可能な資源を有料の対象から外すことにより、ごみの減量と分別・リサイクルの推進を促しています。なお、「粗大ごみ」については平成 12(2000)年 10 月より有料となっています。

事業系ごみの処理手数料については、従来、多量排出事業者のみ徴収していましたが、家庭ごみの戸別収集・有料化に合わせて、平成 25(2013)年 11 月より、少量排出事業者の専用指定袋についても処理手数料を徴収しています。

また、平成 26(2014)年 11 月より、持込によるごみ処理手数料を改定し、家庭ごみは 8 円/kg を 30 円/kg に、事業系ごみは 30 円/kg を 40 円/kg に改定しました。さらに、令和

7(2025)年1月より粗大ごみ手数料について、最低利用金額を1,000円から300円に変更、また、インターネットで申し込みをした場合の支払いについて電子決済を導入し、市民の利便性の向上を図りました。

表 2-1-11 家庭ごみの処理手数料^{*1}の取扱い

分別区分	市が収集と運搬を行う場合	自ら運搬を行う場合
燃やせるごみ	指定袋（1枚当たり） ^{*2} 5L：10円 10L：20円 20L：40円 40L：80円	300円/10kg
燃やせないごみ		
粗大ごみ	処理券による有料制 1～3ポイント：300円券×1枚 4～6ポイント：300円券×2枚 7～9ポイント：300円券×3枚 10ポイント：1,000円券×1枚 11～12ポイント：300円券×4枚 13ポイント：1,000円券×1枚 300円券×1枚 14～15ポイント：300円券×5枚 16ポイント：1,000円券×1枚 300円券×2枚 17～18ポイント：300円券×6枚 19ポイント：1,000円券×1枚 300円券×3枚 20ポイント：1,000円券×2枚	

^{*1} ごみ処理手数料はすべて内税

^{*2} 指定袋は10枚単位で販売（ばら売りあり）

表 2-1-12 事業系ごみの処理手数料^{*1}の取扱い

項目	少量排出事業者	多量排出事業者	
排出量	1日平均10kg未満	1日平均10kg以上	
処理方法	①専用指定袋契約	②自己搬入	③許可業者との契約
処理手数料	専用指定袋（40L） 80円（1枚当たり） ^{*2}	400円/10kg せん定枝は200円/10kg	

^{*1} ごみ処理手数料はすべて内税

^{*2} 専用指定袋は30枚10,650円で販売

1枚当たり355円（運搬手数料275円（税込）、ごみ処理手数料80円（内税））

(4) ごみ処理施設の現況

① 立川市クリーンセンターたちむにい（新清掃工場）

本市では、昭和 27(1952)年から若葉町の旧清掃工場で焼却業務を行っており、昭和 54(1979)年には 1 号炉及び 2 号炉の 2 基が稼働し、平成 9(1997)年には 3 号炉 1 基が稼働し、ごみの焼却を行ってきました。

その後、施設の老朽化が進んできたことから、市は平成 25(2013)年 2 月に立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業区域内の公的利用分を候補地として発表し、平成 25(2013)年度より候補地周辺自治会等で構成している「立川基地跡地利用施設検討委員会」と市が協議しながら、清掃工場移転に向けて取組を進めてきました。

平成 27(2015)年 12 月には「新立川市清掃工場（仮称）の基本的な考え方」がとりまとめられ、平成 29(2017)年 3 月に「立川市新清掃工場整備基本計画」が策定されました。その後、生活環境影響調査や都市計画決定等を経て、令和元(2019)年 6 月に事業者と契約を締結、令和 4(2022)年 11 月から試験運転を開始し、令和 5(2023)年 3 月から本格稼働を始めました。

また、令和 6(2024)年 10 月には「災害時の後方支援機能」、「環境学習機能」、「周辺のみどりとの連続性の確保」等を施設と一体となって担う空間として、敷地北側に「たちむにいひろば」の供用を開始しました。

クリーンセンターたちむにいには、「環境負荷のさらなる低減を図る施設」、「安心・安全で安定した施設」、「エネルギーの有効活用を推進する施設」、「大規模災害時に機能が損なわれない施設」、「市民から親しまれる施設」を目指しており、排ガスに関する厳しい自主規制値を設定して運営にあたるだけでなく、焼却熱を利用して得た電力の地産地消を行うほか、環境学習機能なども備えた施設となっています。

表 2-1-13 立川市クリーンセンターたちむにい 施設概要

所在地	立川市泉町 2002 番地
敷地面積	24,354m ²
建築面積	4,412.36m ²
延床面積	7,952.66m ²
煙突高さ	59m
処理対象物	燃やせるごみ・可燃性粗大ごみ・可燃残さ
処理能力	120t/日 (60t/24 時間×2 炉)
受入・供給設備	ピットアンドクレーン方式
燃焼設備	ストーカ方式
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラー方式
排ガス処理設備	ろ過式集じん器、HCl・SOx 除去装置、触媒脱硝装置、活性炭吹込装置
通風設備	平衡通風方式
余熱利用設備	蒸気タービン発電（最大出力 2,390kW）、温水供給設備
飛灰処理設備	未処理飛灰：サイロ方式 処理飛灰：ピットアンドクレーン方式 飛灰処理：薬剤処理方式

② 立川市総合リサイクルセンター（燃やせないごみ・粗大ごみ・資源処理施設）

総合リサイクルセンターでは、収集したごみや資源を次のとおり中間処理しています。

- ・燃やせないごみ：破碎処理し、資源を回収
- ・資源（プラスチック、ペットボトル、缶類、びん類、スプレー缶）：選別処理を行い、資源を回収
- ・せん定枝：チップ化し、病院等から出た食品残さを発酵させたものと混ぜて「たい肥の素」を生産
- ・有害ごみ：分別し、専門業者に処分を委託
- ・粗大ごみ：再利用可能なものは、公益社団法人立川市シルバー人材センターに引き渡し、「リサイクルショップ西砂」で展示販売
再利用不可能なもので不燃性のものは、破碎処理の後、資源を回収
再利用不可能なもので可燃性のものは、清掃工場に運搬し破碎処理の後、焼却処理

また、定期的に「立川市総合リサイクルセンターだより『西砂からの風』」を発行し、ごみの減量やリサイクルに向けた普及・啓発を図っています。

総合リサイクルセンターは竣工後 30 年近く経過しており、長寿命化に向け、計画的な設備・建物の補修・整備が求められています。

表 2-1-14 立川市総合リサイクルセンター 施設概要

所在地	立川市西砂町 4 丁目 77 番地の 1
敷地面積	15,839.49 m ²
建築面積	4,797.09 m ²
延床面積	9,126.99 m ²
竣工年月日	平成 8 (1996) 年 3 月 29 日
追加工事	平成 9 (1997) 年 カレット砂化処理システム設置 平成 12 (2000) 年 プラスチック類圧縮梱包設備設置 平成 15 (2003) 年 せん定枝資源化施設整備
処理能力	計 73t/日 燃やせないごみ・粗大ごみ処理：10t/日 資源ごみ処理：缶類 10t/日、カレット 13t/日、プラスチック 40t/日 せん定枝処理：3t/日
機械設備	ごみ供給クレーン 3.5m ³ （バケット付きクレーン） 粗大ごみ剪断機 2.0t/h（2軸スクリュウ式） 破碎機 7.1t/h（スイングハンマー式） プラスチック類圧縮梱包機 3.2t/h せん定枝破碎機 0.6t/h
その他	市民向け学習スペース、リサイクルプラザ（粗大ごみ・衣類の再生展示）

③ 東京たま広域資源循環組合 日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場（埋立処分施設）

総合リサイクルセンターにおける資源選別後の処理残さは、以前は東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場で埋立処分されていましたが、平成26(2014)年9月以降、埋立処分がなくなっています。

表 2-1-15 東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場 施設概要

所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内
構成団体	多摩地域 25 市 1 町
施設規模	総面積 59.1ha(エコセメント化施設含む) 埋立地面積 18.4ha 管理施設等面積 14.9ha 残存緑地面積 25.8ha
竣工年月日	平成10(1998)年1月29日
埋立方式	セル方式
埋立廃棄物	破碎された不燃ごみ
埋立期間	平成10(1998)年1月29日から令和10(2028)年3月まで(予定)
埋立容量	370万m ³ (内訳:廃棄物埋立容量250万m ³ 、覆土容量120万m ³)
埋立状況	埋立容量の約44.7%が埋立済(令和6(2024)年3月現在) 平成30(2018)年度以降は不燃ごみ埋立処分ゼロを継続中

④ 東京たまエコセメント化施設（焼却灰の処理）

平成18(2006)年6月に東京たまエコセメント化施設が竣工し、本市を含む多摩地域25市1町の焼却残さは、エコセメントの原料としてリサイクルされています。

表 2-1-16 東京たまエコセメント化施設 施設概要

所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野 7642
事業運営方式	東京たま広域資源循環組合が施設を所有し、民間企業が設計・施工と運転管理及びエコセメントの販売を一体的に請け負う公設民営方式
総面積	4.6ha
竣工年月日	平成18(2006)年6月30日
処理対象物	ごみの焼却施設から排出される焼却残さ
処理能力	焼却残さ平均処理量 約300t/日 エコセメント平均生産量 約430t/日

(5) ごみ処理経費の状況

本市のごみ処理経費は 30.87 億円で、内訳はごみ収集経費が 47.7%と最も多く、次いで不燃物等処理経費、焼却処理経費の順となっています（令和 5（2023）年度）。

市民 1 人当たりの経費は 16,624 円（令和 5（2023）年度）で、平成 26（2014）年度以降ほぼ横ばいとなっています。

ごみ 1 t 当たりの経費は 68,995 円（令和 5（2023）年度）で、平成 30（2018）年度以降減少傾向にあります。

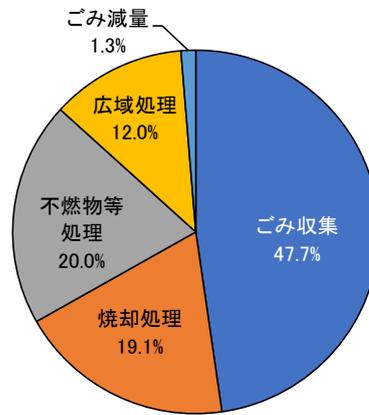


図 2-1-8 ごみ処理経費の内訳（令和 5（2023）年度）

表 2-1-17 ごみ処理経費の推移

年度	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
人口 (人)	178,442	179,140	179,563	181,285	182,715	183,482	184,148	184,439	185,120	185,565	185,710
ごみ排出量 (t)*	51,418	48,375	46,821	43,154	41,537	40,724	40,748	42,766	42,406	42,393	44,746
ごみ処理経費 (億円)	27.35	31.31	31.96	31.54	31.93	32.43	32.26	32.76	32.30	32.15	30.87
ごみ収集	10.18	14.03	14.15	14.14	13.98	13.96	13.94	14.42	14.40	14.53	14.73
焼却処理	6.19	6.81	7.22	7.06	7.46	7.94	8.14	8.29	8.39	7.52	5.89
不燃物等処理	3.75	4.50	4.57	4.80	4.96	5.27	5.12	5.35	5.35	5.79	6.16
広域処理	5.54	5.43	5.46	5.04	5.07	4.81	4.62	4.26	3.77	3.85	3.69
ごみ減量	1.68	0.54	0.57	0.50	0.46	0.45	0.43	0.45	0.38	0.45	0.40
1人当たり経費 (円/人)	15,326	17,477	17,800	17,399	17,477	17,674	17,517	17,760	17,450	17,324	16,624
1t当たり経費 (円/t)	53,188	64,718	68,266	73,090	76,879	79,632	79,161	76,595	76,177	75,830	68,995

* 事業系ごみのうち民間処理施設搬入分及び、集団回収を含まない。

* 端数処理のため、合計値が合わないところがある。

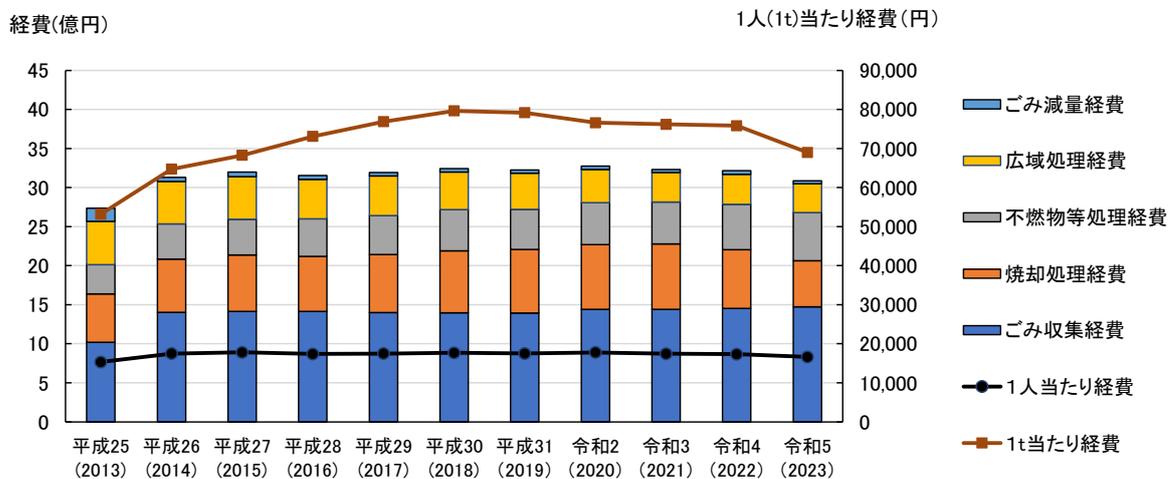


図 2-1-9 ごみ処理経費の推移

(6) ごみ焼却に伴い発生する温室効果ガスの状況

クリーンセンターたちむにいにおいて燃やせるごみなどを焼却することにより、二酸化炭素 (CO₂) 等の温室効果ガス (非エネルギー起源) が発生します。その発生量は、燃やせるごみの量のほか、燃やせるごみに含まれるプラスチック類の混入率などによって変わります。

令和5(2023)年度の温室効果ガス排出量は、25,042t-CO₂eq となっています。

(7) 前計画の評価

① 数値目標の達成状況

1) 数値目標1【排出抑制の推進】

○数値目標1 ごみ排出量（民間処理施設搬入分を含む）を約30%減らす	
【排出抑制の推進】	
指標(1)	ごみ排出量（民間処理施設搬入分を含む）
指標(2)-1	家庭ごみ排出量
指標(2)-2	市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量
指標(3)-1	事業系ごみ排出量（民間処理施設搬入分を含む）
指標(3)-2	従業者1人1日当たりの事業系ごみ排出量

前計画では、市内で排出されるごみの量を抑制していくため、市処理施設へ搬入・処理されるごみだけでなく、民間処理施設へ搬入・処理されるごみを含めたごみ排出量を令和6(2024)年度までに約30%（平成19(2007)年度比）減らすことを数値目標としていました。

令和5(2023)年度時点で、ごみ排出量は令和6(2024)年度目標41,660tに対し46,334tとなっており、目標を達成していません。これは、事業系ごみが令和6(2024)年度目標6,640tに対し令和5(2023)年度時点で11,376tと大幅に超過しているためです。家庭ごみについては、令和6(2024)年度目標35,020tに対し令和5(2023)年度時点で34,958tとなっており、目標を達成しています。

表2-1-18 ごみ排出量（前計画の目標値と実績値の比較）

年度		平成19 (2007)	平成25 (2013)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
目標値	ごみ排出量*1(t)				48,486	47,121	45,756	44,391	43,026	41,660
	家庭ごみ排出量(t)				36,084	35,871	35,659	35,446	35,233	35,020
	市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量(g/人・日)				537	535	530	526	523	519
	事業系ごみ排出量*2(t)				12,402	11,250	10,097	8,945	7,793	6,640
	従業者1人1日当たりの事業系ごみ排出量(g/人・日)*3				261	233	207	181	155	131
実績値	ごみ排出量*1(t)	61,844	51,418	49,852	50,200	49,820	49,039	49,242	46,334	-
	家庭ごみ排出量(t)	41,550	38,758	36,297	36,603	38,691	37,435	36,730	34,958	-
	市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量(g/人・日)	646	595	542	543	575	554	542	514	-
	事業系ごみ排出量*2(t)	20,294	12,660	13,555	13,597	11,129	11,604	12,512	11,376	-
	従業者1人1日当たりの事業系ごみ排出量(g/人・日)*3	509	292	305	302	246	254	273	247	-

*1 民間処理施設搬入分を含み、集団回収を含まない

*2 民間処理施設搬入分を含む

*3 従業者数は今回再計算した値のため、実績値についても前計画と異なる場合がある

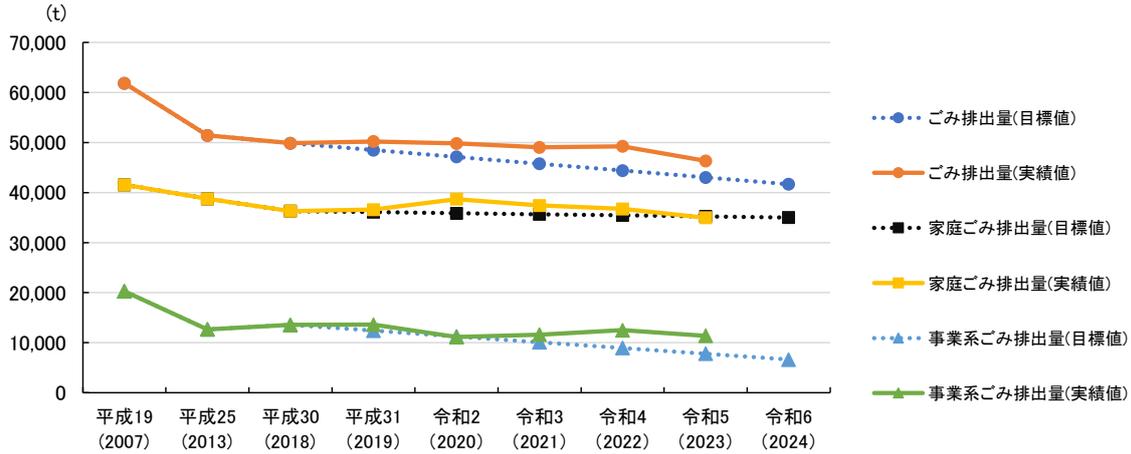


図 2-1-10 ごみ排出量 (前計画の目標値と実績値の比較)

1人1日当たりのごみ排出量は、家庭ごみが令和6(2024)年度目標 519g/人・日に対し令和5(2023)年度時点で 514 g/人・日となっており、目標を達成しています。

事業系ごみについては、令和6(2024)年度目標 131g/人・日に対し令和5(2023)年度時点では 247 g/人・日となっており、目標達成までには大幅な削減が必要な状況です。

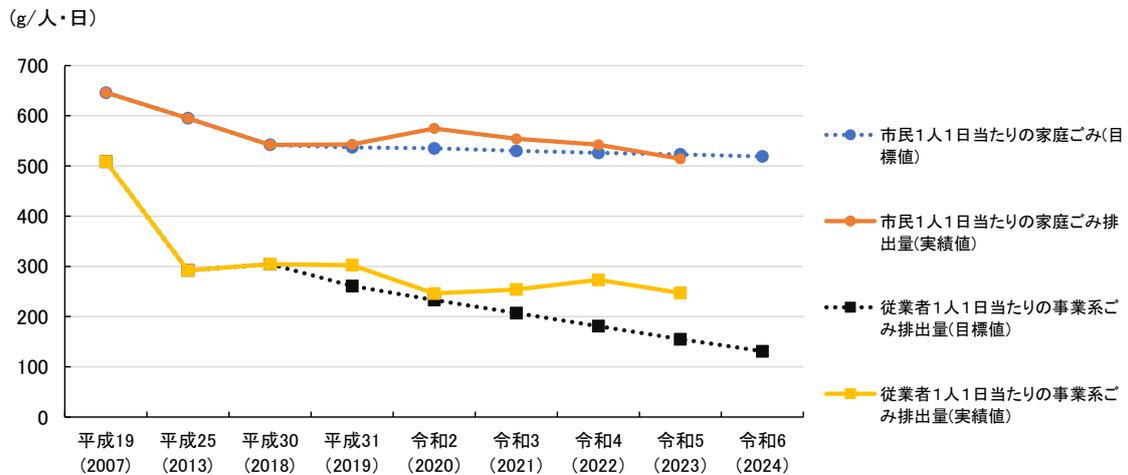


図 2-1-11 1人1日当たりのごみ排出量 (前計画の目標値と実績値の比較)

2) 数値目標2【焼却処理量の削減】

○数値目標2 燃やせるごみ量を約50%減らす【焼却処理量の削減】

- 指標(1) 燃やせるごみ量(清掃工場搬入量)
- 指標(2)-1 家庭の燃やせるごみ量
- 指標(2)-2 市民1人1日当たりの家庭の燃やせるごみ量
- 指標(3)-1 事業系の燃やせるごみ量
- 指標(3)-2 従業者1人1日当たりの事業系の燃やせるごみ量

前計画では、市の清掃工場に搬入される燃やせるごみの量を令和6(2024)年度までに約50%(平成19(2007)年度比)減らすことを数値目標としていました。

燃やせるごみの搬入量は、令和6(2024)年度目標22,483tに対し、令和5(2023)年度時点で30,094tとなっており、目標を達成していません。

内訳をみると、家庭の燃やせるごみは令和6(2024)年度目標17,950tに対し令和5(2023)年度時点で20,607t、事業系の燃やせるごみは目標4,533tに対し9,487tとなっており、いずれも目標を達成していません。特に事業系の燃やせるごみは、民間処理施設への搬入分が減ったため、令和5(2023)年度に大幅に搬入量が増えています。

表2-1-19 燃やせるごみの量(前計画の目標値と実績値の比較)

年度		平成19 (2007)	平成25 (2013)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
目標値	燃やせるごみ量(t)*1				24,999	24,496	23,994	23,491	22,986	22,483
	家庭の燃やせるごみ量(t)				20,857	20,276	19,694	19,113	18,531	17,950
	市民1人1日当たりの家庭の燃やせるごみ量(g/人・日)				310	302	293	284	275	266
	事業系の燃やせるごみ量(t)*1				4,142	4,220	4,300	4,378	4,455	4,533
	従業者1人1日当たりの事業系の燃やせるごみ量(g/人・日)*1*2				87	88	88	88	89	89
実績値	燃やせるごみ量(t)*1	45,584	34,406	25,504	25,505	25,956	26,413	26,799	30,094	-
	家庭の燃やせるごみ量(t)	29,006	23,708	21,439	21,726	22,255	21,786	21,476	20,607	-
	市民1人1日当たりの家庭の燃やせるごみ量(g/人・日)	451	364	320	322	331	322	317	303	-
	事業系の燃やせるごみ量(t)*1	16,578	10,698	4,065	3,779	3,701	4,627	5,323	9,487	-
	従業者1人1日当たりの事業系の燃やせるごみ量(g/人・日)*1*2	416	247	91	84	82	101	116	206	-

*1 民間処理施設搬入分を含まない

*2 従業者数の実績値を見直したため、従業者1人1日当たりの事業系の燃やせるごみ量(実績値)の一部は、前計画と異なる

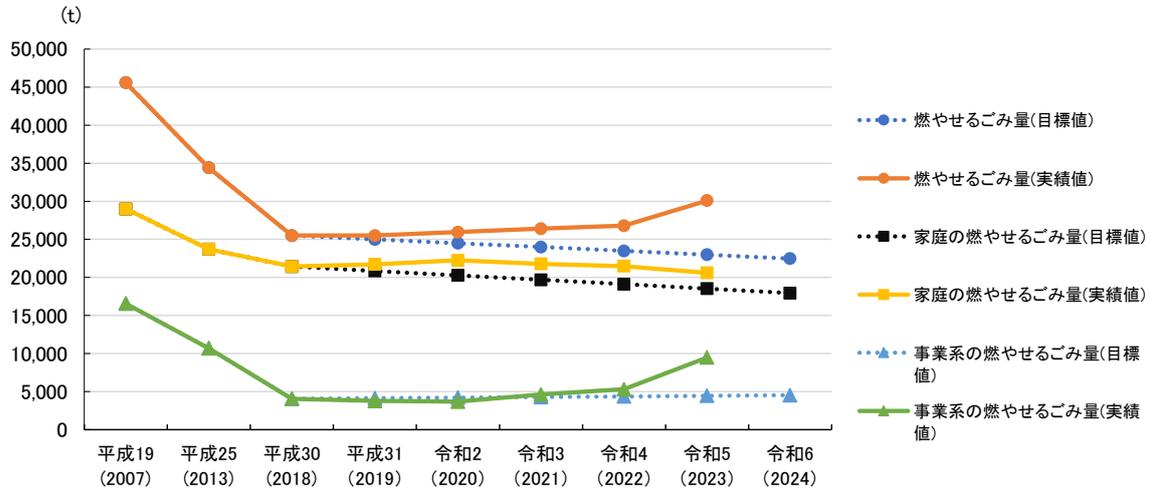


図 2-1-12 燃やせるごみの量 (前計画の目標値と実績値の比較)

家庭ごみの1人1日当たりの燃やせるごみの量は、令和6(2024)年度目標266g/人・日に対し、令和5(2023)年度時点で303g/人・日となっており、目標を達成していません。

事業系ごみについては、令和6(2024)年度目標89g/人・日に対し、令和5(2023)年度時点で206g/人・日と大幅に目標を超過しています。これは、民間処理施設への搬入分が減り、市の清掃工場に搬入される分が大幅に増えたためです。

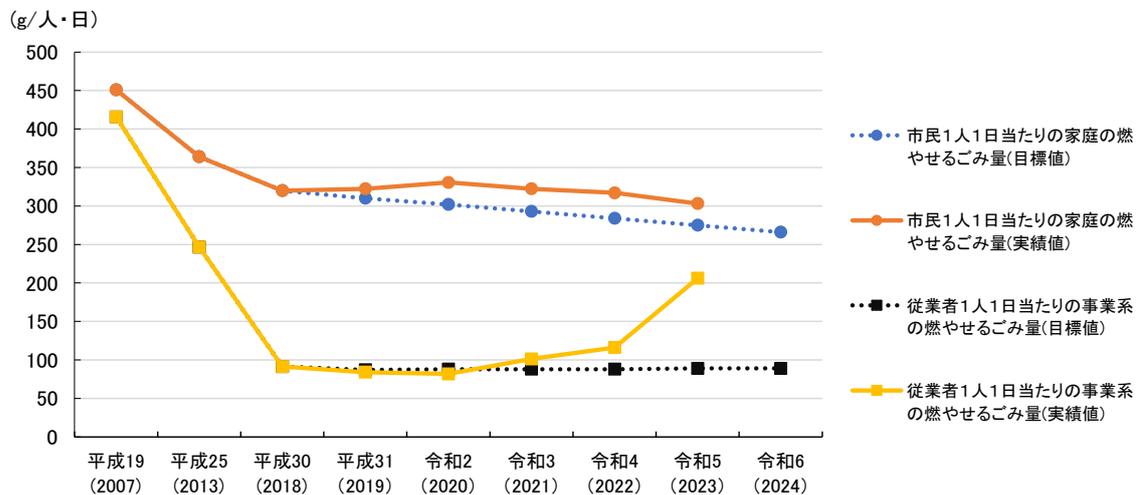


図 2-1-13 1人1日当たりの燃やせるごみの量 (前計画の目標値と実績値の比較)

3) 数値目標3【リサイクルの向上】

○数値目標3 資源化率を約45%にする【リサイクルの向上】

指標 資源化率＝資源化量／総ごみ排出量

前計画では、平成30(2018)年度まで資源化率が順調に伸びていたことから、令和6(2024)年度目標を約45%に設定していました。

資源化率の実績値は令和4(2022)年度まで上昇傾向にありましたが、令和5(2023)年度にごみ排出量が増加したことが原因で資源化率が大幅に低下し、令和6(2024)年度目標は未達成となっています。

表 2-1-20 資源化率（前計画の目標値と実績値の比較）

年度		平成19 (2007)	平成25 (2013)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
目標値	ごみ排出量(t)*1				43,714	43,484	43,266	43,047	42,825	42,601
	資源化量(t)				19,136	19,289	19,368	19,319	19,264	19,209
	資源化率(%)				43.8	44.4	44.8	44.9	45.0	45.1
実績値	ごみ排出量(t)*1	67,101	55,343	43,928	43,697	45,308	44,979	44,900	47,060	-
	資源化量(t)	22,674	21,855	18,968	18,291	19,801	19,062	19,822	17,710	-
	資源化率(%)	33.8	39.5	43.2	41.9	43.7	42.4	44.1	37.6	-

* 民間処理施設搬入分を含まない

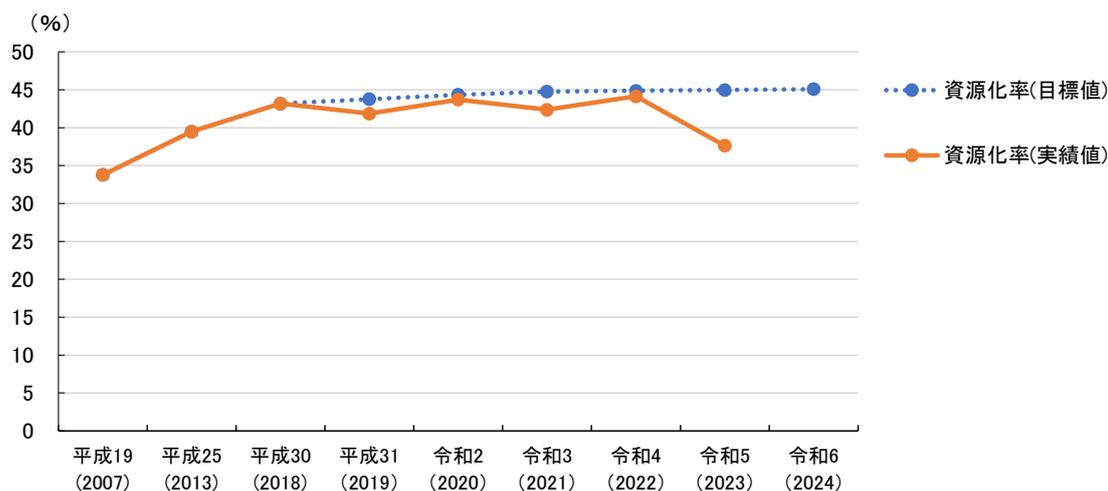


図 2-1-14 資源化率（前計画の目標値と実績値の比較）

4) 数値目標4【ゼロエミッションの継続】

○数値目標4 埋立量0t /年を継続する【ゼロエミッションの継続】
 指標 埋立量（日の出町ニツ塚廃棄物処分場に埋め立てた量）

前計画では、分別徹底や選別制度の向上により、総合リサイクルセンターの処理残さへの有害物質などの禁忌品の混入を防止し、ゼロエミッション（埋立量ゼロ）の継続を目標としていました。

平成27(2015)年度以降、資源選別後の処理残さの全量を焼却し、エコセメントの原料として再利用することで、埋立量ゼロを継続しており、目標を達成しています。

表 2-1-21 最終処分量と焼却灰量の推移

単位：t

年度	平成19 (2007)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
最終処分量 (埋立量)	605	361	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0
焼却灰量	5,675	4,631	4,099	4,048	3,767	3,462	3,575	3,452	3,542	3,099	3,531	3,543

* 焼却灰はエコセメント化施設に搬入している

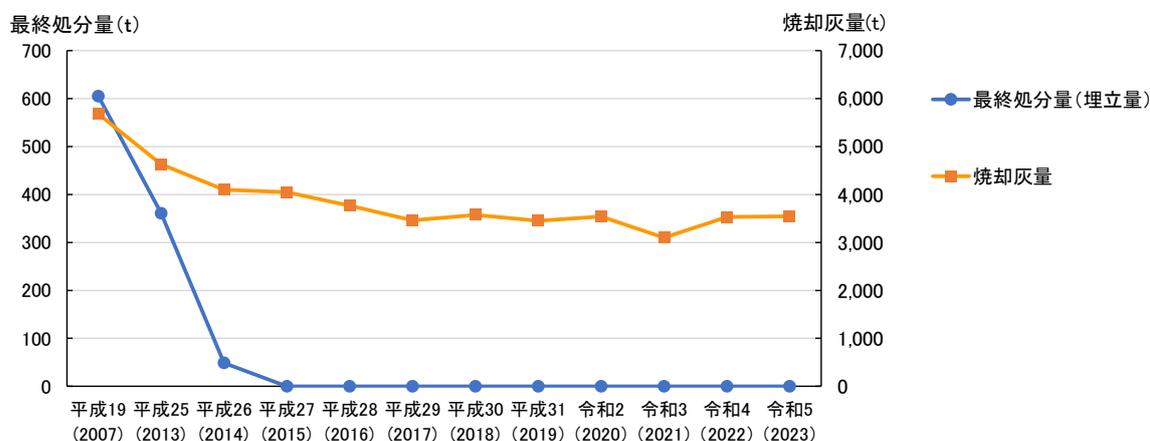


図 2-1-15 最終処分量と焼却灰量の推移

5) 数値目標5【安定したごみ処理の継続】

○数値目標5 ごみ処理施設の稼働率を100%にする【安定したごみ処理の継続】

指標(1) 清掃工場の稼働率=実稼働日数/計画稼働日数
 = (計画稼働日数-故障等による停止日数) / 計画稼働日数
 ※故障等による停止日数には、施設の一部停止の場合も含む

指標(2) 総合リサイクルセンターの稼働率=実稼働日数/計画稼働日数
 = (計画稼働日数-故障等による停止日数) / 計画稼働日数
 ※故障等による停止日数には、施設の一部停止の場合も含む

前計画では、安定したごみ処理の継続のため、旧清掃工場及び総合リサイクルセンターの稼働率100%を目標に掲げていました。

令和4(2022)年度までの旧清掃工場の稼働率は約98%以上を維持し、クリーンセンターたちむにい(令和5(2023)年度)の稼働率は100%でした。総合リサイクルセンターの稼働率は、平成30(2018)年度が約89%と低かったものの、その後は約96%以上で推移しています。

表2-1-22 旧清掃工場及び立川市クリーンセンターたちむにいの稼働率

年度	実績値(旧清掃工場)						実績値(クリーンセンター)	
	平成25 (2013)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
計画稼働延べ日数(日)*	571	369	385	425	426	290	62	610
実稼働延べ日数(日)*	541	369	385	422	419	284	60	610
稼働率(%)	94.7	100.0	100.0	99.3	98.4	97.9	96.8	100.0

* 日数は複数ある焼却炉それぞれの合計である。

表2-1-23 立川市総合リサイクルセンターの稼働率の推移

年度	実績値						
	平成25 (2013)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
計画稼働延べ日数(日)	254	245	259	259	260	261	257
実稼働延べ日数(日)	254	218	259	248	256	255	257
稼働率(%)	100.0	89.0	100.0	95.7	98.5	97.7	100.0

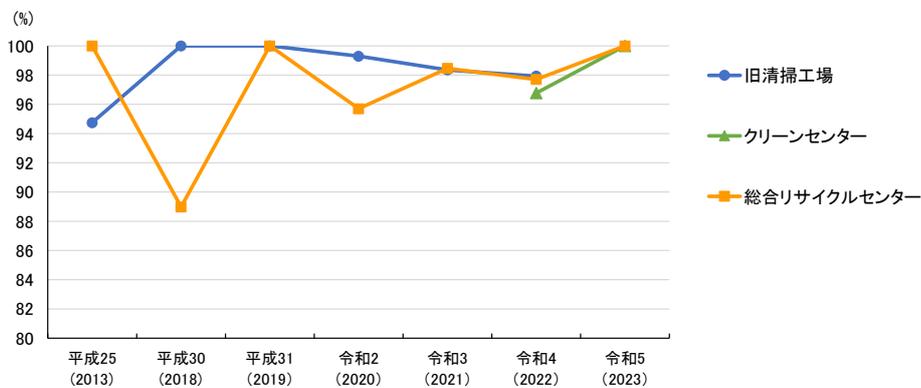


図2-1-16 旧清掃工場、立川市クリーンセンターたちむにい、立川市総合リサイクルセンターの稼働率の推移

② 前計画における施策の取組状況

前計画では、3つの基本方針「1 家庭ごみ減量の推進」、「2 事業系ごみ減量の推進」、「3 安定したごみ処理」を掲げ、数値目標達成のための72施策に取り組んできました。令和2(2020)年度から令和5(2023)年度までの施策体系と取組状況を表2-1-24に示します。

新たな施策をはじめ、説明会、臨時相談窓口の開設、環境フェア、楽市、暮らしフェスタ等のイベント、市ホームページ、「西砂からの風」、「広報たちかわ」等の媒体を活用し、様々な普及・啓発活動が実施されました。

なお、一部の施策については、新型コロナウイルス感染症拡大により期間の前半(令和2(2020)~令和3(2021)年度頃)に実施できなかったため取組が遅れたものや、検討までにとどまったもの、未実施の取組もあります。

●令和2(2022)年以降、新たに取り組んだ施策等(令和5(2023)年度末時点)

- 1-2-5 家庭ごみ分別基準の検討
- 1-3-8 粗大ごみ収集のインターネット受付開始(令和2(2020)年10月)
- 3-2-3 総合リサイクルセンターの設備長寿命化計画策定(令和2(2020)年12月)
総合リサイクルセンターのクレーン更新工事(令和4(2022)年10~12月)
- 1-2-11 ごみ出しサポートシール事業開始(令和4(2022)年5月)
- 3-2-4 クリーンセンターたちむにい運営基本方針策定(令和4(2022)年6月)
クリーンセンターたちむにい試験稼働(令和4(2022)年11月)
クリーンセンターたちむにい運営開始(令和5(2023)年3月)

●検討段階にとどまった施策(令和5(2023)年度末時点)

- 1-2-7 世代に応じた周知方法の検討
- 2-2-5 プラスチック類の分別の徹底
- 2-2-6 びん・缶・ペットボトルの回収方法(資源処理券など)の検討
- 2-3-6 イベントなどでのごみ減量・分別啓発
- 2-3-7 (事業系)ごみ処理手数料見直しの検討

●未実施の施策(令和5(2023)年度末時点)

- 2-1-6 (事業系)生ごみ減量に配慮した調理方法の周知
- 2-2-11 小型充電式電池の販売店に対する店頭回収の促進

*施策番号は、表2-1-24の「基本方針-中項目-小項目の番号」に対応する。

表 2-1-24 には、各施策の効果が、数値目標 1～5 にどの程度効果があったかも示しました。

これによると、数値目標 1～3 については、単独の施策で高い効果を上げることは難しく、多くの施策の積み重ねにより目標達成を目指していたことがわかります。

一方、数値目標 4 は「エコセメントの利用促進」及び「焼却残さの減量」が、数値目標 5 は「現清掃工場の老朽化対策」、「総合リサイクルセンターの老朽化対策と設備機能の検討」、「新清掃工場の整備」が高い効果を示していたと考えられます。

表 2-1-24(1) 前計画の施策体系と取組状況（令和5（2023）年度まで）

（取組状況 ○：実施 △：検討 ×：未実施）

施策 （基本方針、中項目、小項目）	概要	取組状況 （令和5 （2023）年 度まで）	備考 （令和2（2020）～ 令和5（2023）年度の 主な取組）	数値目標1～5 への効果度				
				1	2	3	4	5
基本方針1 家庭ごみ減量の推進								
1) 2Rの推進								
1 身近なものを使った「市民1人1日当たり」の目標の周知	家庭ごみの市民1人1日当たりの排出量について、身近なものを使って表現	○	・「目で見るとちかわのごみ」、「広報たちかわ」で周知	3	3			
2 必要がないものやごみになるものを買わない・貰わないライフスタイルの提案	ごみの発生を抑制する持続可能なライフスタイルへの変革を促すため、具体的な環境配慮行動を提案	○	・令和2（2020）～5（2023）年度：地域での分別説明会や臨時相談窓口（令和5（2023）年度：参加約2,200名）、ホームページ、広報、アプリ等で啓発	3	3			
3 買ったもの・貰ったものを長く使うライフスタイルの提案	ものを長く使う持続可能なライフスタイルへの変革を促すため、具体的な環境配慮行動を提案	○	・令和2（2020）～5（2023）年度：地域での分別説明会や臨時相談窓口（令和5（2023）年度：参加約2,200名）、ホームページ、広報、アプリ等で啓発	3	3			
4 マイバッグやマイボトル、リユース容器などに関する市民への利用促進	プラスチック容器を減らすため、市民に対しマイバッグやマイボトル、リユース容器などの利用を促進	○	・商店街・小売店舗・コンビニ等にポスター・ポップ等で周知、広報・ホームページ等で啓発	3	3			
5 リユース品の利用促進	リユース品を購入する場として、フリーマーケットやリユースショップなどの利用を促進、「リサイクルショップ西砂」を紹介	○	・広報及びホームページで「リサイクルショップ西砂」の紹介等	2	3			
6 たちかわ食べきりキャンペーンの継続	「たちかわ食べきりキャンペーン」を継続	○ （令和3（2021）年度～）	・協力店に対し啓発 ・「立川市食べきり協力店」令和3（2021）年12月15日現在68店舗、令和5（2023）年度「たちかわ食べきりキャンペーン」参加28店舗（令和4（2022）年度は81店舗）	3	3			
7 食品ロス市民モニター調査の活用	平成31（2019）年度に実施した「食品ロス市民モニター調査」の結果を踏まえ、さらなる食品ロス削減策を検討	○ （令和3（2021）年度～）	・令和3（2021）～5（2023）年度：地域での分別説明会や臨時相談窓口（令和5（2023）年度：参加約1,600名）で啓発	3	3			
8 生ごみ減量に配慮した調理方法の周知	「食べきりレシピでCOOKING」の配布等	○	・令和3（2021）～5（2023）年度：地域での分別説明会や臨時相談窓口（令和5（2023）年度：参加約1,600名）で啓発	3	3			
9 生ごみ水切りの周知	生ごみの減量につながる水切りの周知	○	・令和3（2021）～5（2023）年度：地域での分別説明会や臨時相談窓口（令和5（2023）年度：参加約2,200名）で啓発、生ごみ水切り説明会（令和5（2023）年度：参加94名）	3	3			
10 生ごみ処理機器等購入費補助金制度の継続	生ごみ処理機器や生ごみ堆肥化容器を購入した市民を対象に、購入費補助金制度を継続	○	・令和2（2020）～5（2023）年度：ホームページで事業の周知（令和5（2023）年度実績：生ごみ処理機器100件、たい肥化容器9件）		4	4		
11 ベランダたい肥づくりの利用促進	せん定枝のたい肥の素を使い、住居のベランダで、生ごみを処理し、たい肥を作ることができる「ベランダたい肥づくり」の利用を促進	○	・令和2（2020）～5（2023）年度：ホームページや広報で事業を周知（令和5（2023）年度実績：新規107件、継続62件）	3	3			

* 数値目標1 ごみ排出量（民間処理施設搬入分を含む）を約30%減らす【排出抑制の推進】

数値目標2 燃やせるごみ量（清掃工場搬入量）を約50%減らす【焼却処理量の削減】

数値目標3 資源化率を約45%にする【リサイクルの向上】

数値目標4 埋立量0t/年を継続する【ゼロエMISSIONの継続】

数値目標5 ごみ処理施設の稼働率を100%にする【安定したごみ処理の継続】

* 数値目標の効果度 1低い 2やや低い 3普通 4やや高い 5高い

表 2-1-24(2) 前計画の施策体系と取組状況（令和5（2023）年度まで）

（取組状況 ○：実施 △：検討 ×：未実施）

施策 (基本方針, 中項目, 小項目)	概要	取組状況 (令和5 (2023)年 度まで)	備考 (令和2(2020)～ 令和5(2023)年度の 主な取組)	数値目標1～5 への効果度				
				1	2	3	4	5
2) 分別・リサイクルの推進								
1 雑がみ回収袋の利用促進	雑がみ回収袋などを活用して、雑がみの分別・リサイクルの定着を促進	○	・雑がみ回収袋の活用について情報収集 ・雑がみ回収袋をイベントで配布 ・雑がみ回収袋の作り方を市ホームページで周知		2	2		
2 生ごみ分別・資源化事業の継続	大山自治会における生ごみ分別・資源化事業の継続、さらなる生ごみの分別・リサイクルについて検討	○	・大山自治会で、生ごみの分別収集・たい肥化事業を継続中（令和5(2023)年度:746世帯） ・事業拡大が可能か検討		3	3		
3 容器包装プラスチック収集時のチェックの強化	容器包装プラスチック収集時のチェックの強化	○ (令和5 (2023)年 度)	・令和5(2023)年度:プラ検査を実施、 ・令和2(2020)年度～:広報やホームページで容器包装プラと製品プラの違いを周知		3	3		
4 新たなリサイクル品目の検討	ヨーグルト等の食品紙パックなど、新たなリサイクル品目としての可能性を検討	○	・新たな有価物品物としてリユース品の引き渡し ・使い捨てライターを焼却処分から資源化へ移行 ・有償で外部処理を委託している廃棄物のうち、有価物として引き渡しできるものがないか検討		4	4		
5 家庭ごみ分別基準の検討	リサイクルの方法や処理上の課題など、分別を判断するための項目を整理し、市民にも分かりやすい分別基準を検討	○	・新プラ法の対応に合わせて分別基準を検討		3	3		
6 燃やせるごみ組成分析調査の継続	平成23(2011)年度から実施	○ (令和5 (2023)年 度)	・令和5(2023)～6(2024)年度実施。結果は「西砂からの風」やパネル展等で公表。(令和2(2020)～4(2022)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)		3	3		
7 世代に応じた周知方法の検討	プレゼンテーションの訴求力を高めるための工夫を検討	△	・情報収集 ・若い世代向けにはアプリ、高齢者向けには冊子を配布		3	3		
8 わかりやすい表示方法の検討	「資源とごみの収集カレンダー」や「資源とごみの分別ハンドブック」の分別品目や収集曜日の表示はわかりやすいデザインとなるように工夫	○	・収集カレンダーの表示やデザインを改良		4	4		

* 数値目標1 ごみ排出量（民間処理施設搬入分を含む）を約30%減らす【排出抑制の推進】

数値目標2 燃やせるごみ量（清掃工場搬入量）を約50%減らす【焼却処理量の削減】

数値目標3 資源化率を約45%にする【リサイクルの向上】

数値目標4 埋立量0t/年を継続する【ゼロエミッションの継続】

数値目標5 ごみ処理施設の稼働率を100%にする【安定したごみ処理の継続】

* 数値目標の効果度 1低い 2やや低い 3普通 4やや高い 5高い

表 2-1-24(3) 前計画の施策体系と取組状況（令和5（2023）年度まで）

（取組状況 ○：実施 △：検討 ×：未実施）

施策 （基本方針、中項目、小項目）	概要	取組状況 （令和5 （2023）年 度まで）	備考 （令和2（2020）～ 令和5（2023）年度の 主な取組）	数値目標1～5 への効果度				
				1	2	3	4	5
9 「たちかわごみ分別アプリ」の利用促進	環境フェアなどのイベントでの普及促進、内容の充実	○	・ 広報やホームページで利用促進 ・ 転入者へチラシを配布 ・ たちかわごみ分別アプリ ・ ごみ分別辞典「ごみサク」		4	4		
10 高齢者世帯への「資源とごみの分別ハンドブック」の配布	高齢者がよく利用する施設で配布	○	・ 4箇所の福祉会館に配置（継続）		4	4		
11 介護保険事業者や指定障害福祉サービス事業者などを対象とした説明会の開催	介護保険事業者や指定障害福祉サービス事業者などを対象とした資源とごみの分別やごみ出し支援事業などに関する説明会を開催、ごみ出し支援事業の対象要件の見直しを検討	○ （令和4 （2022）年 度）	・ 令和2（2020）年度：ごみ出し支援事業の説明（2回） ・ 令和4（2022）年度：「ごみ出しサポートシール」事業開始、説明会開催		2	2		
12 在宅医療廃棄物への対応	在宅医療で使われた注射針については、引き続き薬剤師会による回収、感染の可能性がないプラスチックバッグ、チューブ類などについては、個別の相談に応じて、排出されるものに合わせて、適正に収集・処理	○	・ 広報、ホームページ等で周知。薬局と協力して啓発チラシを作成。		3	3		
13 資源やごみのゆくえに関する市民への周知	資源やごみのゆくえに関する資料を作成し、市民に周知	○	・ ホームページや「目でみる立川のごみ」で周知。 ・ 令和4（2022）年度より資源化に移行した使い捨てライラの処理工程をホームページで周知。		4	4		
14 家庭ごみにおける小型充電式電池分別収集の検討（店頭回収の周知を含む）	電器店での店頭回収の周知も含めた分別収集を検討	○ （令和3 （2021）年 度～）	・ 令和3（2021）年度：JBRC 非対応の小型充電式電池の処分開始 ・ 令和6（2024）年度：使用済み小型電子機器の回収開始				1	3

* 数値目標1 ごみ排出量（民間処理施設搬入分を含む）を約30%減らす【排出抑制の推進】

数値目標2 燃やせるごみ量（清掃工場搬入量）を約50%減らす【焼却処理量の削減】

数値目標3 資源化率を約45%にする【リサイクルの向上】

数値目標4 埋立量0t/年を継続する【ゼロエミッションの継続】

数値目標5 ごみ処理施設の稼働率を100%にする【安定したごみ処理の継続】

* 数値目標の効果度 1低い 2やや低い 3普通 4やや高い 5高い

表 2-1-24(4) 前計画の施策体系と取組状況（令和5（2023）年度まで）

（取組状況 ○：実施 △：検討 ×：未実施）

施策 （基本方針, 中項目, 小項目）	概要	取組状況 （令和5 （2023）年 度まで）	備考 （令和2（2020）～ 令和5（2023）年度の 主な取組）	数値目標1～5 への効果度					
				1	2	3	4	5	
3) その他									
1 資源とごみの臨時相談窓口や地域説明会等の開催	資源とごみの臨時相談窓口を開設、自治会などの地域団体の依頼により地域説明会や出前講座を開催、小学校等のごみ処理施設見学の受入	○ （令和3 （2021）年 度～）	・令和2（2020）～5（2023）年度：地域での分別説明会や臨時相談窓口（令和5（2023）年度参加約2,200名）で啓発 ・令和3（2021）～4（2022）年度：施設見学受け入れ	4	4				
2 ごみ減量情報紙「西砂からの風」の発行	平成22（2010）年10月より、ごみ減量情報紙「西砂からの風」を発行	○	・年2～4回ホームページ、自治会や公共施設に配布	3	3				
3 広報「たちかわ」や市のホームページを通じた啓発	広報「たちかわ」や市のホームページを通じてごみの分別や減量等に関するタイムリーな情報を掲載	○	・年間を通じて広報やホームページに掲載	3	3				
4 環境フェアやたちかわ楽市などへの出展	多くの市民に周知・啓発できる機会として、環境フェアやたちかわ楽市などへ出展、「エコポイント」や「ごみ分別検定」「アイデア募集」など、市民が楽しみながら、2R+Rに取り組むことができるよう工夫	○ （令和4 （2022）年 度～）	・環境フェア、楽市、くらしフェスタでごみ減量の啓発（令和2（2020）～3（2021）年度は中止）	4	4				
5 ごみ減量協力員の役割の再検討	イベント等での協力	○	①地域住民への啓発活動、②地域の現状報告、③地域におけるリサイクル推進活動への協力など（任期2年、令和4（2022）～5（2023）年度：46人）	2	2				
6 水銀含有の有害ごみに関する市民への周知	水銀含有の有害ごみを燃やせるごみなどの他の品目として出した場合の健康や環境へのリスクを市民に周知し、分別を徹底	○	・広報及び市のホームページで啓発				3	4	
7 小型充電式電池に関する市民への周知	小型充電式電池の危険性を市民に周知し、発火事故を防止するとともに、家庭ごみとして出す場合は有害ごみとして分別するよう啓発	○	・広報及び市のホームページで啓発				1	4	
8 粗大ごみ収集のインターネット受付など	インターネットによる受付システムの導入、粗大ごみ処理券の取扱店の拡大や収集品目のポイント制の見直しも検討	○	・令和2（2020）年10月よりインターネット受付を開始、 ・粗大ごみ処理券の取扱店・施設数 63（令和6（2024）年4月1日） ・ポイント制は継続	3	3	4			

* 数値目標1 ごみ排出量（民間処理施設搬入分を含む）を約30%減らす【排出抑制の推進】

数値目標2 燃やせるごみ量（清掃工場搬入量）を約50%減らす【焼却処理量の削減】

数値目標3 資源化率を約45%にする【リサイクルの向上】

数値目標4 埋立量0t/年を継続する【ゼロエミッションの継続】

数値目標5 ごみ処理施設の稼働率を100%にする【安定したごみ処理の継続】

* 数値目標の効果度 1 低い 2 やや低い 3 普通 4 やや高い 5 高い

表 2-1-24(5) 前計画の施策体系と取組状況（令和5（2023）年度まで）

（取組状況 ○：実施 △：検討 ×：未実施）

施策 (基本方針, 中項目, 小項目)	概要	取組状況 (令和5 (2023)年 度まで)	備考 (令和2(2020)～ 令和5(2023)年度の 主な取組)	数値目標1～5 への効果度				
				1	2	3	4	5
基本方針2 事業系ごみ減量の推進								
1) 2Rの推進								
1 ごみを出さない職場環境づくりの提案	業種別に各段階（生産・流通・販売段階など）でのごみ減量方法を提案、市施設ではエコオフィスプラン21を推進	○	・訪問調査等	3	3			
2 ごみを発生させず長く使える製品の製造・流通の促進	製造事業者に対し環境に配慮した素材を用い、ごみの発生が可能な限り少なく、分別が容易な製品、修理が可能で長く使える製品の製造を要請、流通事業者に対しては梱包・包装材などのごみが発生しない流通を要請	○	・全国市長会や東京都市長会等を通じて要請	3	3			
3 レジ袋の有料化	令和2(2020)年7月からのレジ袋有料化に伴い、マイバッグ推奨運動や環境への負荷が少ない紙袋等への移行を促進	○	・販売事業者に対しレジ袋から紙袋等への移行を促した	4	3			
4 マイバッグやマイボトル、リユース容器などに関する小売店への利用促進	小売店に対しマイバッグ、マイボトル、リユース容器への対応やポイント制の導入などを推奨	○	・小売店に対し、マイバッグ推奨運動への参加を促した	4	4			
5 立川市食べきり協カ店事業・たちかわ食べきりキャンペーンの継続	「立川市食べきり協カ店」100店舗以上の登録、「たちかわ食べきりキャンペーン」実施	○	・「立川市食べきり協カ店」令和5(2023)年度：80店舗 ・「たちかわ食べきりキャンペーン」令和5(2023)年度：参加27店舗	4	4			
6 生ごみ減量に配慮した調理方法の周知	飲食店や宿泊施設を対象に、食品ロスの主要な要因である過剰除去の防止に配慮した調理方法を周知	×	・令和6(2024)年度検討予定	4	4			
7 余剰食品情報の収集とフードバンクなどへの情報提供	余剰食品の情報を収集し、フードバンクなどに提供	○	・情報収集と提供、許可業者との意見交換等	4	4			
8 食品ロス削減に向けたその他の取組の検討	平成31(2019)年度に実施した「食品ロス市民モニター調査」の結果に基づき、その実態に合わせた小売店への啓発の取組を検討	○ (令和4 (2022)年 度～)	・「てまえどりPOP」やポスターを令和5(2023)年6月の環境月間(112店舗参加)と10月の食品ロス削減月間(86店舗参加)に掲示 ・令和6(2024)年度：フードシェアリングサービス「タベスケ」を導入予定	3	3			
9 生ごみ水切りの周知(再掲)	生ごみ水切りの周知	○	・広報、ホームページ、訪問調査等で周知	4	4			
10 食品リサイクルの推進	許可業者に対し食品リサイクルルートの確保を徹底、厨芥類を多く排出する事業者に対し食品リサイクルへの取組を促進	○	・許可業者に食品リサイクルルートの確保を指導、飲食店を中心に食品リサイクルへの取組を促した	3	4			

* 数値目標1 ごみ排出量（民間処理施設搬入分を含む）を約30%減らす【排出抑制の推進】

数値目標2 燃やせるごみ量（清掃工場搬入量）を約50%減らす【焼却処理量の削減】

数値目標3 資源化率を約45%にする【リサイクルの向上】

数値目標4 埋立量0t/年を継続する【ゼロエミッションの継続】

数値目標5 ごみ処理施設の稼働率を100%にする【安定したごみ処理の継続】

* 数値目標の効果度 1低い 2やや低い 3普通 4やや高い 5高い

表 2-1-24(6) 前計画の施策体系と取組状況（令和5（2023）年度まで）

（取組状況 ○：実施 △：検討 ×：未実施）

施策 (基本方針, 中項目, 小項目)	概要	取組状況 (令和5 (2023)年 度まで)	備考 (令和2(2020)～ 令和5(2023)年度の 主な取組)	数値目標1～5 への効果度				
				1	2	3	4	5
2) 分別・リサイクルの推進								
1 清掃工場における搬入物検査の継続と指導の徹底	事業系ごみの搬入物検査と、許可業者を通じた排出事業者への指導徹底	○ (令和5 (2023)年 度)	・旧清掃工場はコロナで中止、令和5(2023)年度よりクリーンセンターたちむにいで搬入物調査と事業者への指導を再開		4	4		
2 民間処理施設搬入量の把握	許可業者などに対し、民間処理施設への燃やせるごみの搬入量や紙資源処理施設などへの資源物の搬入量報告を求める	○	・民間施設への搬入量を把握(毎月)、令和5(2023)年度から業者引継ぎ		2	2		
3 紙類の分別・リサイクルの促進	「事業系ごみの減量とリサイクルの手引き」の紹介や分別ボックスの設置、裏紙の再使用、マル秘文書のリサイクルなどを促進	○	・広報、ホームページ、訪問調査等で周知		4	4		
4 紙資源処理券の利用促進	少量排出事業者に対する紙資源処理券の利用促進により、事業系の紙類のリサイクルを促進	○	・訪問調査等で紙資源処理券の利用を促進		4	4		
5 プラスチック類の分別の徹底	少量排出事業者に対し、プラスチック類の汚れの除去や分別を徹底	△	・汚れたプラスチック類の適切な処理方法を検討		4	4		
6 びん・缶・ペットボトルの回収方法(資源処理券など)の検討	立川市一般廃棄物収集運搬業協議会に対し、少量排出事業者が排出する紙類以外の資源(びん・缶・ペットボトル)の回収方法(資源処理券など)の検討を促す	△	・紙類以外の資源について資源処理券等での運用が可能か検討		4	4		
7 家庭ごみ分別基準の活用	家庭ごみの分別基準を検討し、許可業者を通じた少量排出事業者の分別指導に活用	○	・事業者からの問合せに対応		3	3		
8 燃やせるごみ組成分析調査の継続(再掲)	平成23(2011)年度から実施	○ (令和5 (2023)年 度)	・令和5(2023)～6(2024)年度実施。結果は「西砂からの風」やパネル展等で公表。 (令和2(2020)～4(2022)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)		3	3		
9 資源やごみのゆくえに関する事業者への周知	資源やごみのゆくえに関する資料を作成し、排出事業者に周知	○ (令和3 (2021)年 度～)	・「西砂からの風」事業者向け特別号「事業系ごみと資源のゆくえ」(令和4(2022)年3月)を作成、排出事業者や許可事業者へ配布		2	3		
10 ごみ処理優良事業所認定制度の継続	「ごみ処理優良事業所認定制度」を継続し、その取組内容を事業所訪問指導に生かす	○	・要綱に基づき認定、広報やホームページ等で周知 (令和6(2024)年度:27事業所)		3	3		
11 小型充電式電池の販売店に対する店頭回収の促進	リチウムイオン電池などの小型充電式電池について、販売店に対し、店頭回収を促進	×	・販売店に対し、店頭回収を促す(令和6(2024)年度実施予定)				2	3

* 数値目標1 ごみ排出量(民間処理施設搬入分を含む)を約30%減らす【排出抑制の推進】

数値目標2 燃やせるごみ量(清掃工場搬入量)を約50%減らす【焼却処理量の削減】

数値目標3 資源化率を約45%にする【リサイクルの向上】

数値目標4 埋立量0t/年を継続する【ゼロエMISSIONの継続】

数値目標5 ごみ処理施設の稼働率を100%にする【安定したごみ処理の継続】

* 数値目標の効果度 1低い 2やや低い 3普通 4やや高い 5高い

表 2-1-24(7) 前計画の施策体系と取組状況（令和5（2023）年度まで）

（取組状況 ○：実施 △：検討 ×：未実施）

施策 (基本方針, 中項目, 小項目)	概要	取組状況 (令和5 (2023)年 度まで)	備考 (令和2(2020)～ 令和5(2023)年度の 主な取組)	数値目標1～5 への効果度				
				1	2	3	4	5
3) その他								
1 多量排出事業者訪問 指導の充実	過去の調査結果がC評価以 下の事業者に対する再訪 問、ごみ処理優良事業所・ 立川市食べきり協力店の取 組事例のメニュー化、事務・ 作業室や保管室での資源分 別の表示の検討等	○	・訪問指導を実施（令和5 (2023)年度は3事業者）	4	4	4		
2 許可業者との協働	排出事業者に関する情報収 集、訪問指導の際に許可業 者と協働	○	・排出事業者と情報共有、指導	3	3	4		
3 ごみ減量情報紙「西 砂からの風」（事業系 ごみ特集）の発行と 配布の検討	「西砂からの風」で、事業 系ごみに関する特集記事と その配布方法を検討	○ (令和3 (2021)年 度～)	・「西砂からの風」事業者向け 特別号「事業系ごみと資源の ゆくえ」（令和4(2022)年3 月）を作成し配布 ・第50号(令和4(2022)年秋) で「てまえどりPOP」を周 知 ・第54号(令和6(2024)年春) でごみ組成分析結果を周知	3	3	3		
4 広報「たちかわ」や市 のホームページを通 じた啓発	広報「たちかわ」において ごみの分別や減量等に関す るタイムリーな情報を掲載	○	・ごみ処理優良事業所制度や 事業系ごみの出し方等につ いて、広報やホームページで 案内、周知	3	3	4		
5 立川商工会議所や立 川市商店街連合会と の連携による啓発	マイバッグ推奨運動、立川 市食べきり協力店事業、た ちかわ食べきりキャンペ ーン、資源の分別などに 関する排出事業者への周知	○	・「食べきりキャンペーン」や 「てまえどりPOP」につ いて2団体と連携して開催	3	3	4		
6 イベントなどでの ごみ減量・分別啓発	環境省作成の「大規模イ ベントにおけるごみ分別ラ ベル作成ガイダンス（平成 29年10月）」を参考と した分別環境の整備や来訪 者への周知啓発等	△ (令和5 (2023)年 度)	・事業系ごみの減量・分別につ いて、イベントでの周知啓 発方法を検討	4	4	4		
7 ごみ処理手数料見直 しの検討	消費税増税に伴うコストの 増加や近隣8市との均衡を 考慮し、ごみ処理手数料の 見直しを検討	△	・社会情勢を鑑み、手数料の値 上げは当分の間見送り	4	4	3		
8 水銀含有の有害ごみ に関する事業者への 周知	水銀含有の有害ごみを燃や せるごみなどの他の品目と して出した場合の健康や環 境へのリスクを排出事業 者に周知し、分別を徹底	○	・広報、ホームページ、訪問調 査等で周知				3	4
9 小型充電式電池に関 する事業者への周知	リチウムイオン電池などの 小型充電式電池について、 販売店の店頭回収利用を啓 発	○	・広報、ホームページ、訪問調 査等で周知				3	4

* 数値目標1 ごみ排出量（民間処理施設搬入分を含む）を約30%減らす【排出抑制の推進】

数値目標2 燃やせるごみ量（清掃工場搬入量）を約50%減らす【焼却処理量の削減】

数値目標3 資源化率を約45%にする【リサイクルの向上】

数値目標4 埋立量0t/年を継続する【ゼロエミッションの継続】

数値目標5 ごみ処理施設の稼働率を100%にする【安定したごみ処理の継続】

* 数値目標の効果度 1低い 2やや低い 3普通 4やや高い 5高い

表 2-1-24(8) 前計画の施策体系と取組状況（令和5（2023）年度まで）

（取組状況 ○：実施 △：検討 ×：未実施）

施策 (基本方針, 中項目, 小項目)	概要	取組状況 (令和5 (2023)年 度まで)	備考 (令和2(2020)～ 令和5(2023)年度の 主な取組)	数値目標1～5 への効果度				
				1	2	3	4	5
基本方針3 安定したごみ処理								
1) 運搬収集								
1 低公害車の導入	収集運搬車などへの低公害車の導入を継続	○	・収集車への低公害車導入を継続	4	4			
2 有料・戸別収集の安定的な運用	指定収集袋の安定的な供給、悪天候でも収集可能な体制の維持、効率的かつ効果的な分別収集に向けた収集回数や収集ルートなどの見直し	○	・効率的な分別収集を継続	4	4			
2) 中間処理								
1 現清掃工場の老朽化対策	適正かつ安定的な処理を維持するため、保守点検や整備・補修を計画的に行う	○	・令和4(2022)年度まで:旧清掃工場の点検・補修を実施 ・令和5(2023)年度より:クリーンセンターたちむにいへ移転		1	1		5
2 再資源化施設の検討	非焼却による再資源化施設の情報収集	○ (令和2(2020)～ 令和4(2022)年 度)	・再資源化施設実証導入に向けた情報収集		1	1		1
3 総合リサイクルセンターの老朽化対策と設備機能の検討	設備長寿命化計画(令和2(2020)年度策定)などに基づき、適正規模の設備への改修に取り組み、資源化率の向上を目指す	○	・クレーン更新工事、破砕機更新工事、プラ新法に対応する改修工事(令和6(2024)年度まで)、生活環境影響調査を実施		1	1		5
4 新清掃工場の整備	新清掃工場については、令和5(2023)年3月の稼働に向けて、施設の整備や運営業務の準備などに取り組むとともに、事業の進捗管理を行う。市民への情報提供や説明を丁寧に継続する。	○	・新清掃工場が令和5(2023)年2月28日竣工、令和5(2023)～6(2024)年度:緩衝帯等整備 ・市ホームページで情報公開		1	1		5
5 民間を含む本市以外の処理施設の動向の把握	許可業者などに対し、民間処理施設への燃やせるごみの搬入量や、紙資源処理施設への資源物の搬入量の報告を求め、事業系ごみ発生量全体の把握に努めるとともに、その処理費用や資源売却単価の動向の把握にも努める。	○	・許可業者より民間処理施設へのごみや資源物の搬入量の報告を受け、費用動向等について注視		2	2		3
3) 最終処分								
1 エコセメントの利用促進	公共工事におけるエコセメントの活用	○	・焼却残さを東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場に運搬し、エコセメント化					5
2 焼却残さの減量	燃やせるごみ50%減量、総合リサイクルセンターにおける資源化率の向上	○	・燃やせるごみの減量を推進したが、焼却残さ量はほぼ横ばい					5

* 数値目標1 ごみ排出量(民間処理施設搬入分を含む)を約30%減らす【排出抑制の推進】

数値目標2 燃やせるごみ量(清掃工場搬入量)を約50%減らす【焼却処理量の削減】

数値目標3 資源化率を約45%にする【リサイクルの向上】

数値目標4 埋立量0t/年を継続する【ゼロエミッションの継続】

数値目標5 ごみ処理施設の稼働率を100%にする【安定したごみ処理の継続】

* 数値目標の効果度 1低い 2やや低い 3普通 4やや高い 5高い

(8) 【参考】他市との比較（一般廃棄物処理システム評価）

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成19(2007)年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、平成25(2013)年4月改訂）には、循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システム構築のため、「市町村は、当該市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、市町村一般廃棄物処理システム比較分析表により、その結果を住民に対し、公表するものとする。」とされています。

また、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28(2016)年9月、環境省）の第2章2.（2）④「ごみ処理の評価」で、「市町村は、分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めるものとする。」とあります。

これらの指針に基づき、令和4(2022)年度の実績を基に、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」のデータを用いて「市町村一般廃棄物処理システム比較分析表」を作成し、本市と多摩地域25市を比較・分析した結果を図2-1-17に示します。

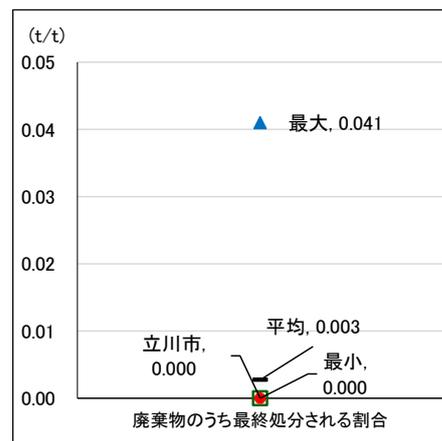
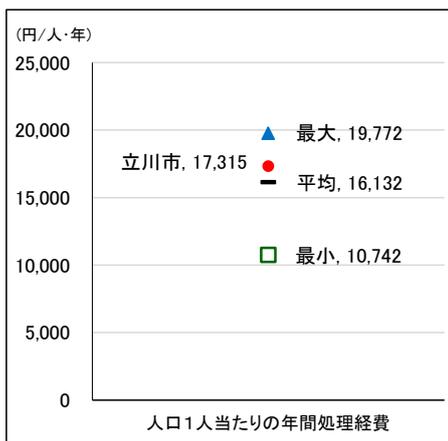
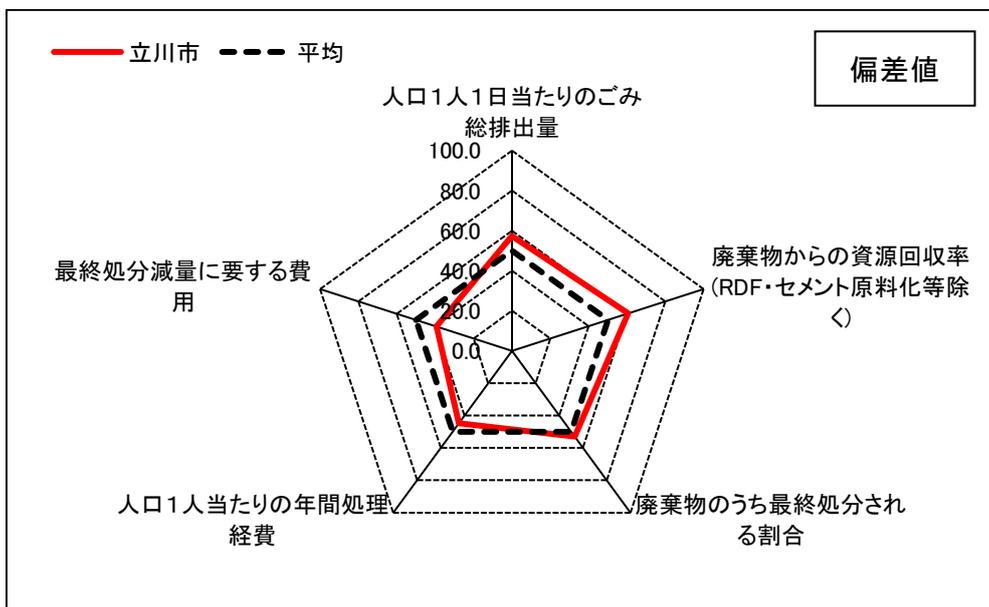
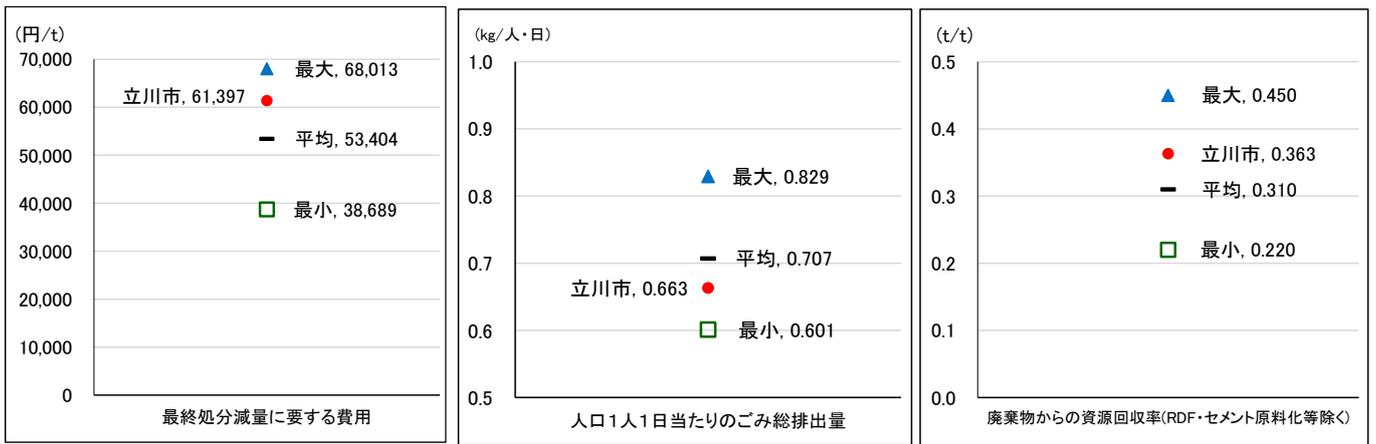
これによると、他市の平均と比較して立川市の方が高い評価である項目は、以下の4項目となっています。

- ・人口1人1日当たりのごみ総排出量
- ・廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)
- ・廃棄物のうち最終処分される割合

一方、以下の2項目は、他市の平均と比較して立川市の方が若干低い評価となっています。

- ・人口1人当たりの年間処理経費
- ・最終処分減量に要する費用

$$= (\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費}) / (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$$



資料：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（環境省）

図 2-1-17 多摩地域 25 市との比較（令和 4（2022）年度実績）

表 2-1-25 多摩地域 25 市との比較（令和 4（2022）年度実績）

市名	人口	人口 1 人 1 日当たり のごみ総 排出量*1 (kg/人・日)	廃棄物から の資源回収 率(RDF・セ メント原料 化等除く) (t/t)	廃棄物の うち最終 処分される 割合*2 (t/t)	人口 1 人 当たりの 年間処理 経費*3 (円/人・年)	最終処分 減量に 要する 費用 (円/t)
八王子市	562,605	0.727	0.283	0	15,766	50,106
立川市	185,565	0.663	0.363	0	17,315	61,397
武蔵野市	148,260	0.791	0.307	0	19,063	57,520
三鷹市	190,361	0.675	0.311	0	12,615	42,727
青梅市	130,492	0.814	0.272	0	19,671	57,830
府中市	260,540	0.660	0.310	0	14,601	52,146
昭島市	114,228	0.733	0.306	0	18,986	57,779
調布市	238,713	0.697	0.338	0	13,994	46,784
町田市	431,153	0.741	0.246	0	14,786	46,034
小金井市	124,846	0.620	0.446	0.002	16,957	66,061
小平市	196,155	0.656	0.291	0.028	16,591	62,035
日野市	187,391	0.601	0.327	0	10,742	38,689
東村山市	151,916	0.662	0.357	0	15,316	53,531
国分寺市	128,435	0.667	0.450	0	19,772	68,013
国立市	76,379	0.704	0.291	0	15,539	50,441
福生市	56,295	0.751	0.285	0	19,077	60,598
狛江市	82,909	0.670	0.283	0	13,231	45,569
東大和市	84,955	0.646	0.284	0	16,671	60,365
清瀬市	74,729	0.666	0.300	0	15,978	53,220
東久留米市	116,942	0.773	0.290	0	16,389	47,422
武蔵村山市	71,436	0.742	0.275	0	18,750	59,591
多摩市	147,770	0.731	0.279	0	14,912	46,551
稲城市	93,354	0.701	0.220	0	13,637	45,405
羽村市	54,516	0.806	0.283	0	18,407	53,591
あきる野市	79,904	0.829	0.318	0.041	14,042	45,797
西東京市	205,829	0.649	0.341	0	16,632	59,297
平均		0.707	0.310	0.003	16,132	53,404
最大		0.829	0.450	0.041	19,772	68,013
最小		0.601	0.220	0.000	10,742	38,689
標準偏差		0.060	0.050	0.009	2,303	7,486
当該市町村実績（立川市）		0.663	0.363	0.000	17,315	61,397
偏差値		57.3	60.6	52.9	44.9	39.3

*1 人口 1 人 1 日当たりのごみ総排出量には、民間処理施設搬入分及び集団回収含まない。

*2 廃棄物からの資源回収率には、立川市の資源化率の定義と異なり、エコセメント分を含まない。

*3 人口 1 人当たりの年間処理経費：集計方法により、表 2-1-17 と若干異なっている。

資料：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（環境省）

2 ごみ処理の課題

(1) ごみの減量と分別・リサイクルの推進

①家庭ごみ

1) 前計画の目標達成状況（令和5（2023）年度時点）

家庭ごみ全体の削減目標は達成しているものの、事業系よりも低めの目標設定となっていました。燃やせるごみの削減率は目標の約38%減に対し、令和5（2023）年度時点で約29%減にとどまっています。

表 2-1-26 前計画における家庭ごみの実績と目標との比較

指 標	単 位	基準年度 平成 19 (2007)	実績値 令和 5 (2023)	目標値 令和 6 (2024)	目標達成 状況 令和 5 (2023) 時点	基準年度比削減率	
						実績 令和 5 (2023)	目標 令和 6 (2024)
家庭ごみ排出量	t	41,550	34,958	35,020	○	-15.9%	-15.7%
市民1人1日当たりの 家庭ごみ排出量	g/人・日	646	514	519	○	-20.4%	-19.7%
家庭の燃やせるごみ量	t	29,006	20,607	17,950	×	-29.0%	-38.1%
市民1人1日当たりの 家庭の燃やせるごみ量	g/人・日	451	303	266	×	-32.8%	-41.0%

2) 適切な分別の徹底

ごみ組成分析調査結果をみると、令和6(2024)年度の燃やせるごみの適正排出割合は63.56%で、平成31(2019)年度の63.97%より若干低下しています。一方、令和6(2024)年度の減量化・資源化可能なごみの割合は35.10%で、平成31(2019)年度の34.61%よりも上昇しており、「容器包装プラスチック」、「資源化可能な紙類」、「未利用食品」の順に多くなっています。

燃やせないごみの適正排出割合は68.77%(令和6(2024)年度)で、平成31(2019)年度の66.94%より上昇しています。一方、令和6(2024)年度の減量化・資源化可能なごみの割合は27.30%で、平成31(2019)年度の20.40%よりも上昇しており、「製品プラスチック」が最も多くなっています。

プラスチック類の適正排出割合¹は69.81%(令和6(2024)年度)で、平成31(2019)年度の79.32%より大幅に低下しています。一方、令和6(2024)年度の減量化・資源化可能なごみの割合は25.15%で、平成31(2019)年度の17.23%よりも上昇しており、「汚れたプラスチック」や「製品プラスチック」が多くなっています。

このように適正排出割合が低下し(燃やせないごみを除く)、減量化・資源化可能なごみの割合が上昇しており、ごみの分別状況が悪化していることが分かりました。特に、

- ・分別することで資源となる「容器包装プラスチック」や「紙類」等が燃やせるごみとして排出されている。

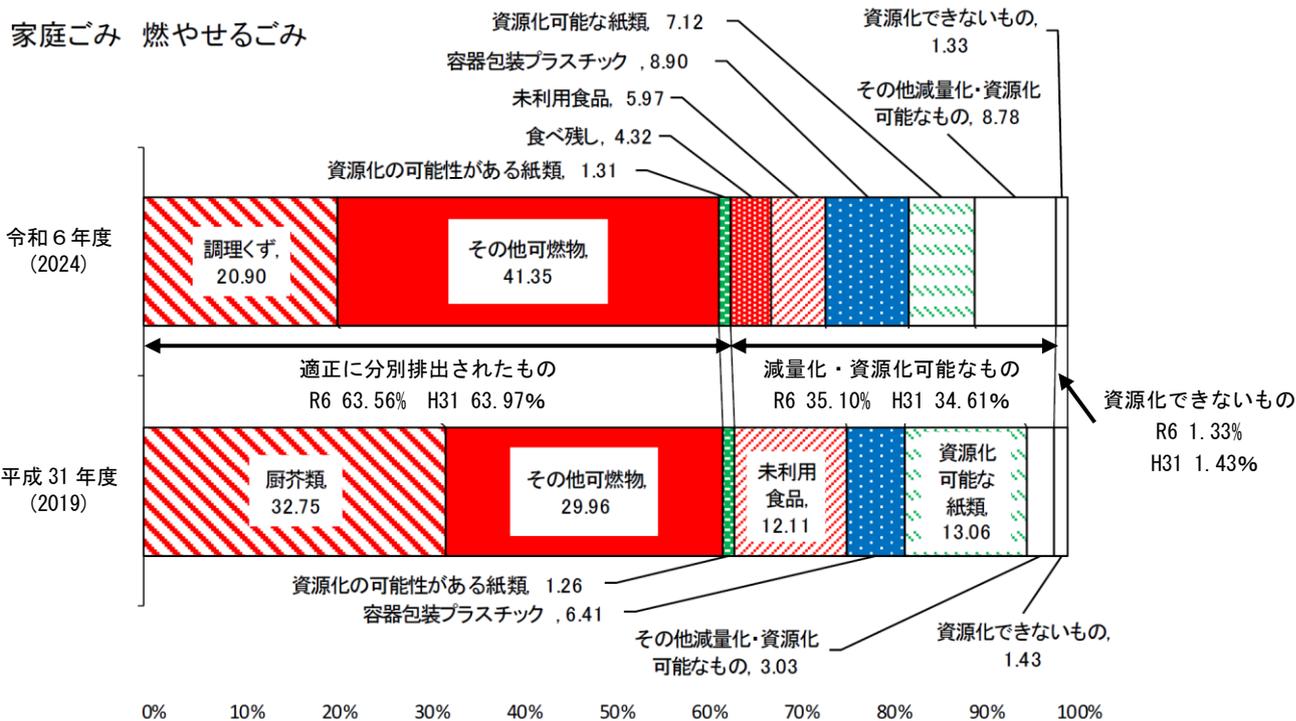
- ・「未利用食品」や「食べ残し」が燃やせるごみとして排出されている。
- ・「製品プラスチック」が分別されず、燃やせないごみに混入している。

ことが課題といえます。

また、燃やせるごみの中に含まれる「調理くず」についても、たい肥化して減量化・資源化が可能です。

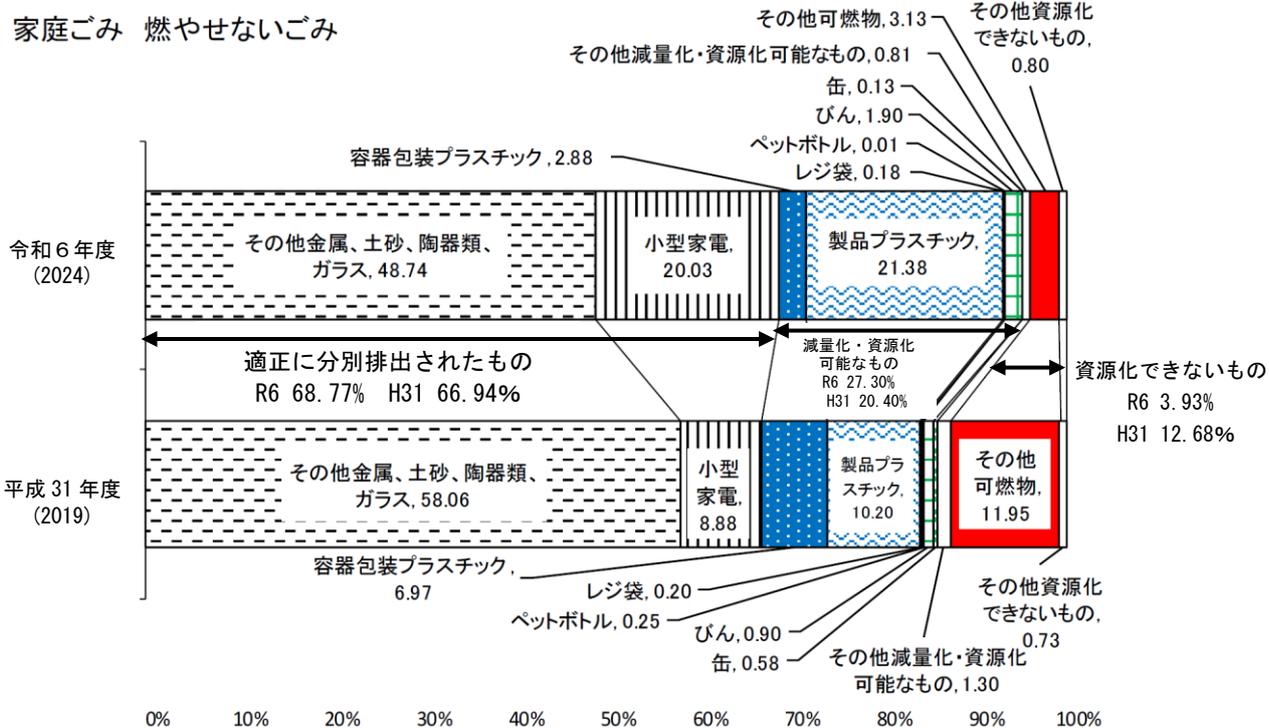
家庭ごみの分別や食品ロスの削減と生ごみの堆肥化について、さらなる普及・啓発が必要となっています。

¹ 家庭ごみは、令和7(2025)年1月から「容器包装プラスチック」と「製品プラスチック」の一括回収が開始された。
このため、図 2-1-20 の適正分別の基準は、令和6(2024)年以前のものである。



出典：立川市ごみ組成分析調査委託 ごみ組成分析調査報告書（令和6（2024）年6月）

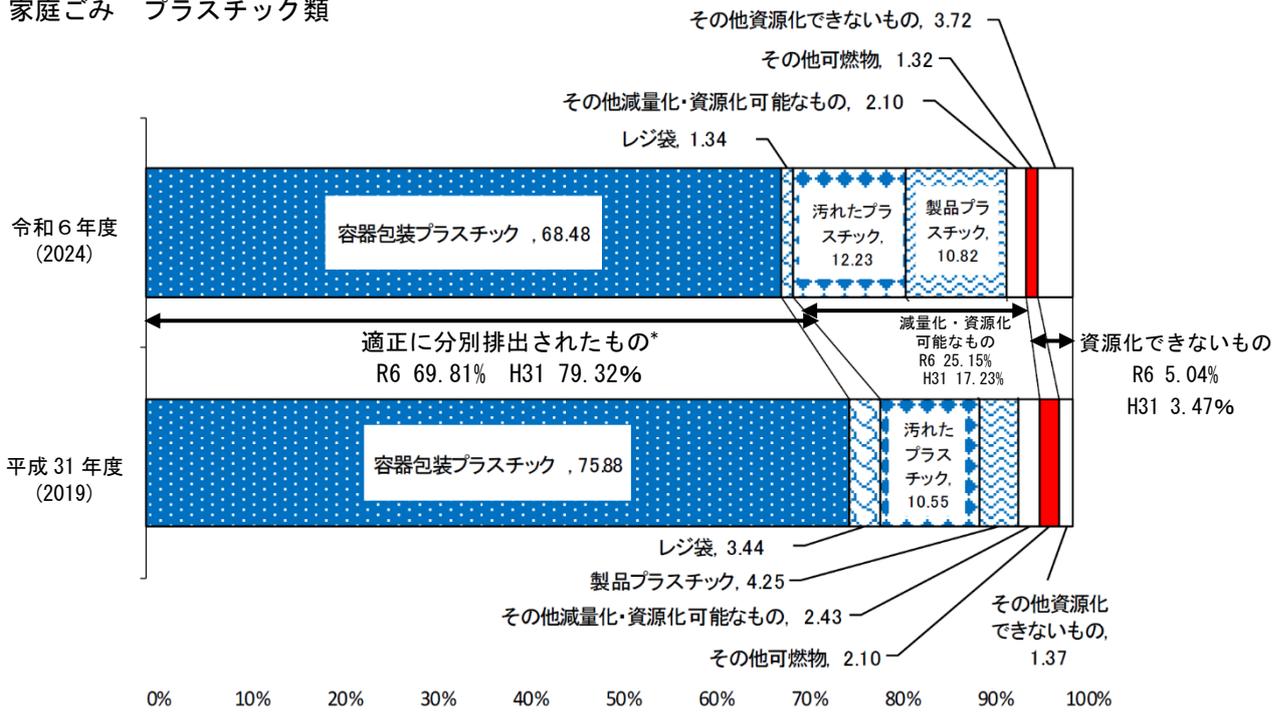
図 2-1-18 ごみ組成分析調査結果（家庭ごみ・燃やせるごみ）



出典：立川市ごみ組成分析調査委託 ごみ組成分析調査報告書（令和6（2024）年6月）

図 2-1-19 ごみ組成分析調査結果（家庭ごみ・燃やせないごみ）

家庭ごみ プラスチック類



* 家庭ごみは、令和7(2025)年1月から「容器包装プラスチック」と「製品プラスチック」の一括回収が開始された。
このため、本図の適正分別の基準は、令和6(2024)年以前のものである。

出典：立川市ごみ組成分析調査委託 ごみ組成分析調査報告書（令和6(2024)年6月）

図 2-1-20 ごみ組成分析調査結果（家庭ごみ・プラスチック類）

3) 市民意識の向上

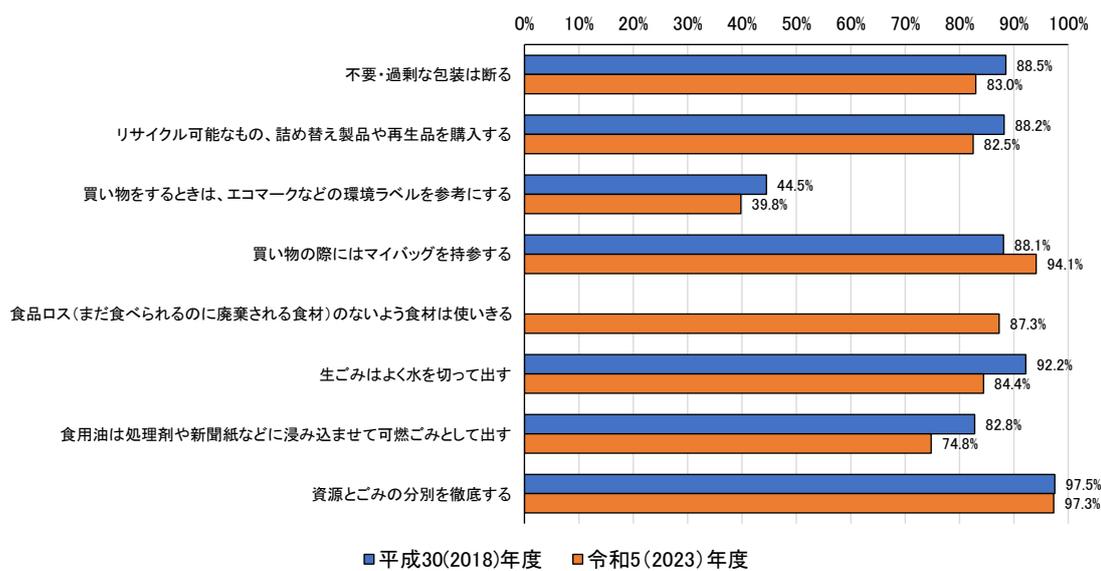
令和5(2023)年度に実施されたアンケートによると、環境に関する取組について「いつも行っている」または「時々行っている」と回答した割合は、「資源とごみの分別を徹底する」が最も高く、次いで「マイバッグ」、「食品ロス」の順に高くなっており、「買い物をするときは、エコマークなどの環境ラベルを参考にする」を除いて7割以上の方が環境に関する取組を実施していることが分かりました(令和5(2023)年度)。

一方、平成30(2018)年度と令和5(2023)年度の結果を比較すると、「マイバッグ」の割合は上昇していますが、その他の項目は若干低下しています。「マイバッグ」の割合が上昇しているのは、レジ袋の有料化(令和2(2020)年7月1日から)の効果によるものと考えられます。

また、「資源とごみの分別を徹底する」と回答した割合が100%近いにも関わらず、前述のごみ組成分析調査結果では正しく分別されていないごみの割合が各収集区分とも2~3割以上あることから、分別方法について正しく理解していない市民が多いことが分かりました。

市では、市民に向けて様々な方法を用いて3R(2R+R)の取組の普及・啓発を行っており、それが比較的高い取組の実施率につながっていると考えられますが、一部の市民には浸透していない状況であり、さらなる普及・啓発に努める必要があります。

令和5(2023)年度調査の概要
 調査対象：16歳以上の市民2,000人
 調査時期：令和5(2023)年9月16日~10月6日
 調査方法：郵送配布、回収は郵送またはWeb回答
 有効回収率：29.2%
 *本図の値は、「いつも行っている」または「時々行っている」と回答した割合である。



資料：立川市の環境についてのアンケート集計結果報告書(令和6(2024)年2月)

図 2-1-21 環境に関する取組状況

②事業系ごみ

1) 前計画の目標達成状況（令和5（2023）年度時点）

事業系ごみは、家庭ごみよりは削減率が高いものの、事業系ごみとして設定した削減目標は未達成となっています。

事業系ごみ全体（民間処理施設搬入分を含む）の削減率は、目標の約67%減に対し、令和5（2023）年度時点で約44%減であり、燃やせるごみ（民間処理施設搬入分を含まない）の削減率は、目標の約73%減に対し、令和5（2023）年度時点で約43%減でした。

表 2-1-27 前計画における事業系ごみの実績と目標との比較

指 標	単 位	基準年度 平成 19 (2007)	実績値 令和 5 (2023)	目標値 令和 6 (2024)	目標達成 状況 令和 5 (2023) 時点	基準年度比削減率	
						実績 令和 5 (2023)	目標 令和 6 (2024)
事業系ごみ排出量 (民間処理施設搬入分を 含む)	t	20,294	11,376	6,640	×	-43.9%	-67.3%
従業者 1 人 1 日当たり の事業系ごみ排出量 (民間処理施設搬入分を 含む)	g/人・日	509	247	131	×	-51.4%	-74.3%
事業系の燃やせるごみ量 (民間処理施設搬入分を 含まない)	t	16,578	9,487	4,533	×	-42.8%	-72.7%
従業者 1 人 1 日当たりの事業 系の燃やせるごみ量 (民間処理施設搬入分を 含まない)	g/人・日	416	206	89	×	-50.4%	-78.6%

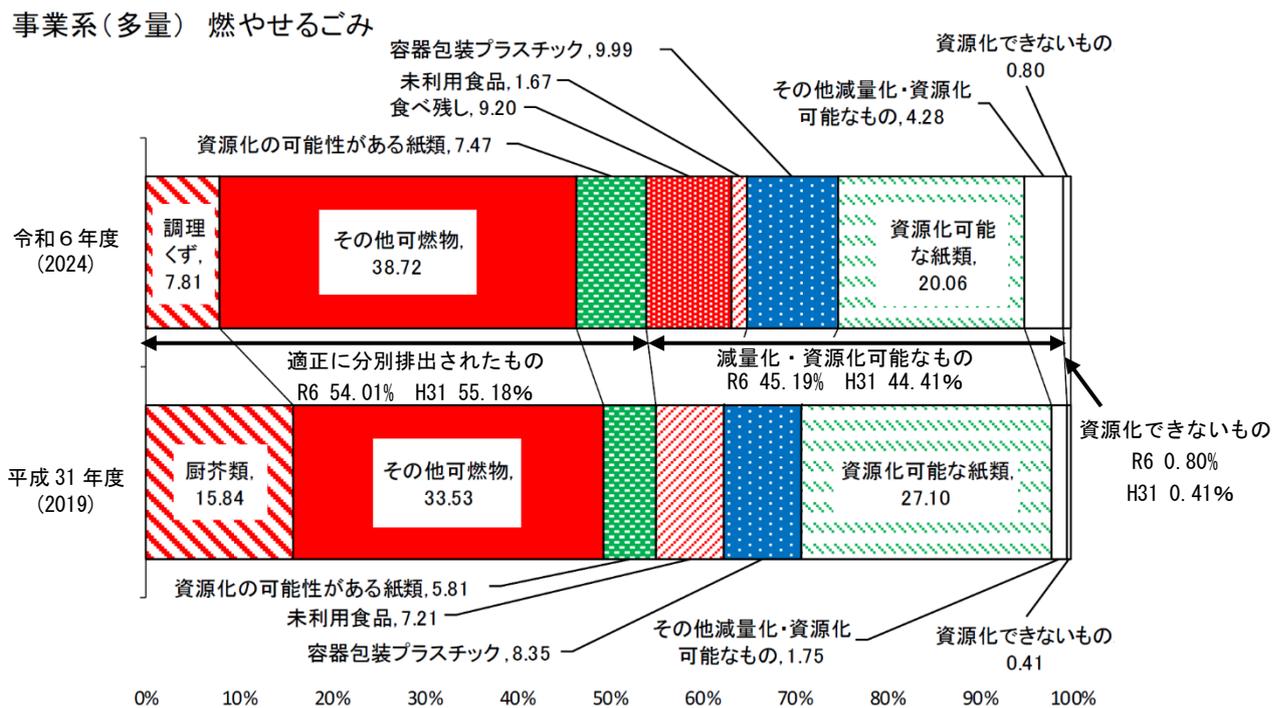
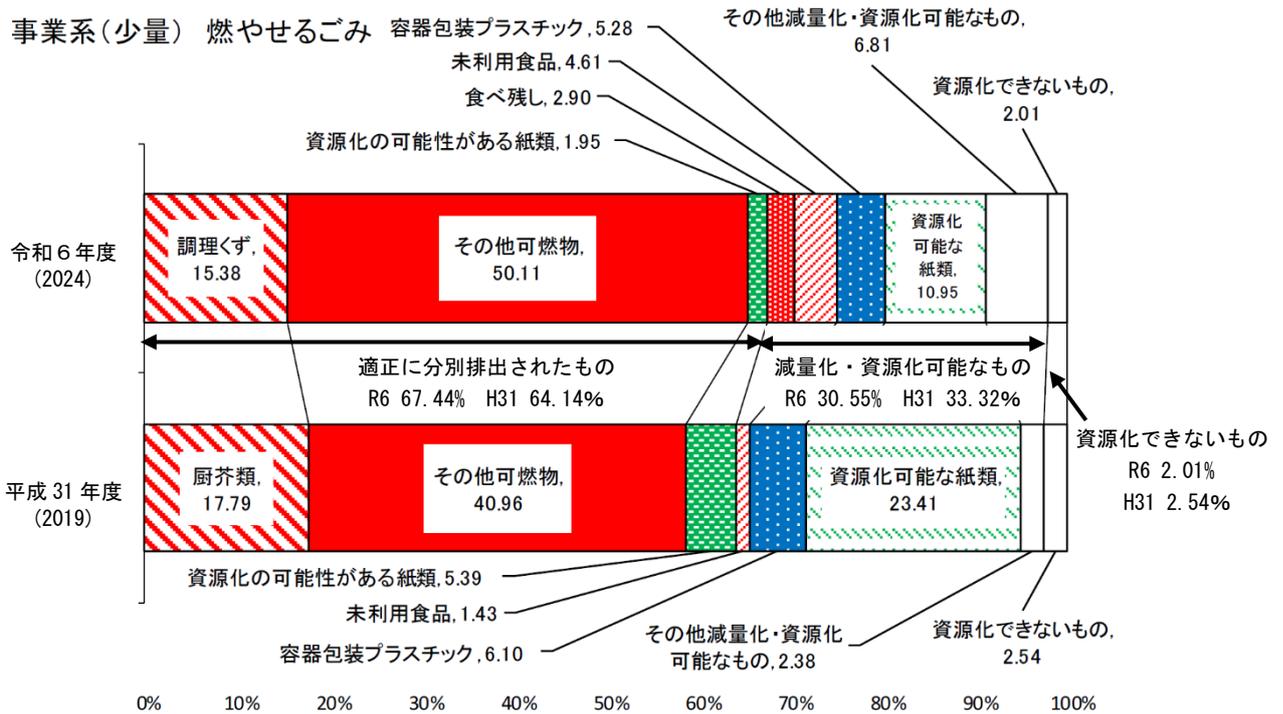
2) 適切な分別の徹底

ごみ組成分析調査結果をみると、令和6(2024)年度の燃やせるごみの適正排出割合は、少量排出事業者が67.44%、多量排出事業者が54.01%で、平成31(2019)年度より少量排出事業者は上昇、多量排出事業者は低下しています。一方、令和6(2024)年度の減量化・資源化可能なごみの割合は、少量排出事業者が30.55%、多量排出事業者が45.19%で、どちらも「資源化可能な紙類」、「容器包装プラスチック」が多く、多量排出事業者は「食べ残し」、少量排出事業者は「未利用食品」も多くなっています。

少量排出事業者の燃やせないごみの適正排出割合は78.67%(令和6(2024)年度)で、平成31(2019)年度の76.49%より上昇しています。令和6(2024)年度の減量化・資源化可能なごみの割合は20.61%で、平成31(2019)年度の15.03%よりも上昇しており、「製品プラスチック」、「びん」、「缶」が多くなっています。

少量排出事業者のプラスチック類の適正排出割合は90.11%(令和6(2024)年度)で、平成31(2019)年度の86.62%より上昇しています。

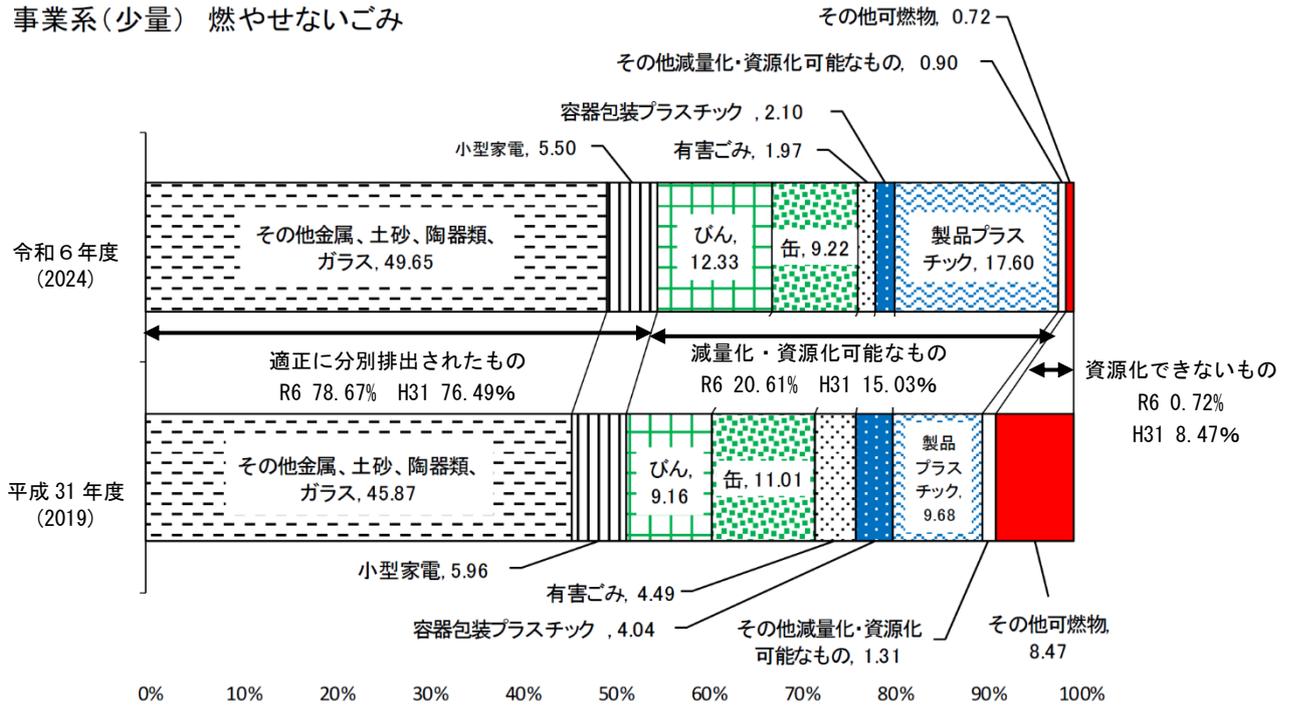
このように少量排出事業者においては、各収集項目とも適正排出割合が上昇しました。しかし、燃やせるごみや燃やせないごみには資源化可能なものが依然として多く含まれています。また、多量排出事業者の燃やせるごみについては、適正排出割合が低下しており、資源化可能なものとして「食べ残し」や「容器包装プラスチック」の割合が上昇しています。このことから、事業系ごみについても、分別や食品ロスの削減について、さらなる普及・啓発が必要となっています。



出典：立川市ごみ組成分析調査委託 ごみ組成分析調査報告書（令和6（2024）年6月）

図 2-1-22 ごみ組成分析調査結果（少量排出事業者及び多量排出事業者・燃やせるごみ）

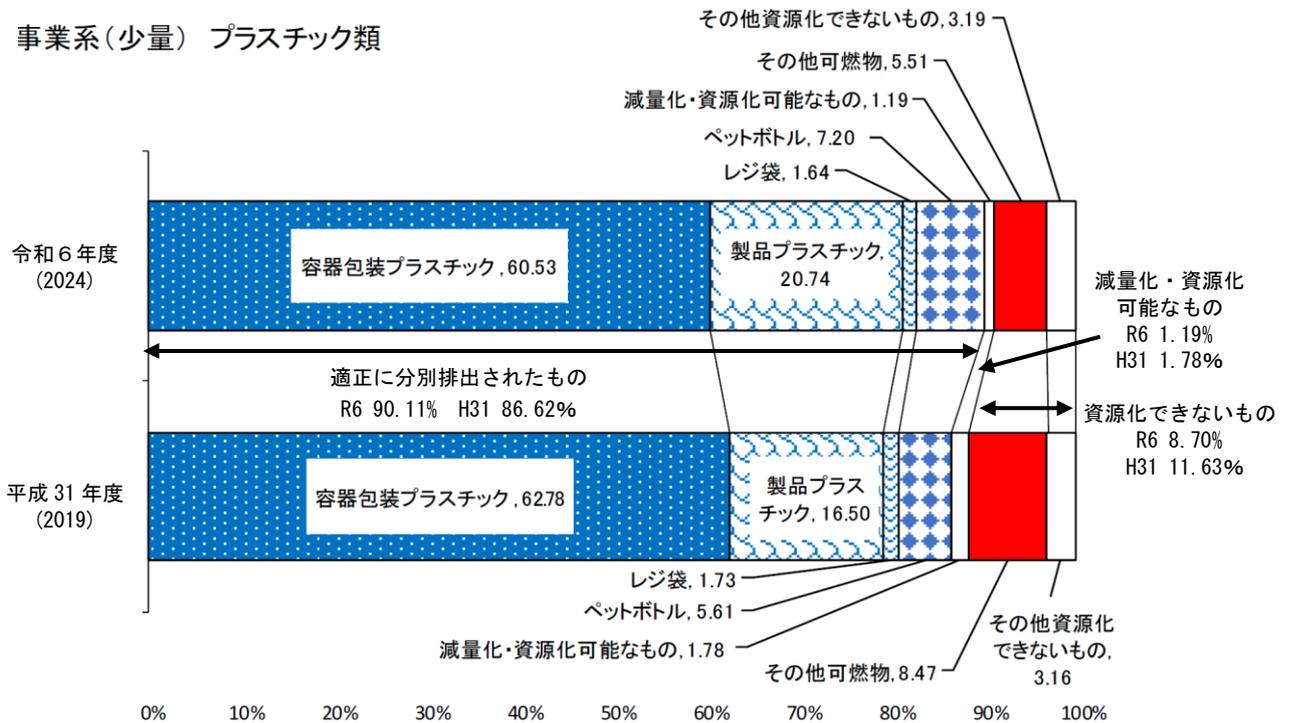
事業系(少量) 燃やせないごみ



出典：立川市ごみ組成分析調査委託 ごみ組成分析調査報告書（令和6（2024）年6月）

図 2-1-23 ごみ組成分析調査結果（少量排出事業者・燃やせないごみ）

事業系(少量) プラスチック類



少量排出事業者の「プラスチック類」は家庭ごみと異なり、容器包装プラスチック、製品プラスチック、レジ袋、ペットボトルを専用指定袋で一括回収している。

出典：立川市ごみ組成分析調査委託 ごみ組成分析調査報告書（令和6（2024）年6月）

図 2-1-24 ごみ組成分析調査結果（少量排出事業者・プラスチック類）

3) 3R（2R+R）の取組の推進

令和5（2023）年度に実施されたアンケートによると、事業所で取り組んでいる環境活動において、「廃棄物の適正処理」、「不用品を資源回収に出している」、「エコマーク商品や古紙を再利用したコピー用紙など環境にやさしい商品の利用」、「商品の包装（梱包）の簡素化」の実施率が高くなっています。

一方、「プラスチックごみの削減・代替品の検討」、「使用済みの原材料や産業活動から出る副産物の有効利用」、「自社製品の下取り、回収の実施」の実施率は半数程度となっており、事業者における3R（2R+R）の取組をさらに推進していくことが必要です。

令和5（2023）年度調査の概要

調査対象：市内400事業所

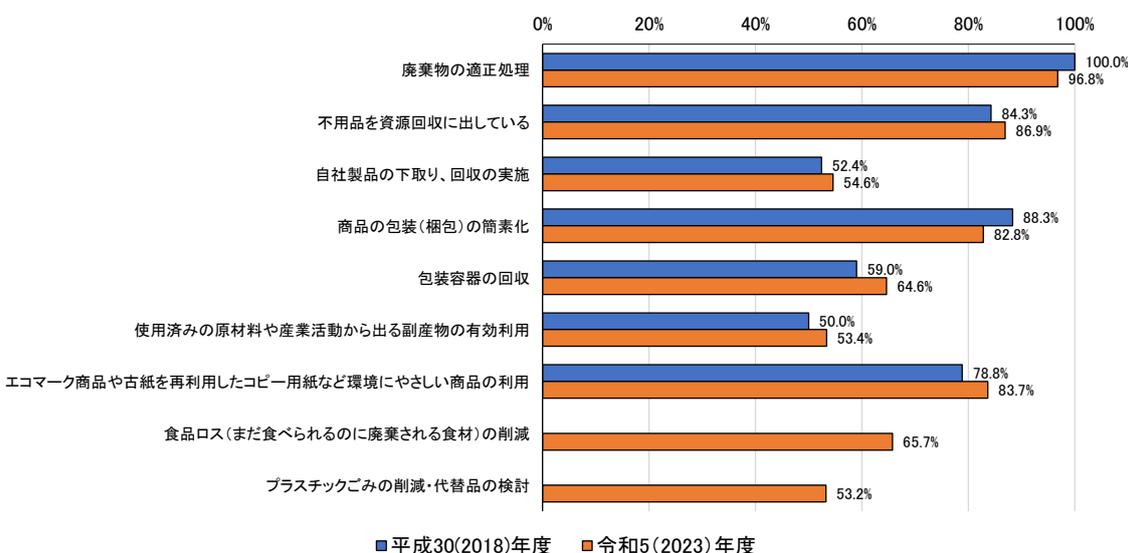
調査時期：令和5（2023）年9月16日～10月6日

調査方法：郵送配布、回収は郵送またはWeb回答

有効回収率：28.0%

* 本図の値は、「実施中」と回答した割合を「該当しない」及び「不明」を除いて再集計したものである。

* 平成30（2018）年は選択肢「食品ロス」及び「プラスチックごみの削減・代替品の検討」なし。



資料：立川市の環境についてのアンケート集計結果報告書（令和6（2024）年2月）

図 2-1-25 事業所で取り組んでいる環境活動

4) 民間処理施設への燃やせるごみ搬入量の把握

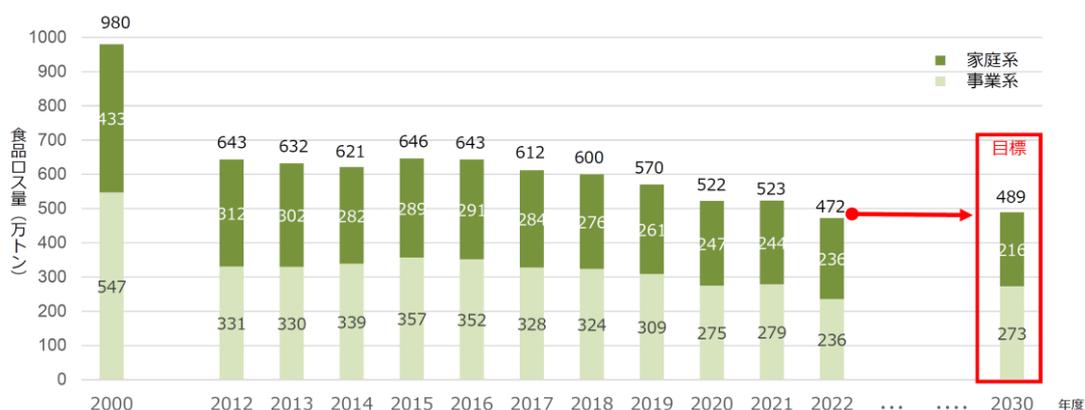
事業系ごみのうち、燃やせるごみの一部は民間処理施設で処理されています。令和5（2023）年度はその量が減少し、クリーンセンターたちむにいにおける処理量が増加しました。市施設における計画的な処理を継続していくためには、ごみ搬入量の把握と搬入に伴う負担軽減策について検討が必要です。

③食品ロスの削減

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品のことをいいます。

食品ロスに関しては、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30(2018)年6月19日閣議決定）及び食品リサイクル法に基づく「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元(2019)年7月12日公表）並びに食品ロス削減推進法に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（平成31(2019)年3月31日に閣議決定）において、家庭系及び事業系の食品ロスを平成12(2000)年度の980万t（家庭系433万t、事業系547万t）から令和12(2030)年度までに489万t（家庭系216万t、事業系273万t）に半減するとの目標が定められています。

政府の発表によると、令和4(2022)年度の食品ロス発生量（推計）は472万t（家庭系236万t、事業系236万t）で、総量は既に2030年度目標を達成しています。ただし、家庭系は未達成であり、特に家庭における食品ロス対策に力を入れていくことが重要といえます。また、事業系についても新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている年度であることから、今後の推移を注視し、食品ロス対策を継続していくことが重要です。



出典：食品ロス削減関係参考資料（令和6(2024)年6月21日版 消費者庁）

図 2-1-26 食品ロス量の推移と削減目標

本市においても、家庭系の燃やせるごみの10.29%が食品ロス（令和6(2024)年度、うち未利用食品5.97%、食べ残し4.32%）で、平成31(2019)年度の12.11%より低下しているものの、依然として膨大な量の食品がごみとして廃棄されています（図 2-1-18(P.49)参照）。

事業系の燃やせるごみについては、少量排出事業者が7.51%（令和6(2024)年度、うち未利用食品4.61%、食べ残し2.90%）、多量排出事業者が10.87%（令和6(2024)年度、うち未利用食品1.67%、食べ残し9.20%）で、いずれも平成31(2019)年度（少量排出事業者1.43%、多量排出事業者7.21%）より大幅に上昇しました（図 2-1-22(P.54)参照）。

(参考) 食品ロス量 (令和5 (2023) 年度) の推計

家庭ごみ	20,607t × 10.29%	=約 2,100t
事業系ごみ	11,075t × 約9%*	=約 1,000t
合計		約 3,100t

* 事業系燃やせるごみ量の内訳 (少量事業者、多量事業者) が不明のため、事業系ごみ全体の食品ロス割合は、少量事業者と多量事業者の平均程度 (約9%) として推計した。

市では、これまで「てまえどりPOP」、「たちかわ食べきりキャンペーン」等の取組や、市ホームページ、「広報たちかわ」、「西砂からの風」等で普及・啓発活動を行ってきましたが、さらなる食品ロス対策に取り組む必要があります。

④プラスチックの資源循環促進

多様な物品に利用されているプラスチックについて、製品の設計から廃棄物の処理に至るまでの各段階において、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環等の取組 (3R+Renewable) を促進するため、令和3 (2021) 年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (プラ新法)」が制定されました (令和4 (2022) 年4月施行)。

プラスチックの資源循環の実現に向けて、事業者は、プラスチック使用製品設計指針に即してプラスチック使用製品を設計すること、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること、プラスチック使用製品の自主回収・再資源化を率先して実施することなどが求められています。

また、消費者は、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること、プラスチック使用製品廃棄物を市や事業者の回収ルートに適した分別をして排出すること、認定プラスチック使用製品を使用することなどが求められています。(市の役割については後述)

⑤資源化率の向上

資源化率は、平成27 (2015) 年度以降40%を超え、令和4 (2022) 年度は44.1%に達し、前計画の目標値約45%に迫る水準でした。しかし、令和5 (2023) 年度には、市施設への事業系の燃やせるごみの搬入量が増加したことに加え、資源化量のうち外部焼却 (マテリアルリサイクル等) が減少したことなどが原因で資源化率が大幅に低下しました。

紙・布類やプラスチック等の分別・リサイクルを推進して、資源化率を向上させる必要があります。

(2) 収集運搬

①家庭ごみの有料・戸別収集の継続

平成 25(2013)年 11 月から実施されている家庭ごみの戸別収集・有料化により、燃やせるごみや燃やせないごみが減少し、一定の成果をあげています。

今後とも、有料・戸別収集を継続することで、引き続きごみの減量やりサイクルを推進していく必要があります。

②高齢者世帯、障害者等への対応

市では、従来から実施している「ごみ出し支援事業」に加え、令和 4(2022)年度より「ごみ出しサポートシール事業」を開始し、利用者が増えています。これによりごみ出しが困難な世帯への支援が充実してきましたが、本市は分別区分が多いため高齢者等にとって分別が難しいとの意見もあることから、様々な機会を通じて分別方法の説明を継続していく必要があります。

- ・ごみ出し支援事業：集合住宅に住む要介護認定者や障害者を対象とし、自室（ドア）前に出されているごみを所定の集積所へ運ぶとともに、安否確認を行うもの。
- ・ごみ出しサポートシール事業：高齢者や障害者の単身世帯若しくは世帯の構成員が高齢者等のみの世帯等に対し、支援を行っているヘルパー、別居の家族等が、収集日前に蓋付きの容器でごみ出しができるもの。

また、医療技術の進歩に伴い、在宅医療や在宅介護が増え、注射針やプラスチックバッグ・チューブ類等の在宅医療廃棄物の増加が見込まれます。感染の可能性がある廃棄物については、家庭ごみとして収集することが困難なため、購入した薬局や処方された病院へ処分を依頼するよう周知を継続していく必要があります。

③適正な収集・運搬の継続

1) 資源の持ち去り対策

市ではこれまでに、ごみの排出場所に出された資源物を持ち去る行為に対して条例に罰則規定を設け、持ち去り行為を防止するためのパトロールを行っています。

今後とも、資源物の持ち去り行為を防止するため、持ち去り禁止ステッカーの掲示や職員のパトロールを継続していく必要があります。

2) 小型充電式電池など有害ごみの適切な回収

モバイルバッテリーや小型電子機器に使用される小型充電式電池は、破損や変形により発熱・発火しやすく、ごみ収集車や総合リサイクルセンターの火災につながる恐れがあります。このため、小型充電式電池使用製品の正しい処分方法について市民に周知し、

電池を取り外してリサイクル協力店へ持ち込むか、有害ごみとして出すよう徹底することが必要です。

また、スプレー缶やカセットボンベについても、火災防止のため、今後とも使い切って他のごみと混ぜずにスプレー缶の収集日に出すよう徹底が必要です。

(3) 中間処理

①プラスチックの分別収集・再商品化

令和4(2022)年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラ新法)」では、市区町村は、その区域内において、プラスチック製容器包装のみならず、プラスチック製品も含めたプラスチック使用製品廃棄物の分別収集と再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

これを受け、本市においては、令和7(2025)年1月より容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括回収しています。収集したプラスチック資源は、総合リサイクルセンターで選別・梱包・保管し、指定法人(公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)ルートを活用しています。

②立川市総合リサイクルセンターの老朽化対策

総合リサイクルセンターの機械設備等については、保守点検と改修工事等を行い、安定稼働に努めています。しかし、平成8(1996)年の竣工から30年近く経過し、老朽化による機械設備等の故障が多くなってきたことから、令和2(2020)年度に作成した施設の長寿命化計画に基づいて設備の改修を進め、令和6(2024)年度中に一通りの改修を終えました。

今後は、老朽化した建屋の改修等を進め、安定的なりサイクル体制を維持していくことが求められます。

③市民に親しまれる立川市クリーンセンターたちむにいの運営

クリーンセンターたちむにいは、令和4(2022)年11月から試験運転を開始し、令和5(2023)年3月から本格稼働を始めました。また、令和6(2024)年10月には、「災害時の後方支援機能」、「環境学習機能」、「周辺のみどりとの連続性の確保」等を施設と一体となって担う空間として、敷地北側に「たちむにいひろば」の供用が開始されました。

クリーンセンターたちむにいの運営にあたっては、安心・安全で安定した運営はもとより、環境負荷のさらなる低減、エネルギーの有効活用、大規模災害時の機能維持に努めるとともに、環境学習の拠点として、市民から親しまれる施設となるよう努めていくことが望まれます。

④地球温暖化対策

1) 中間処理の際に消費するエネルギー起源CO₂の削減

クリーンセンターたちむにいでは、ごみを処理する過程で得られる熱エネルギーを効率的に回収し、工場内のごみ処理に必要なエネルギーとして活用するほか、発電や場外での余熱利用を通じて温室効果ガスの削減に努めています。また、総合リサイクルセン

ターでは設備の改修時に電力消費の少ない機器に交換し、温室効果ガスの削減に努めています。

今後とも、地球温暖化対策として、収集運搬や中間処理において省エネに努め、排出される温室効果ガスの削減に努める必要があります。また、整備・補修の際は、資源やごみの搬入量の動向を見極め、適正な能力の機器等の導入に努め、施設全体の省エネ化を目指すことが求められます。

2) ごみの焼却に伴い発生する非エネルギー起源温室効果ガスの削減

ごみの焼却に伴い発生する温室効果ガスを削減するため、家庭ごみ及び事業系ごみの燃やせるごみの減量と、それらに混入しているプラスチック類を削減することが必要です。

(4) 計画の推進

計画の推進にあたっては、市民・事業者・市が協働し、各主体がそれぞれの役割を果たす必要があることから、計画の内容を広く市民・事業者に周知することが求められます。

また、計画のフォローアップについては、市側で毎年度の施策の進捗状況の振り返りを行い、立川市廃棄物処理及び再利用促進条例及び施行規則に基づく「ごみ市民委員会」が施策の進捗状況を検証し、必要に応じ提言等を行う必要があります。

第2節 基本方針と目標

1 施策の基本方針

(1) 基本的な考え方

①立川市のごみに関する主な課題

第1章を踏まえ、本市におけるごみ処理課題を要約すると、次のように整理されます。

- ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法）」に対応し、プラスチックの資源循環促進が課題である。
- ・令和5（2023）年度より事業系ごみの民間処理施設搬入分が急減し、クリーンセンターたちむにいへの搬入分が急増した。
- ・ごみの中に資源化可能なものが多く含まれる（紙類、容器包装プラスチック、製品プラスチック、缶、びん等）。
- ・家庭ごみ、事業系ごみとも、分別区分どおりに排出されていないごみが一定割合存在する。
- ・ごみの中に減量化可能なものが多く含まれている。特に、燃やせるごみの中には、本来食べられるにもかかわらず捨てられた未利用食品や食べ残し（食品ロス）が約10%含まれている。
- ・小型充電式電池などの不適切な分別により、火災事故発生の恐れがある。
- ・市民や事業者のごみに対する関心をもっと高める必要がある。

②立川市第2次一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方

前計画では、市民・事業者が「ごみを発生させない」、「ものを再使用する」などの2R（発生抑制、再使用）を意識した行動により、ごみ発生量そのものを減らすライフスタイル・ビジネススタイルの転換の必要性を重視し、市民や事業者に「未来へつなごう ごみをつくらないライフスタイル」を呼びかけるとともに、連携して計画目標の達成に向けて取り組んできました。また、資源とごみの適正な分別によるR（リサイクル）も重視し、「2R+R」を意識した行動を市民・事業者呼びかけ、計画目標の達成を目指してきました。

その結果、一定の成果が得られたものの、ごみ組成分析調査から、適正な分別や食品ロスの削減を行えば、ごみの減量化・資源化の余地があることが判明しました。また、クリーンセンターたちむにいの安定的、かつ経済的な事業運営を目指し、施設の機能・性能を維持していくためには、家庭ごみ・事業系ごみとも、燃やせるごみのいっそうの削減が必要であることがわかりました。

本計画では、市民・事業者・市が協力して引き続き2R+R（発生抑制、再使用、リサイクル）に取り組むと同時に、バイオマスプラスチック等、再生可能な資源の活用を目指すことで、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指していきます。

(2) 施策の基本方針

基本方針 1 資源循環の推進

前計画における市民・事業者・市の取組により、ごみの排出量は大幅に削減されました。

一方で、排出されたごみの中には、依然として廃棄された食品や適切に分別していれば資源となった紙類、プラスチックなどが混入しています。限りある資源を有効活用し、できる限り循環させて廃棄されるものを減らし、環境への負荷を低減させることが求められます。

このため、市民・事業者・市の協働による様々な取組を通じて、資源循環を推進していきます。

基本方針 2 家庭ごみ減量の促進

前計画では、設定した目標に対し達成できなかった項目もありましたが、平成 19(2007)年度から令和 5(2023)年度までの 16 年間で、家庭ごみ全体の排出量（市民 1 人 1 日当たり）は約 20%、家庭の燃やせるごみの排出量（市民 1 人 1 日当たり）は約 33%と大幅に削減され、多摩地域 26 市の中でも排出量の少なさはトップクラスとなっています。

今後とも、「広報たちかわ」、市ホームページや説明会などを通じて、ごみ排出量の推移や処理の実態等を伝え、家庭ごみの 2R+R を促進します。また、分別の目的と具体的な方法等を周知し、安定した家庭ごみの収集に努めるとともに、AI の活用等、効率的な収集方法について検討します。

基本方針 3 事業系ごみ減量の促進

前計画では、設定した目標に対し達成できなかった項目もありましたが、平成 19(2007)年度から令和 5(2023)年度までの 16 年間で、事業系ごみ全体の排出量は約 44%、事業系の燃やせるごみの排出量（民間処理施設搬入分を含まない）は約 43%と大幅に削減されました。

今後とも、許可業者及び排出事業者に対するごみ発生抑制の働きかけや、食品ロス対策及び分別・リサイクルの促進のほか、食品関連事業者をはじめ、食品リサイクルの推奨等により、事業系ごみの減量を促進します。

また、市施設への搬入動向を把握し、安定した事業系ごみの収集に努めます。

基本方針4 資源と燃やせないごみの安定した適正処理

総合リサイクルセンターは、令和6(2024)年度中に機械設備の改修工事が一通り完了したものの、建屋の老朽化などの課題を抱えており、安定的なりサイクル体制を維持していくための対策が求められています。

このため、市民や事業者に対し、小型充電式電池や有害ごみの適切な排出方法を周知することで収集・運搬時や中間処理時の事故を防ぎ、資源や燃やせないごみの安定した処理に努めます。また、収集・再商品化方法の見直しや総合リサイクルセンターの適切な維持管理により、資源化率の向上と安定した総合リサイクルセンターの施設運営に取り組んでいきます。

基本方針5 燃やせるごみの安定した適正処理と啓発の推進

クリーンセンターたちむにいは、令和5(2023)年3月から本格稼働を始め、安定的な運営とともに、環境学習の拠点として活用されています。

施設の安定的な運用のため、適切な維持管理に努めるとともに、市民や事業者に対しては、ごみ処理など環境に関する普及・啓発活動を推進します。また、焼却残さから製造されるエコセメントの利用促進などを継続して取り組んでいきます。

2 計画目標（数値目標等）

(1) 目標設定の考え方

- ・家庭ごみ排出量（1人1日当たり）の目標は、これまでの削減状況を踏まえ、今後実施する新たな施策と市民のさらなる削減努力を考慮して設定しました。家庭の燃やせるごみ（1人1日当たり）についても、同様の考え方で設定しました。
- ・家庭のその他のごみについては、適切な分別を推進することで相対的に資源に回る割合が高くなると想定の上、資源は、燃やせないごみ・粗大ごみ・有害ごみよりも低めの削減率としました。設定にあたっては、令和7(2025)年1月からの容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収開始に伴う影響を考慮しました。
- ・事業系ごみについては、クリーンセンターたちむにいの計画年間処理量や、家庭ごみの削減率を考慮して、目標を設定しました。
- ・資源化率の目標は、家庭ごみ、事業系ごみ、集団回収量の目標値をもとに設定しました。なお、資源化量に含まれる外部委託（マテリアルリサイクル等）は、今後毎年1,600t程度実施していくものとししました。

（詳細は参考資料に掲載）

(2) 数値目標

① 資源循環の推進

【数値目標】 資源化率を約 43.5%にする。

資源化率 = 総資源化量 / 総ごみ排出量 (民間処理施設搬入分を含まない)



指 標	基準年度 令和 5 (2023) 年度	前期目標 令和 11 (2029) 年度	後期目標 令和 16 (2034) 年度
総ごみ排出量 (民間処理施設搬入分を含まない)	47,060 t/年	44,228 t/年 (約 6%減)	41,869 t/年 (約 11%減)
総資源化量	17,710 t/年	18,774 t/年 (約 6%増)	18,224 t/年 (約 3%増)

② 家庭ごみ減量の促進

【数値目標】 市民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量を約 10%削減する。



指 標	基準年度 令和 5 (2023) 年度	前期目標 令和 11 (2029) 年度	後期目標 令和 16 (2034) 年度
家庭ごみ排出量	34,958 t/年	32,937 t/年 (約 6%減)	31,254 t/年 (約 11%減)
家庭の燃やせるごみ量	20,607 t/年	19,161 t/年 (約 7%減)	17,956 t/年 (約 13%減)
市民 1 人 1 日当たりの家庭の燃やせるごみ量	303 g/人・日	282 g/人・日 (約 7%減)	266 g/人・日 (約 12%減)

③ 事業系ごみ減量の促進

【数値目標】 事業系ごみ排出量 (民間処理施設搬入分を含む) を約 15%削減する。



指 標	基準年度 令和 5 (2023) 年度	前期目標 令和 11 (2029) 年度	後期目標 令和 16 (2034) 年度
事業系の燃やせるごみ量 (民間処理施設搬入分を含む)	11,075 t/年	10,169 t/年 (約 8%減)	9,414 t/年 (約 15%減)

④ 資源と燃やせないごみの安定した適正処理

【数値目標】施設稼働率（総合リサイクルセンター）100%を維持する。

$$\text{総合リサイクルセンター稼働率} = \text{実稼働日数} / \text{計画稼働日数}$$



⑤ 燃やせるごみの安定した適正処理と啓発の推進

【数値目標】施設稼働率（クリーンセンターたちむにい）100%を維持する。

$$\text{クリーンセンターたちむにい稼働率} = \text{実稼働日数} / \text{計画稼働日数}$$



【数値目標】ごみの焼却に伴い発生する温室効果ガスの排出量（CO₂換算）を約18%削減する。



指 標	基準年度 令和5(2023)年度	前期目標 令和11(2029)年度	後期目標 令和16(2034)年度
焼却処理量	33,507 t/年 ¹	29,260 t/年 (約13%減)	27,348 t/年 (約18%減)

¹ 令和5(2023)年度の焼却処理量の値は、集計方法の違いにより図2-1-1(P.10)及び表2-1-5(P.15)と異なる。

第3節 目標達成に向けた施策展開

1 ごみ処理基本計画の施策体系

基本方針に基づき、ごみ処理計画の施策体系を図 2-3-1 に示します。

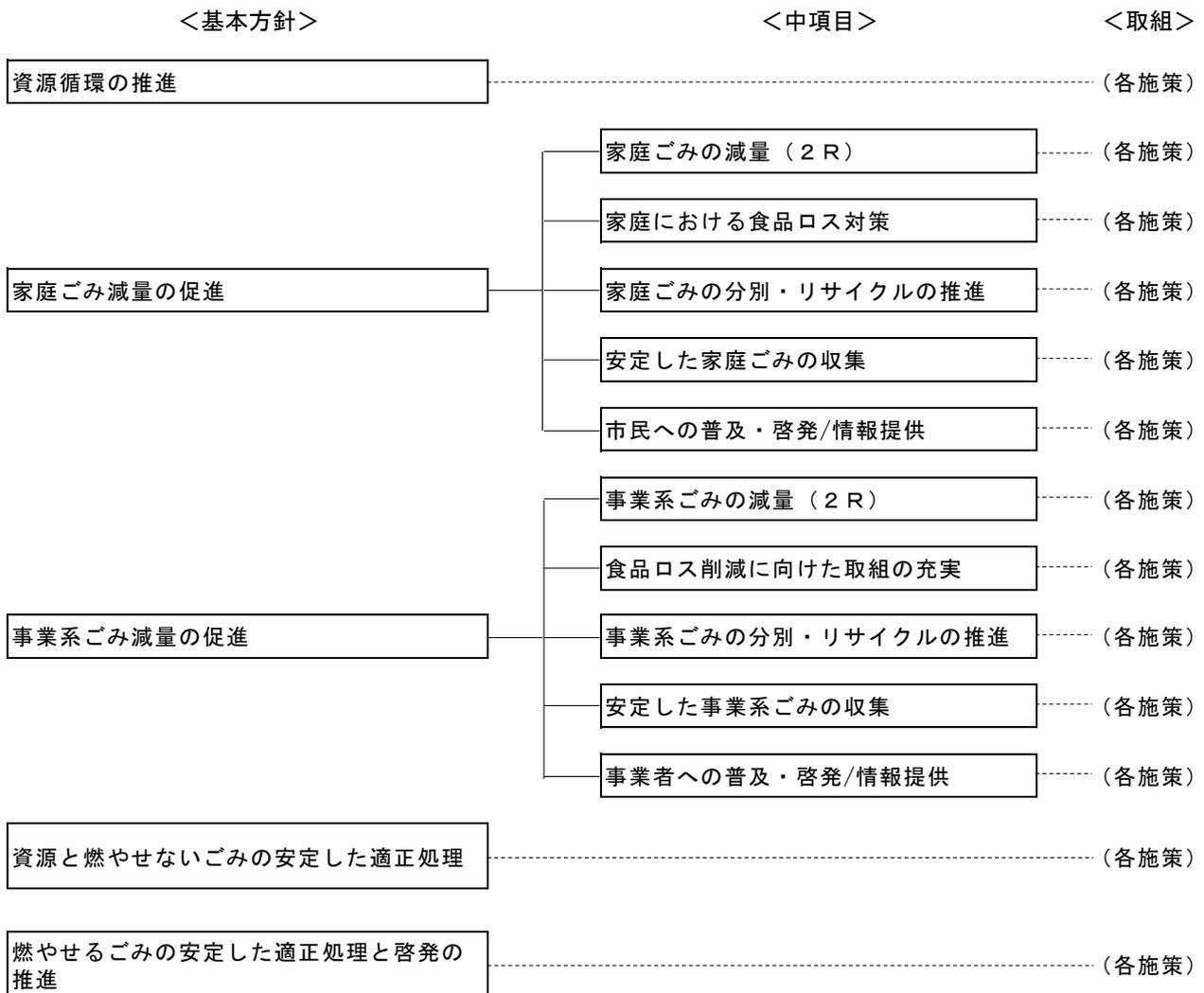


図 2-3-1 施策体系図

(各施策の区分について)

- 【新規】第2次計画で新たに追加した施策
- 【継続】基本的に前計画の施策を継続するもの
- 【改定】前計画の施策を一部変更・見直しするもの
- 【統合】前計画の施策で類似したものを統合したもの

2 資源循環の推進

① プラスチックの資源循環の促進【新規】

多様な物品に利用されているプラスチックについて、製品の設計から廃棄物の処理に至るまでの各段階において、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環等の取組を促進するため、令和4(2022)年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラ新法)」が施行されました。

プラスチックの資源循環の実現に向けて、事業者は、プラスチック使用製品設計指針に即してプラスチック使用製品を設計すること、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること、プラスチック使用製品の自主回収・再資源化を率先して実施することなどが求められています。

消費者は、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること、プラスチック使用製品廃棄物を分別して排出すること、認定プラスチック使用製品を使用することなどが求められています。

市区町村は、プラスチック製容器包装のみならず、プラスチック製品も含めたプラスチック使用製品廃棄物の分別収集と再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

これを受け、本市においては、令和7(2025)年1月より収集方法を変更し、容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収を開始しています。

また、収集したプラスチック資源を総合リサイクルセンターで選別・梱包・保管し、指定法人(公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)ルートを活用し、プラスチック資源が循環する体制を継続するとともに再商品化について検討します。

② 「ごみってなあに？」や「広報たちかわ」等による立川市第2次一般廃棄物処理基本計画の内容や「市民1人1日当たり」等の目標の周知【継続】

本計画内で、「家庭ごみの市民1人1日当たりの排出量」などの目標を設定しています。また、本市の家庭ごみ収集は、15分別になっています。

市民にご協力いただくためには、分別いただいた資源やごみがどのように処理され、資源として再生されているのかお知らせする必要があります。これらの数字等を現状と比較した図やイラストなどを使用して分かりやすく表現し、「ごみってなあに？」や「広報たちかわ」等の媒体を使用して、市民や事業者に対し定期的に周知します。

③ 「広報たちかわ」や市ホームページを通じたごみの分別やリサイクルに関する啓発【継続】

「広報たちかわ」は月2回発行され、全戸配布されるため、市民に周知するための貴重な情報ツールですが、紙面には限りがあり、詳しい情報をすべて掲載することはでき

ません。そこで、記事の中でより詳しい情報は市ホームページに誘導するなど、ごみの分別や減量等に関するタイムリーな情報の掲載を継続します。

また、「西砂からの風」や「たちかわごみ分別アプリ」のお知らせ機能、SNSなどでも発信することにより、多くの市民の目に留まるよう努めます。

④ 燃やせるごみ組成分析調査の継続【継続（統合）】

燃やせるごみの中の生ごみや資源の量を把握し、その後の施策に生かすため、平成23(2011)年度から、燃やせるごみ組成分析調査を実施してきました。また、5年に1回、燃やせるごみのほかに燃やせないごみやプラスチック類の組成分析調査も行っています。

分析結果から、分別基準通りに適正排出することで、食品ロスの削減や資源化率の向上につながる事が分かっています。

調査を継続し、その結果を市民・事業者に広く周知することで、食品ロスの削減や資源化率の向上等に努めます。

⑤ リユース品の利用促進（リサイクルショップ西砂の紹介等）【継続】

リユースとは、3R（2R+R）中で、リデュース（発生抑制）に次ぐ取組です。身の回りのものをすべて新品のもので生活するのではなく、リユース品を購入することは、ごみの発生抑制につながります。

また、リユース品を購入する場として、総合リサイクルセンター内に常設されている「リサイクルショップ西砂」や、フリーマーケットなどの利用を促進します。

⑥ ごみ減量協力員による地域のリサイクル推進活動の促進【継続】

平成7(1995)年1月から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市が市民を廃棄物減量等推進員として委嘱し、市の施策への協力と活動を行ってもらう「ごみ減量協力員(以下「協力員」という。)制度」を実施しています。

協力員は任期2年のボランティアであり、ごみ問題に関心がある市民の方々に委嘱しています。具体的な活動内容は、①地域住民への啓発活動、②地域の現状報告(協力員レポート提出：年1回程度)、③地域におけるリサイクル推進活動への協力などです。

今後とも、ごみ減量協力員による地域のリサイクル推進活動を促進していくとともに、時代に添った協力員の新たな役割について検討していきます。

⑦ 資源循環モデルの検討【新規】

資源循環をさらに推進していくため、資源循環モデルの構築を検討します。例えば、市内から排出されたごみでたい肥をつくり、これを市内の農家が利用、収穫された農産物は「ファーマーズセンター みのーれ立川」等で販売、これを市民が買い求めるとい

ったモデルが考えられます。

⑧ 使用済太陽光発電設備の再利用、再資源化の情報の収集【新規】

現在、温室効果ガス対策として太陽光発電が推進されていますが、太陽光発電に使用する太陽光パネルは、製品寿命が約 25～30 年とされており、今後太陽光パネルを含む廃棄物が大量に出ることが予想されています。太陽光パネルには、種類によって、鉛、セレン、カドミウムなどの有害物質が含まれており、それぞれ適切な処分方法がありますが、現時点ではリサイクルルートが確立されていない状況にあります。

このため、使用済太陽光発電設備の再利用、再資源化に関する国・都等の動向把握や関連情報の収集に努めていきます。

3 家庭ごみ減量の促進

(1) 家庭ごみの減量（2R）

① ごみのもとになるものを買わない・もらわないライフスタイルの提案【継続】

必要がないものやごみとなるものを買わない・もらわないことで、ごみの発生を抑制する持続可能なライフスタイルへの変革を促すため、分別説明会や臨時相談窓口、環境関連イベント、市ホームページなどを通じて、具体的な環境配慮行動を提案します。

② 買ったもの・もらったものを長く使うライフスタイルの提案【継続】

ものを長く使う持続可能なライフスタイルへの変革を促すため、分別説明会や臨時相談窓口、環境関連イベント、市ホームページなどを通じて、具体的な環境配慮行動を提案します。

③ マイバッグやマイボトル、リユース容器などに関する市民への利用促進【継続】

レジ袋やペットボトルなどのプラスチックごみを減らすため、市ホームページや「広報たちかわ」などを通じて、市民に対しマイバッグやマイボトル、リユース容器などの利用を促進します。また、立川市商店街振興組合連合会や立川商工会議所などを通じて、マイバッグ推奨運動等、プラスチックごみ削減のための取組への協力を依頼し、商店街、小売店舗、コンビニ等にポスター、ポップ等で更なる啓発を行います。

④ 生ごみ水切りの周知【継続】

環境関連イベントやごみ減量パネル展、臨時相談窓口、学習館や消費生活センター等が主催する「食に関する講座」、市ホームページなどにおいて、生ごみの約80%は水分であることを説明し、生ごみを濡らさないことや生ごみの水分を切ることにより、燃やせるごみの減量につながることを周知します。

⑤ 生ごみ処理機器等購入費補助金制度の継続【継続】

家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、減量化につなげるため、生ごみ処理機器や生ごみ堆肥化容器を購入した市民を対象とした購入費補助金制度を継続し、市ホームページや「広報たちかわ」等で事業を周知します。

⑥ バランダたい肥づくりの利用促進【継続】

せん定枝のたい肥の素を使い、住居のバランダで生ごみを処理し、たい肥を作ることができる「バランダたい肥づくり」事業を市ホームページや「広報たちかわ」等で周知し、市民の利用を促します。

(2) 家庭における食品ロス対策

① 食品ロスの削減についての啓発【改定】

家庭における食品ロス対策としては、食品を買いすぎない、食べられる量を把握する、無駄なく食べる、賞味期限・消費期限を把握する方法などがあります。備蓄食品については、ローリングストック¹を習慣づけて、期限切れ前に消費することが重要です。また、フードドライブ²に参加することで、食品の無駄をなくすこともできます。

このような食品ロスを減らす取組について、市ホームページや「広報たちかわ」等で、家庭へ向けて周知します。

② ごみ組成分析調査結果の活用【継続】

毎年度実施しているごみ組成分析調査結果を踏まえ、さらなる食品ロス削減策を検討します。

③ 生ごみ減量に配慮した調理方法の周知【継続】

立川女子高等学校クッキング部との協働により作成した食品ロス削減レシピブック「食べきりレシピで COOKING」等を活用し、環境関連イベントやごみ減量パネル展、臨時相談窓口、学習館や消費生活センター等が主催する「食に関する講座」、市ホームページなどで、引き続き、生ごみ減量に配慮した調理方法を紹介し、周知します。

(3) 家庭ごみの分別・リサイクルの推進

① 資源化可能な紙類の回収の促進【改定】

家庭の燃やせるごみの中には、リサイクルできる紙類が 7%含まれています（令和 6（2024）年度ごみ組成分析調査結果）。これらを分別・リサイクルすることは、市民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量 10%削減に向けた必須の取組となります。雑がみ回収袋の配布や市ホームページでの作り方の説明などを通じて、雑がみの分別・リサイクルの定着を促進します。

② 生ごみ分別・資源化事業の拡大【継続】

市民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量を 10%削減するためには、燃やせるごみに含まれている紙類や容器包装プラスチックの分別・リサイクルだけではなく、生ごみも分別・リサイクルする必要があります。現在、本市では、大山自治会の会員を対象として実施している生ごみ分別・資源化事業の取組範囲の拡大を目指して、生ごみ分別・資源化事

¹ ローリングストック：普段から少し多めに食品を買っておき、使ったら使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の食料を家に備蓄しておく方法。

² フードドライブ：家庭で余った食品を集めて、フードバンクや福祉団体に寄付する活動のこと。

業グループ制モデル事業を実施しており、これらの事業を継続するとともに、さらなる生ごみの分別・リサイクルについて検討します。

③ 水銀含有の有害ごみに関する市民への周知【継続】

水銀は、昭和 31(1956)年と昭和 40(1965)年に相次いで発生した水俣病と新潟水俣病という公害の原因物質であり、著しい健康被害と自然環境破壊を引き起こしました。現在では、家庭用品における水銀の使用は厳しく制限されていますが、家庭で使用されている蛍光灯には少量の水銀が使用されており、かつて使用されていた水銀体温計や温度計、血圧計が家庭等に残存しているといわれています。

これらのものをごみとして排出する場合は、有害ごみとして分別することになりますが、これらのものを燃やせるごみなどの他の品目として出した場合の健康や環境へのリスクを「広報たちかわ」や市のホームページで市民に周知し、分別の徹底を求めています。

④ 家庭ごみ分別基準の検討【継続】

ごみ組成分析調査結果から、分別区分と異なるごみや資源が混入していることが明らかとなっています。このため、分別を判断するための項目を整理し、市民にも分かりやすい分別基準を検討します。

⑤ 分別品目・収集曜日に関するわかりやすい表示方法の検討【継続】

「資源とごみの収集カレンダー」や「資源とごみの分別ハンドブック」の分別品目や収集曜日の表示を、よりわかりやすいデザインとなるように工夫します。また、増加する外国人居住者に対応し、多言語に対応した説明資料の充実を図り、印刷物等でごみの正しい分別方法等について周知します。

⑥ 「たちかわごみ分別アプリ」の利用促進【継続】

平成 30(2018)年 8 月に「たちかわごみ分別アプリ」をリリースし、ダウンロード件数は、令和 6(2024)年 8 月 1 日時点で 50,000 件を超えています。今後も、たちむにいフェスタや環境フェアなどのイベントや、市ホームページ、「広報たちかわ」等で利用を促すとともに、市民の意見などを踏まえ、内容の充実に努めます。

⑦ 高齢者世帯への「資源とごみの分別ハンドブック」の常置【継続】

「たちかわごみ分別アプリ」をリリースしたことから、「資源とごみの分別ハンドブック」の全戸配布は行わず、アプリの利用を促進しています。一方で、アプリを利用できない高齢者世帯よりハンドブックの配布を求める声が寄せられていることから、高齢者

がよく利用する施設等に、いつでも取りに行けるよう常置しています。

(4) 安定した家庭ごみの収集

① 在宅医療廃棄物の排出方法の周知【継続】

医療技術の進歩に伴い、在宅医療や在宅介護が増え、注射針やプラスチックバッグ・チューブ類等の在宅医療廃棄物の増加が見込まれます。感染の可能性がある廃棄物については、家庭ごみとして収集することが困難なため、市ホームページや「広報たちかわ」、啓発チラシ等を通じて、購入した薬局や処方された病院へ処分を依頼することを周知します。

② 粗大ごみ収集のインターネット受付など【継続】

粗大ごみ収集の受付件数は、令和5(2023)年度が21,461件となり、5年前の平成30(2018)年度(16,833件)より約27%増加しています。休日明けや昼休みの時間帯などに申込みの電話が集中し、つながりにくい状況が発生していたことから、令和2(2020)年度からインターネットによる受付を開始し、受付件数の約半数をインターネット受付が占めるようになりました。また、令和7(2025)年1月より、処理手数料のオンライン決済を導入しました。今後とも、市民の利便性向上と事務の効率化を図るため、インターネット受付業務の安定的な運用に努めます。

また、収集品目のポイントの見直しについても検討します。

③ 低公害車の導入促進【継続】

酸性雨や大気汚染の原因となる窒素酸化物(NO_x)や浮遊粒子状物質(SPM)、地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO_2)などの排出を抑制するため、収集運搬車両などへの低公害車の導入を促進します。

④ 有料・戸別収集の安定的な運用【継続】

指定収集袋の安定的な供給体制と悪天候でも収集可能な体制の維持に努めるとともに、効率的かつ効果的な分別収集に向け、必要に応じて収集回数や収集ルートなどの見直しを行うとともに、AI等を活用した効率的な収集について検討します。

⑤ 資源の持ち去り対策【新規】

市では、これまでに、ごみの排出場所に出された資源を持ち去る行為に対して条例に罰則規定を設け、持ち去り行為を防止するためのパトロールを行ってきました。

今後とも資源の持ち去り行為を防止するため、持ち去り禁止ステッカーの掲示や職員のパトロールを継続していきます。

⑥ ごみ処理手数料の見直しの検討【新規】

燃料コストの増加や多摩地域の他自治体との均衡を考慮し、ごみ処理手数料等の見直しを検討します。

⑦ ごみ出しが困難な世帯を支援する事業の周知【改定】

高齢者の増加に伴い、ごみの分別やごみ出しが困難な世帯が増えています。加えて、市民の中には、地域で自立した生活を送るため、自分でできることは自分でと考える障害者もいます。

市では、従来から実地している「ごみ出し支援事業」や令和4(2022)年に開始した「ごみ出しサポートシール事業」を市ホームページや「広報たちかわ」で周知します。

(5) 市民への普及・啓発/情報提供

① 世代に応じた周知方法の検討【継続】

分別・リサイクルの推進については、全世代の市民の協力が不可欠です。子どもからお年寄りまでの世代を意識し、地域団体などのさまざまな組織との協力や、本市のキャラクター「くるりん」による街頭PRなど、プレゼンテーションの訴求力を高めるための工夫を検討します。

また、ごみ収集の仕組みやごみ処理の現場を小中学生の学校教育や中学生の職場体験の場などとして活用し、家庭での普及・啓発につなげます。

高齢者や障害者に対する施策としては、「ごみ出し支援事業」や「ごみ出しサポートシール事業」があり、これらの利用者が増えています。これによりごみ出しが困難な世帯への支援が充実してきましたが、分別区分が多いため高齢者等にとって分別が難しいとの意見もあることから、様々な機会を通じて分別方法の説明を継続していきます。

② 資源とごみの臨時相談窓口や地域説明会等の開催【継続】

資源やごみの素朴な疑問にお答えするため、子ども未来センターや福祉会館、環境関連イベント等において資源とごみの臨時相談窓口を開設するとともに、自治会などの地域団体の依頼により地域での分別説明会や出前講座などを継続していきます。

また、小学校等のごみ処理施設見学の受入を継続する等、ごみ処理の現状を広く周知します。

③ ごみ減量情報紙「西砂からの風」の発行【継続】

平成22(2010)年10月より、ごみ減量情報紙「西砂からの風」を発行し、自治会に配布するとともに、市の公共施設42か所で配布、また市ホームページでも発信しています。

今後とも、紙面の都合により「広報たちかわ」に掲載しきれない、掘り下げた内容をタイムリーに掲載していきます。

④ たちむにいフェスタや環境フェア、たちかわ楽市などへの出展【継続】

多くの市民に周知・啓発できる機会として、たちむにいフェスタや環境フェア、たちかわ楽市などへの出展を継続するとともに、実際のごみを利用した「ごみ分別クイズ」「アイデア募集」など、市民が楽しみながら、3R（2R+R）に取り組むことができるよう工夫します。

4 事業系ごみ減量の促進

(1) 事業系ごみの減量（2R）

① ごみを出さない職場環境づくりの提案【継続】

ごみを出さない職場環境づくりのため、生産段階におけるごみの発生抑制、流通段階における梱包材の削減、販売段階における簡易包装の推進など、業種別に先進的な取組を紹介・提案していきます。

また、市の本庁舎や公共施設では、立川市役所 エコ・アクションプランに基づき推進します。

② 厨芥類の水切りの周知【継続】

飲食店や炊事室がある事業所において、生ごみの約 80%は水分であることを説明し、生ごみを濡らさないことや生ごみの水分を切ることにより、生ごみの減量につながることを周知します。

(2) 食品ロス削減に向けた取組の充実

① 食べきり協力店によるたちかわ食べきりキャンペーンの継続【継続】

飲食店などから排出される食品ロスを減らすため、小盛メニューや持ち帰り対応などに取り組む「食べきり協力店」の 100 店舗以上の登録を目標とするとともに、宴会などが多くなる年末年始に、食べ残しを減らすため、「たちかわ食べきりキャンペーン」を継続し、ポスター掲示やグッズ配布等により来店者へ周知します。

② 「てまえどりPOP」の継続【改定】

おにぎりやサンドイッチを販売している小売店の協力を得ながら、購入後すぐに食べる場合は、商品棚の手前にある販売期限の短いものから積極的に取りましようというPOPを掲示する「てまえどりPOPによる食品ロス削減キャンペーン」を継続し、消費者への食品ロス削減の周知や啓発に取り組みます。

③ フードシェアリングサービスの充実【新規】

令和6(2024)年 10月1日より新たな食品ロス削減に向けた取組として開始したフードシェアリングサービス「おたすけタバスケ立川」を充実させ、食品の売れ残り等による廃棄を削減します。

④ 立川商工会議所や立川市商店街振興組合連合会との連携による啓発【継続】

食べきり協力店や「たちかわ食べきりキャンペーン」、「てまえどりPOPによる食品ロス削減キャンペーン」と、新たに取り組んだフードシェアリングサービス「おたすけ

タバスケ立川」への登録啓発については、立川商工会議所や立川市商店街振興組合連合会と引き続き連携し、取り組んでまいります。

(3) 事業系ごみの分別・リサイクルの推進

① 搬入物検査の継続と指導の徹底【継続】

平成22(2010)年7月から実施している事業系ごみの搬入物検査を継続するとともに、クリーンセンターたちむにいにおいて燃やせるごみの中に資源の混入や分別がされていないものが発見された場合は、許可業者を通じて排出事業者への指導を徹底します。

② 紙類の分別・リサイクルの促進【継続】

令和6(2024)年度に行ったごみ組成分析調査の結果、少量排出事業者が排出した燃やせるごみには約11%、多量排出事業者が排出した燃やせるごみには約20%のリサイクル可能な紙類が含まれていました。

排出事業者に対し、許可業者や現場訪問、訪問調査等を通じて、紙類の分別・リサイクルについて説明し、市が作成した「事業系ごみの減量とリサイクルの手引き」を渡し、両面印刷や電子化によるペーパーレス化やリサイクルボックスの設置、裏紙の再使用などを促します。

③ 紙資源処理券の利用促進【継続】

許可業者で構成されている立川市一般廃棄物収集運搬業協議会は、令和元(2019)年10月から少量排出事業者向けに紙資源処理券の運用を開始しています。少量排出事業者からの問合せ時や、現場訪問、訪問調査の際、紙資源処理券の利用を促進することにより、紙類のリサイクルを促進します。

④ 家庭ごみ分別基準を活用した少量排出事業者への分別指導【継続(統合)】

少量排出事業者が排出するプラスチック・ビニール・ペットボトル袋には、汚れたものや異物の混入がみられ、リサイクルが困難な事例がたびたび発生しています。

家庭ごみの分別基準を活用し、許可業者を通じて少量排出事業者の分別指導を徹底します。

⑤ 小型充電式電池の販売店に対する店頭回収の促進と排出事業者への周知【継続(統合)】

リチウムイオン電池などの小型充電式電池については、ごみ収集における発火事故の危険性があることから、販売店に対し、店頭回収を促します。

また、排出事業者に対し、許可業者や、現場訪問や訪問調査などを通じて、販売店の店頭回収を利用するよう啓発していきます。

⑥ 食品リサイクルの推奨【継続】

飲食店など厨芥類を多く排出する事業者と契約している許可業者に対し、食品リサイクルルートの確保を徹底し、食品リサイクルへの取組を推奨します。

(4) 安定した事業系ごみの収集

① 市内の民間処理施設への燃やせるごみ搬入量の把握【継続】

事業系ごみの民間処理の動向を見守るとともに、許可業者などに対し、市内の民間処理施設への燃やせるごみ搬入量の定期的な報告（実績と見込み）を求め、クリーンセンターたちむにいへの燃やせるごみ搬入量の把握と、搬入に伴う負担軽減策について検討します。

② 本市以外の民間処理施設への燃やせるごみ搬入量の把握【継続】

許可業者などに対し、本市以外の民間処理施設への燃やせるごみ搬入量の報告を求め、搬入量の把握に努めるとともに、その処理費用の動向の把握にも努めます。

③ ごみ処理手数料の見直しの検討【継続】

今後、事業系ごみの搬入を本市または委託業者によって実施しないことから、ごみ処理手数料の上限額を令和6(2024)年4月1日から撤廃しました。許可業者の許可更新時に排出事業者との契約状況により、市場価格の把握に努め、近隣市との均衡を考慮しごみ処理手数料の見直しを検討します。

(5) 事業者への普及・啓発/情報提供

① ごみ処理優良事業所認定制度の継続【継続】

ごみの減量と分別・リサイクルに積極的に取り組む事業所を認定する「ごみ処理優良事業所認定制度」を継続し、「広報たちかわ」や市のホームページで周知するとともに、その取組内容を事業所訪問指導に生かします。

② 多量排出事業者訪問指導の充実【継続】

立川市廃棄物処理及び再利用促進条例に基づき、事業系大規模建築物所有者から毎年提出される「廃棄物減量及び再利用計画書」の内容をもとに、排出量が前年に比べ大幅に増加した事業所などを訪問し、ごみ排出の確認を行い、ごみの減量や分別の助言・指導を引き続き実施します。

また、搬入物検査の結果で排出状況の悪い事業所に対しても、同様に訪問指導を強化していきます。

③ 許可業者との協働【継続】

年1回程度、許可業者と意見交換会を開催し、排出事業者に関する情報を収集するとともに、事業系ごみ減量に向けた市の施策を共有しながら協働して取り組みます。

④ 「事業系ごみの減量とリサイクルの手引き」や市ホームページを活用した啓発【継続】

市で作成した「事業系ごみの減量とリサイクルの手引き」を、事業所訪問や問合せの際に配布、または、市ホームページを案内してごみの分別や減量等に関する情報を提供します。

5 資源と燃やせないごみの安定した適正処理

① 安全・安心で安定した立川市総合リサイクルセンターの運営【改定】

総合リサイクルセンターは、平成8(1996)年の竣工から30年近く経過し、老朽化による機械設備等の故障が多くなってきたことから、令和2(2020)年度に作成した施設の長寿命化計画に基づいて設備の改修を実施しました。

今後は、老朽化した建屋の改修等を進め、安定的なりサイクル体制を維持していきます。

② 小型充電式電池や有害ごみの適切な排出方法の周知【改定(統合)】

モバイルバッテリーや小型電子機器等に使用されたりチウムイオン電池などの小型充電式電池は、破損や変形により発熱・発火しやすく、ごみ収集車や総合リサイクルセンターの火災につながる恐れがあるため、小型充電式電池が取り外せない小型電子機器・小型家電については、令和7(2025)年1月より有害ごみに区分を変更して収集しています。小型充電式電池や水銀含有等の有害ごみの排出方法について市民への周知を図ります。

③ 新たなリサイクル品目の検討【継続】

燃やせるごみを減らし、資源化率を向上させるため、有償で外部に処理を依頼している廃棄物のうち、有価物として引き渡しができるものがないかなど、新たなリサイクル品目としての可能性を検討します。

6 燃やせるごみの安定した適正処理と啓発の推進

① 安全・安心で安定した立川市クリーンセンターたちむにいの運営【改定】

クリーンセンターたちむにいは、令和4(2022)年11月から試験運転を開始し、令和5(2023)年3月から本格稼働を始めました。また、令和6(2024)年10月には「災害時の後方支援機能」、「環境学習機能」、「周辺のみどりとの連続性の確保」等を施設と一体となって担う空間として、敷地北側に「たちむにひろば」の供用を開始しました。

クリーンセンターたちむにいの運営にあたっては、安心・安全で安定した運営はもとより、環境負荷のさらなる低減、エネルギーの有効活用、大規模災害時の機能維持に努めるとともに、環境学習の拠点として、市民から親しまれる施設となるよう努めていきます。

② 立川市クリーンセンターたちむにいにおける普及・啓発活動の推進【新規】

クリーンセンターたちむにいでは、気軽に立ち寄れる施設運営やクリーンセンターたちむにいを訪れる契機となるイベントの開催等により、施設の役割や仕組み、ごみの収集から最終処分までのごみ処理、施設における環境配慮等の環境に関する学習、普及・啓発活動を推進します。

③ エコセメントの利用促進【継続】

クリーンセンターたちむにいで排出する焼却残さは、東京たま広域資源循環組合でセメントの原料としてリサイクル(エコセメント化事業)しています。本市では、引き続き公共工事においてエコセメントを活用していきます。

④ 焼却残さの減量【継続】

クリーンセンターたちむにいで排出する焼却残さの減量を図るため、家庭ごみ及び事業系ごみの燃やせるごみの減量に取り組めます。

⑤ 温室効果ガス排出量の削減【新規】

ごみの焼却に伴い発生する温室効果ガス排出量の減量を図るため、家庭ごみ及び事業系ごみの燃やせるごみの減量と、プラスチック類の混入率削減に取り組めます。

第4節 計画の進行管理

1 PDCA サイクルによる進行管理

本計画の数値目標を達成するためには、その進捗状況を毎年検証し、その進捗と社会情勢の変化に応じた、施策の見直しや新規事業の検討が必要です。そのため、本計画の改定(Plan)に続く、施策の実施(Do)、結果の点検・検証(Check)、施策の見直し(Act)のPDCAサイクルにより施策の進行管理を行います。

(1) 年度ごとの進行管理

- ・前年度のごみ排出量等の実績と施策の取組実績をとりまとめ、数値目標の達成状況について算出します。
- ・前年度の施策の実施状況や数値目標が計画と大きく乖離した場合は、その原因を確認し、改善策を検討します。
- ・これらについては、ごみ市民委員会に報告します。

(2) 計画見直し年度

- ・前期目標年度（令和 11(2029)年度）には、全体の計画達成状況を点検・評価のうえ、計画の見直し（中間改定）を予定します。
- ・前期目標年度には、ごみ組成分析調査を行って詳細な分析を行い、併せて市民意識の変化について把握します。
- ・計画改定の際は、ごみ市民委員会に諮問し、その審議を踏まえて改定案を検討します。
- ・ごみ処理に係る法律の改正や上位・関連計画の変更、社会経済情勢の大きな変化等、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、改定年に関わらず、計画の見直しを検討します。

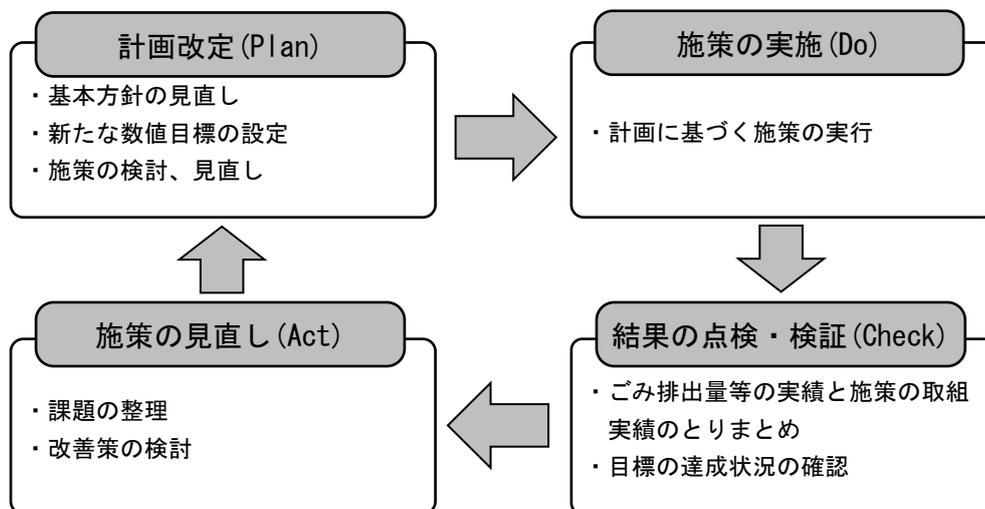


図 2-4-1 PDCA サイクルによる計画の進行管理

2 ごみ市民委員会による継続的な点検・検証・見直し

本計画の数値目標を達成するためには、市民・事業者・市が協働し、各主体がそれぞれの役割を果たすことが求められています。市民公募や市民・事業者団体推薦などの委員により構成されるごみ市民委員会で数値目標や施策を点検・検証し、施策の見直しなどについて提言いただき、目標の達成を目指します。

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 基本方針

本市では、昭和30(1955)年度より公共下水道事業に着手し、平成6(1994)年度に汚水処理人口普及率100%を達成しています。しかしながら、下水道が整備されていても、一部の世帯及び事業所では下水道に接続しない状況にあり、令和5(2023)年度現在、し尿汲取りは81世帯、浄化槽汚泥汲取りは69世帯の計150か所が残っているため、仮設トイレやビルピット汚泥の汲取りを除き、100%の水洗化を目指します。

表3-1-1 し尿汲取り世帯等の推移

区 分	汲取り		浄化槽等	
	世帯	人口	世帯等	人口
平成30(2018)年度	108	217	86	172
平成31(2019)年度	105	209	81	161
令和2(2020)年度	100	198	77	152
令和3(2021)年度	94	184	73	143
令和4(2022)年度	88	171	69	134
令和5(2023)年度	81	156	69	133

第2節 目標年度

計画期間は、ごみ処理基本計画後期目標に合わせ、令和16(2034)年度までの10年間とし、目標年度は令和16(2034)年度とします。

第3節 し尿及び浄化槽汚泥等の発生状況

平成31(2019)年度から令和5(2023)年度までの5年間におけるし尿等の発生量の推移は、表3-3-1のとおりです。令和5(2023)年度の発生量の合計は、280kℓとなっており、増減を繰り返しています。

表3-3-1 し尿及び浄化槽汚泥等の発生量の推移 単位：kℓ

区 分	し尿	浄化槽汚泥等	合計
平成31(2019)年度	226	95	321
令和2(2020)年度	218	106	324
令和3(2021)年度	209	76	285
令和4(2022)年度	218	103	321
令和5(2023)年度	204	76	280

第4節 し尿及び浄化槽汚泥等の収集・運搬及び処理の主体

本市において発生するし尿及び浄化槽汚泥等の収集・運搬及び処理の主体は表3-4-1のとおりです。

し尿・汚泥等の処理については令和4(2022)年度までは立川市錦町下水処理場で行っていましたが、立川市下水道単独処理区を東京都北多摩2号処理区に編入することとなり、編入後はし尿・汚泥等の処理ができなくなるため、令和5(2023)年度以降は、隣接する武蔵村山市内の湖南衛生組合に加入し、し尿・汚泥等の広域処理を行っています。湖南衛生組合では、受け入れたし尿・汚泥等から繊維等の固形物を取り除き、井水により希釈することによって放流基準を満たしたものを公共下水道へ放流しています。

表3-4-1 し尿及び浄化槽汚泥等の収集・運搬及び処理の体制

種 類	区 分	体制(主体)	
		収集・運搬	処理
し尿	家庭	委託(市)	広域処理(組合)
	事業所	許可(民間)	広域処理(組合)
浄化槽汚泥等	家庭	許可(民間)	広域処理(組合)
	事業所	許可(民間)	広域処理(組合)

第5節 生活排水処理基本計画

1 処理の目標

汲取りや浄化槽のトイレの100%水洗化を目指します。またそれまでの間については、近隣市との共同処理により、環境負荷が少なく、効率的な処理を行います。

2 生活排水を処理する人口等

汲取り世帯や浄化槽世帯等について、目標年度である令和16(2034)年度までの将来予測は表3-5-1のとおりです。

表3-5-1 し尿汲取り世帯等の将来予測

区 分	汲取り		浄化槽等	
	世帯	人口	世帯等	人口
令和5(2023)年度	81	156	69	133
令和6(2024)年度	77	148	64	123
令和7(2025)年度	71	136	61	117
令和8(2026)年度	66	127	58	111
令和9(2027)年度	60	115	56	108
令和10(2028)年度	55	106	53	102
令和11(2029)年度	49	94	51	98
令和12(2030)年度	44	85	48	92
令和13(2031)年度	38	73	46	88
令和14(2032)年度	33	63	44	85
令和15(2033)年度	27	52	42	81
令和16(2034)年度	22	42	40	77

予測方法：世帯数は、平成30(2018)年度から令和5(2023)年度までの実績値を近似曲線に当てはめて将来(令和6(2024)年度以降)の世帯数を算出した。

人口は、予測した世帯数に、第5次長期総合計画で採用されている各年度の世帯当たり人口を掛けて算出した。

3 その他の計画

(1) 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の発生量の動向を見極めながら、安定的かつ効率的な収集・運搬体制を維持し、適切な業務遂行について収集運搬業者への指導に努めます。

(2) 中間処理計画

し尿・汚泥等の中間処理は、当面の間、湖南衛生組合での処理体制を継続します。

参 考 资 料

1 本市の特性

(1) 人口の推移

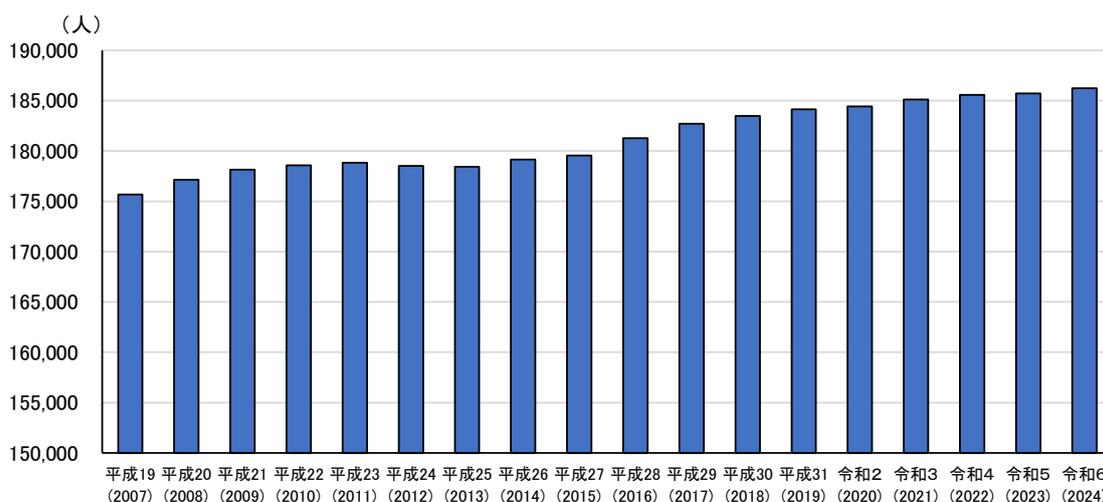
市民1人1日当たりのごみ量を計算する際には、10月1日時点の住民基本台帳人口（外国人を含む）を用います。

本市の住民基本台帳人口（外国人を含む）は、平成28(2016)年度及び平成29(2017)年度は年間1,000人以上増加しましたが、その後は増加率が鈍化しています。令和6(2024)年10月1日現在の人口は186,241人となっています。

表-1 本市の人口の推移（各年10月1日現在）

年度	人口（人）		対前年度増減率（%）
	人口	増加人口	
平成19 (2007)	175,675	1,161	0.7%
平成20 (2008)	177,139	1,464	0.8%
平成21 (2009)	178,151	1,012	0.6%
平成22 (2010)	178,561	410	0.2%
平成23 (2011)	178,823	262	0.1%
平成24 (2012)	178,520	-303	-0.2%
平成25 (2013)	178,442	-78	0.0%
平成26 (2014)	179,140	698	0.4%
平成27 (2015)	179,563	423	0.2%
平成28 (2016)	181,285	1,722	1.0%
平成29 (2017)	182,715	1,430	0.8%
平成30 (2018)	183,482	767	0.4%
平成31 (2019)	184,148	666	0.4%
令和2 (2020)	184,439	291	0.2%
令和3 (2021)	185,120	681	0.4%
令和4 (2022)	185,565	445	0.2%
令和5 (2023)	185,710	145	0.1%
令和6 (2024)	186,241	531	0.3%

資料：住民基本台帳人口（外国人を含む）

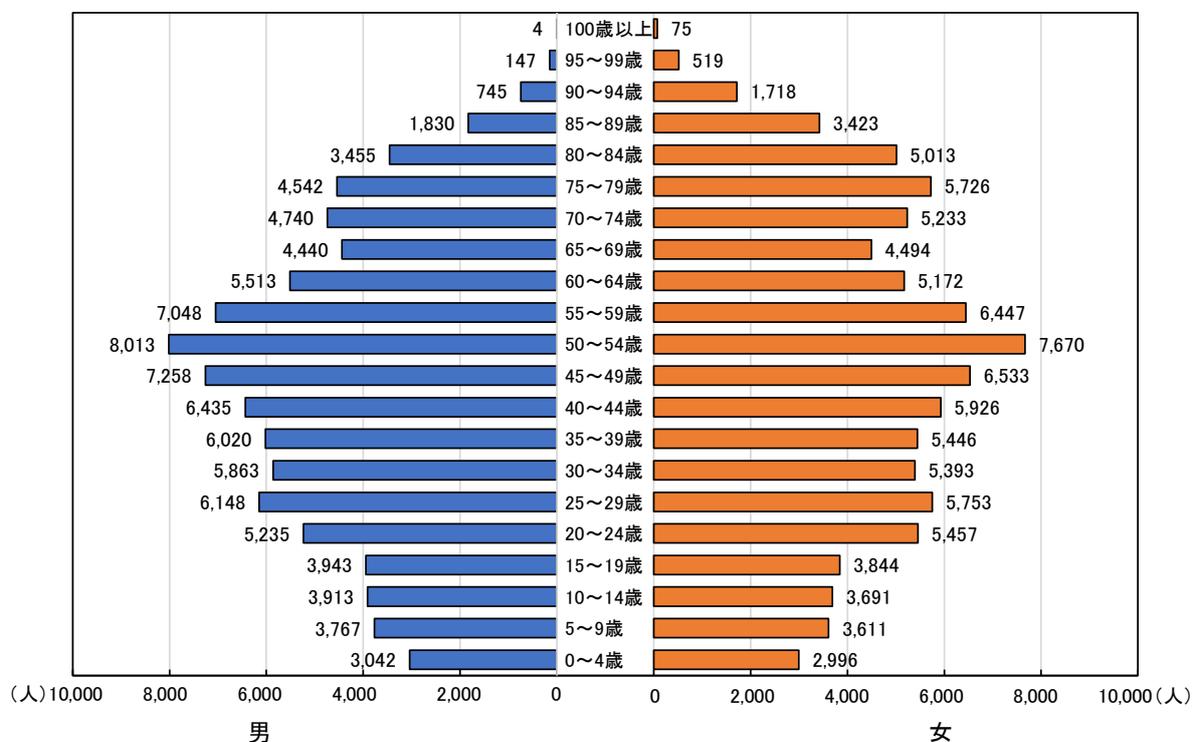


資料：住民基本台帳人口（外国人を含む）

図-1 本市の人口の推移（各年10月1日現在）

(2) 年齢別人口

本市の年齢別人口は、男女ともに 50～54 歳が最も多く、0～14 歳までの年少人口は約 11%、15～64 歳までの生産年齢人口は約 64%、65 歳以上の老年人口は約 25%となっています。



資料：住民基本台帳人口（外国人を含む）

図-2 年齢別人口（令和6（2024）年10月1日現在）

(3) 産業構成

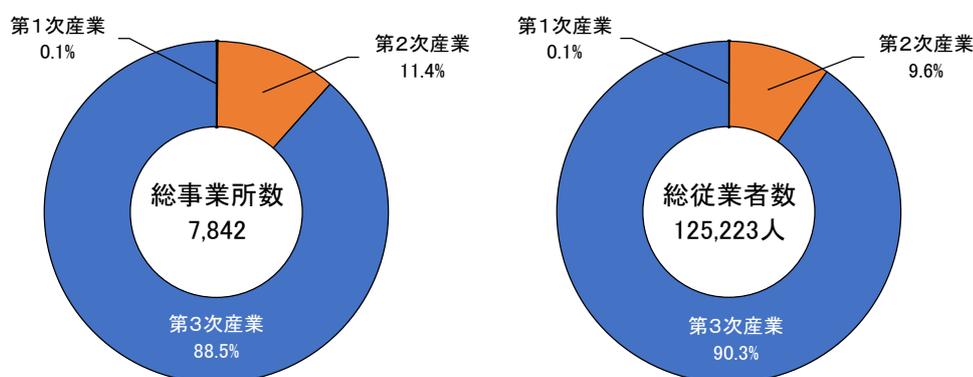
本市の産業構成をみると、令和3(2021)年は、事業所数、従業者数ともに、第3次産業が約9割を占め、その中でも「卸売・小売業」が最も多くなっています。

事業所数は平成26年に減少しましたが、令和3(2021)年にはわずかに増加しました。従業者数は増加傾向にあります。多摩地域26市で比較すると、本市は事業所数、従業者数ともに3番目に多くなっています(令和3(2021)年)。

表-2 産業別事業所数及び従業者数(令和3(2021)年)

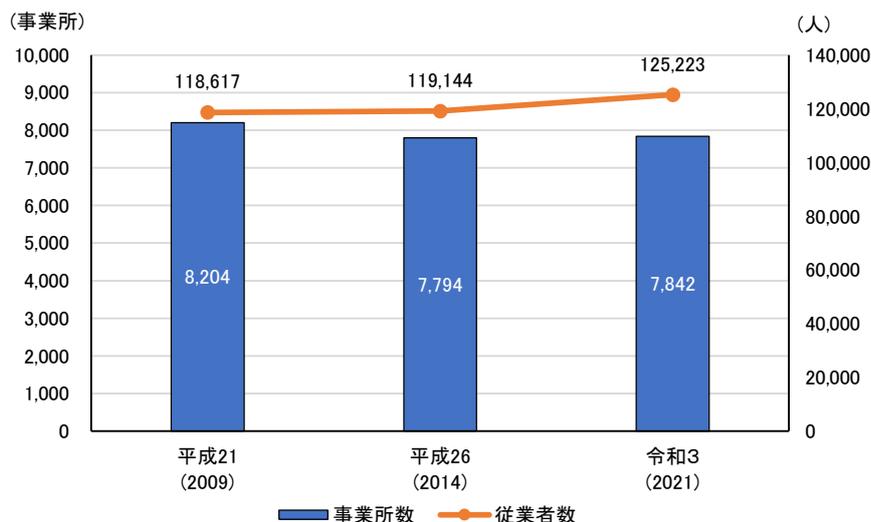
産業中分類		事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
第1次産業	A 農業、林業	11	81
	B 漁業	-	-
	小計	11	81
第2次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業	2	4
	D 建設業	642	6,741
	E 製造業	248	5,267
	小計	892	12,012
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	17	1,115
	G 情報通信業	214	5,776
	H 運輸業、郵便業	141	4,889
	I 卸売業、小売業	1,898	22,348
	J 金融業、保険業	203	5,078
	K 不動産業、物品賃貸業	690	5,700
	L 学術研究、専門・技術サービス業	504	5,373
	M 宿泊業、飲食サービス業	961	10,995
	N 生活関連サービス業、娯楽業	598	4,410
	O 教育、学習支援業	325	5,620
	P 医療、福祉	750	14,401
	Q 複合サービス事業	22	239
	R サービス業(他に分類されないもの)	570	21,062
S 公務(他に分類されるものを除く)	46	6,124	
小計	6,939	113,130	
総数		7,842	125,223

資料：経済センサス活動調査(令和3(2021)年)



資料：経済センサス活動調査(令和3(2021)年)

図-3 事業所数及び従業者数の構成比率(令和3(2021)年)



資料：経済センサス基礎調査（平成 21 (2009) 年、平成 26 (2014) 年）、
経済センサス活動調査（令和 3 (2021) 年）

図-4 事業所数及び従業者数の推移

表-3 多摩地域（26 市）における事業所数及び従業者数（令和 3 (2021) 年）

事業所数 順位	従業者数 順位	自治体名	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
1	1	八王子市	17,666	237,762
2	2	町田市	11,877	145,400
3	3	立川市	7,842	125,223
4	5	武蔵野市	7,781	87,233
5	4	府中市	7,486	114,442
6	6	調布市	6,771	83,029
7	9	三鷹市	5,025	60,947
8	12	西東京市	4,921	51,672
9	8	小平市	4,502	62,852
10	10	日野市	4,429	58,193
11	11	青梅市	4,343	51,740
12	14	東村山市	3,727	41,098
13	7	多摩市	3,695	68,260
14	15	国分寺市	3,481	36,552
15	13	昭島市	3,414	50,876
16	16	東久留米市	3,143	32,762
17	17	小金井市	2,922	31,226
18	18	国立市	2,695	29,051
19	22	東大和市	2,401	24,180
20	19	武蔵村山市	2,350	27,256
21	20	稲城市	2,284	26,842
22	23	あきる野市	2,279	23,760
23	26	狛江市	1,961	17,756
24	21	羽村市	1,840	25,521
25	24	清瀬市	1,806	20,217
26	25	福生市	1,652	18,833
-	-	合計	122,293	1,552,683

資料：経済センサス活動調査（令和 3 (2021) 年）

(4) 人口移動（昼夜間人口）

本市は夜間人口に比べて昼間人口が多い状況にあり、昼夜間人口比率は 110%を超えています。昼夜間人口比率を多摩地域 26 市で比較すると、本市が一番高くなっています（令和 2（2020）年）。

表-4 昼夜間人口

年	従業地・通学地による人口 （昼間人口） （人）	常住地による人口 （夜間人口） （人）	流入超過人口 （人）	昼夜間 人口比率 （%）
平成 2（1990）	164,788	151,434	13,354	108.82
平成 7（1995）	175,523	157,506	18,017	111.44
平成 12（2000）	182,157	163,987	18,170	111.08
平成 17（2005）	193,465	172,563	20,902	112.11
平成 22（2010）	203,252	179,668	23,584	113.13
平成 27（2015）	201,294	176,295	24,999	114.18
令和 2（2020）	207,832	183,581	24,251	113.21

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

表-5 多摩地域（26 市）における昼夜間人口（令和 2（2020）年）

市名	従業地・通学地による人口 （昼間人口）（人）	常住地による人口 （夜間人口） （人）	昼夜間人口比率
立川市	207,832	183,581	113.21
八王子市	574,070	579,355	99.09
武蔵野市	162,221	150,149	108.04
三鷹市	175,413	195,391	89.78
青梅市	120,804	133,535	90.47
府中市	249,891	262,790	95.09
昭島市	105,988	113,949	93.01
調布市	215,825	242,614	88.96
町田市	389,137	431,079	90.27
小金井市	110,012	126,074	87.26
小平市	176,977	198,739	89.05
日野市	168,522	190,435	88.49
東村山市	124,202	151,815	81.81
国分寺市	110,258	129,242	85.31
国立市	73,548	77,130	95.36
福生市	51,695	56,414	91.64
狛江市	62,979	84,772	74.29
東大和市	67,364	83,901	80.29
清瀬市	65,931	76,208	86.51
東久留米市	95,619	115,271	82.95
武蔵村山市	67,567	70,829	95.39
多摩市	146,247	146,951	99.52
稲城市	74,976	93,151	80.49
羽村市	51,710	54,326	95.18
あきる野市	67,342	79,292	84.93
西東京市	167,697	207,388	80.86
全体	3,883,827	4,234,381	91.72

資料：国勢調査（令和 2 年 10 月 1 日）

2 ごみ排出量等の実績値及び将来目標

表-1 ごみ排出量の実績値

項目	単位	実績値												
		平成19 (2007)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	
人口*	人	175,675	178,442	179,140	179,563	181,285	182,715	183,482	184,148	184,439	185,120	185,565	185,710	
年間日数	日	366	365	365	366	365	365	366	366	365	365	365	366	
家庭ごみ	t/年	41,550	38,758	36,775	36,831	36,785	36,541	36,297	36,603	38,691	37,435	36,730	34,958	
	g/人・日	646	595	562	560	556	548	542	543	575	554	542	514	
燃やせるごみ(市処理施設)	t/年	29,006	23,708	21,461	21,574	21,558	21,515	21,439	21,726	22,255	21,786	21,476	20,607	
	g/人・日	451	364	328	328	326	323	320	322	331	322	317	303	
燃やせないごみ	t/年	2,056	2,679	1,921	1,939	1,944	1,902	1,927	2,113	2,579	2,321	2,214	2,074	
	g/人・日	32	41	29	30	29	29	29	31	38	34	33	31	
粗大ごみ	t/年	850	796	1,024	997	1,035	1,062	1,125	1,132	1,261	1,233	1,228	1,174	
	g/人・日	13	12	16	15	16	16	17	17	19	18	18	17	
資源	t/年	9,578	11,517	12,314	12,262	12,189	12,004	11,742	11,567	12,526	12,032	11,750	11,046	
	g/人・日	149	177	188	187	184	180	175	172	186	178	173	163	
有害ごみ	t/年	60	58	55	59	59	58	64	65	70	63	62	57	
	g/人・日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
事業系ごみ(民間処理施設搬入分含む)	t/年	20,294	12,660	11,600	10,911	12,239	12,767	13,555	13,697	11,129	11,604	12,512	11,376	
燃やせるごみ(市処理施設)	t/年	16,578	10,698	11,147	9,589	6,022	4,633	4,065	3,779	3,701	4,627	5,323	9,487	
燃やせるごみ(民間処理施設搬入分)	t/年	0	0	0	921	5,870	7,771	9,128	9,452	7,054	6,633	6,849	1,588	
※燃やせるごみの合計(民間処理施設搬入分含む)	t/年	16,578	10,698	11,147	10,510	11,892	12,404	13,193	13,231	10,755	11,260	12,172	11,075	
燃やせないごみ	t/年	1,616	902	71	65	65	66	64	66	66	63	68	72	
粗大ごみ	t/年	673	605	190	163	130	127	115	111	119	108	89	64	
資源	t/年	1,427	455	192	173	152	170	183	189	189	173	183	165	
有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
事業系ごみ(市処理施設)	t/年	45,584	34,406	32,608	31,163	27,580	26,148	25,504	25,505	25,956	26,413	26,799	30,094	
燃やせるごみ(民間処理施設搬入分)	g/人・日	709	528	499	474	417	392	381	378	386	391	396	443	
燃やせるごみの合計(民間処理施設搬入分含む)	t/年	45,584	34,406	32,608	32,084	33,450	33,919	34,632	34,957	33,010	33,046	33,648	31,682	
燃やせないごみ合計	t/年	3,672	3,581	1,992	2,004	2,009	1,968	1,991	2,179	2,645	2,384	2,282	2,146	
粗大ごみ合計	g/人・日	57	55	30	30	30	30	30	32	39	35	34	32	
資源合計	t/年	1,523	1,401	1,214	1,160	1,165	1,189	1,240	1,243	1,380	1,341	1,317	1,238	
有害ごみ合計	g/人・日	24	22	19	18	18	18	19	18	20	20	19	18	
資源合計	t/年	11,005	11,972	12,506	12,435	12,341	12,174	11,925	11,756	12,715	12,205	11,933	11,211	
有害ごみ合計	g/人・日	171	184	191	189	187	183	178	174	189	181	176	165	
ごみ排出量(民間処理施設搬入分含む)	t/年	60	58	55	59	59	58	64	65	70	63	62	57	
集団回収	g/人・日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
ごみ排出量(民間処理施設搬入分含む)	t/年	61,844	51,418	48,375	47,742	49,024	49,308	49,852	50,200	49,820	49,039	49,242	46,334	
資源回収	g/人・日	962	789	740	726	741	739	744	745	740	726	727	682	
総ごみ排出量(民間処理施設搬入分含む)	t/年	5,257	3,925	3,699	3,724	3,406	3,277	3,204	2,949	2,542	2,573	2,507	2,314	
総ごみ排出量(民間処理施設搬入分含む)	g/人・日	82	60	57	57	51	49	48	44	38	38	37	34	
※各年度の人口は10月1日現在の住民基本台帳人口。	t/年	67,101	55,343	52,074	51,466	52,430	52,585	53,056	53,149	52,362	51,612	51,749	48,648	
	g/人・日	1,044	850	796	783	792	788	792	789	778	764	764	716	

表-2(1) 中間処理量・最終処分量・資源化率の実績値(1)

項目	単位	実績値												
		平成19 (2007)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	
ごみ排出量(民間処理施設搬入分及び集団回収含まない)	t/年	61,844	51,418	48,375	46,821	43,154	41,537	40,724	40,748	42,766	42,406	42,393	44,746	
ごみ排出量(民間処理施設搬入分含まない)	t/年	67,101	55,343	52,074	50,545	46,560	44,814	43,928	43,697	45,308	44,979	44,900	47,060	
焼却処理量	t/年	49,325	37,586	35,451	33,855	30,552	29,214	28,504	28,522	29,234	28,669	28,764	33,018	
燃やせるごみ(資源除く)	t/年	45,584	34,355	32,569	31,114	27,552	26,106	25,460	25,465	25,914	26,378	26,747	30,020	
可燃性粗大ごみ	t/年	694	605	476	389	376	374	360	329	390	341	310	288	
処理残渣(可燃)	t/年	3,047	2,626	2,406	2,352	2,644	2,734	2,684	2,728	2,930	1,950	1,707	2,710	
焼却処理率	%	79.8	73.1	73.3	72.3	70.8	70.3	70.0	70.0	68.4	67.6	67.9	73.8	
搬出物	t/年	5,675	4,682	4,138	4,097	3,815	3,504	3,619	3,492	3,584	3,134	3,583	3,617	
焼却残さ(エコセメント)	t/年	5,675	4,631	4,099	4,048	3,767	3,462	3,575	3,452	3,542	3,099	3,531	3,543	
資源物(羽毛布団)	t/年	0	0	1	2	2	2	2	2	2	2	2	3	
資源物(羽毛布団以外)	t/年	13,855	10,674	9,238	9,305	9,229	9,151	9,135	9,327	10,287	9,815	9,588	9,087	
総合リサイクルセンター処理対象量	t/年	3,672	3,581	1,992	2,004	2,009	1,968	1,991	2,179	2,645	2,384	2,282	2,146	
燃やせないごみ	t/年	829	796	738	771	789	815	880	914	990	1,000	1,007	950	
不燃性粗大ごみ	t/年	9,294	6,188	6,415	6,424	6,326	6,270	6,158	6,131	6,542	6,335	6,187	5,863	
資源(紙布類の直接搬入除く)	t/年	60	58	55	59	59	58	64	65	70	63	62	57	
有害ごみ	t/年	10,031	7,016	6,626	6,541	6,376	6,124	6,056	6,014	6,891	6,592	6,549	6,348	
資源物	t/年	171	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
トイレットペーパー「里帰り」	t/年	2,329	207	145	144	131	128	112	125	133	114	108	106	
古紙・古布	t/年	1,744	1,334	1,322	1,358	1,334	1,263	1,240	1,191	1,285	1,242	1,226	1,159	
生きびん・カレット(色別)	t/年	235	225	240	271	298	297	295	300	353	352	341	318	
アルミ缶プレス・破砕アルミ	t/年	1,643	1,311	836	893	917	868	895	929	1,051	1,011	998	1,029	
スチール缶プレス・破砕・粗大鉄	t/年	524	553	628	576	535	539	549	577	592	441	470	385	
せん定枝たい肥化	t/年	2,788	2,586	2,575	2,441	2,351	2,187	2,201	2,115	2,595	2,560	2,549	2,435	
プラスチック	t/年	508	492	450	491	490	492	475	561	607	637	650	671	
ペットボトル	t/年	0	66	34	27	38	59	43	36	48	27	10	40	
再生粗大ごみ(有価物売却)(リユース品)	t/年	89	36	52	63	59	50	48	39	42	48	53	52	
再生粗大ごみ(販売)(リサイクルショップ)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
家電四品	t/年	0	148	288	224	156	172	134	73	111	96	85	84	
小型家電	t/年	0	58	55	53	66	67	59	64	71	60	56	66	
有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0	1	2	2	2	2	1	2	
小型充電式電池	t/年	0	0	1	0	1	0	1	1	0	1	1	1	
バッテリー	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
外部委託(マテリアルリサイクル等)	t/年	3,047	2,626	2,406	2,352	2,644	2,734	2,684	2,728	2,930	1,950	1,707	2,710	
処理残渣	t/年	172	172	-93	-88	-91	50	31	336	-185	347	-155	-125	
その他(処理困難物)	t/年	605	361	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
埋立	t/年	10,031	7,515	6,876	7,041	6,676	6,367	6,420	6,263	7,542	7,518	8,036	6,502	
総合リサイクルセンター処理後資源化率	%	72.4	70.4	74.4	75.7	72.3	69.6	70.3	67.1	73.3	76.6	83.8	71.6	

表-2(2) 中間処理量・最終処分量・資源化率の実績値(2)

項目	単位	実績値												
		平成19 (2007)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	
最終処分														
埋立量	t/年	605	361	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
埋立率	%	1.0	0.7	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
総資源化量	t/年	22,674	21,855	20,766	20,826	19,866	19,012	18,968	18,291	19,801	19,822	19,822	17,710	
総合リサイクルセンター	t/年	10,031	7,016	6,626	6,541	6,376	6,124	6,056	6,014	6,891	6,592	6,549	6,348	
紙・布類(直接搬入)	t/年	1,711	5,784	6,091	6,011	6,015	5,904	5,767	5,625	6,173	5,870	5,746	5,348	
エコセメント	t/年	5,675	4,631	4,099	4,048	3,767	3,462	3,575	3,452	3,542	3,099	3,531	3,543	
資源物(羽毛布団)	t/年	0	0	1	2	2	2	2	2	2	2	2	3	
集回収	t/年	5,257	3,925	3,699	3,724	3,406	3,277	3,204	2,949	2,542	2,573	2,507	2,314	
外部委託(マテリアルリサイクル等)	t/年	0	499	250	500	300	243	364	249	651	926	1,487	154	
資源化率	%	33.8	39.5	39.9	41.2	42.7	42.4	43.2	41.9	43.7	42.4	44.1	37.6	

表-3 ごみ排出量の将来目標

項目	単位	実績値										目標										削減率(令和5(2023)年度比)	
		令和5 (2023)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)	令和16 (2034)	令和11 (2029)	令和16 (2034)	令和11 (2029)	令和16 (2034)							
人口*	人	185,710	186,099	186,283	186,372	186,390	186,325	186,190	185,980	185,705	185,364	184,943											
年間日数	日	366	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365											
家庭ごみ	g/人・日	34,958	34,285	33,948	33,610	33,275	32,937	32,602	32,264	31,927	31,591	31,254			5.8%	10.6%							
燃やせるごみ(市処理施設)	t/年	514	505	499	493	489	484	480	474	471	467	463			5.8%	10.0%							
燃やせるごみ(民間処理施設)	t/年	20,607	20,125	19,884	19,643	19,402	19,161	18,920	18,679	18,438	18,197	17,956			7.0%	12.9%							
燃やせないごみ	g/人・日	303	296	292	288	285	282	278	274	272	269	266			7.1%	12.3%							
燃やせるごみ(民間処理施設)	t/年	2,074	1,755	1,734	1,712	1,691	1,669	1,648	1,626	1,605	1,583	1,562			19.5%	24.7%							
燃やせないごみ	g/人・日	31	26	26	25	25	25	24	24	24	23	23			19.6%	24.6%							
粗大ごみ	t/年	1,174	1,146	1,132	1,118	1,104	1,090	1,076	1,062	1,048	1,034	1,020			7.2%	13.1%							
資源	g/人・日	17	17	17	16	16	16	16	16	15	15	15			7.2%	13.2%							
資源	t/年	11,046	11,203	11,143	11,083	11,024	10,964	10,905	10,845	10,785	10,726	10,666			0.7%	3.4%							
資源	g/人・日	163	165	164	162	162	161	160	159	159	159	158			0.8%	2.8%							
有害ごみ	t/年	57	56	55	54	54	53	53	52	51	51	50			7.0%	12.3%							
有害ごみ	g/人・日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			22.1%	0.0%							
事業系ごみ(民間処理施設)	t/年	11,376	11,065	10,911	10,755	10,601	10,445	10,291	10,135	9,981	9,824	9,670			8.2%	15.0%							
燃やせるごみ(市処理施設)	t/年	9,487	9,228	9,099	8,969	8,840	8,711	8,582	8,452	8,323	8,193	8,064			8.2%	15.0%							
燃やせるごみ(民間処理施設)	t/年	1,588	1,545	1,523	1,501	1,480	1,458	1,437	1,415	1,393	1,372	1,350			8.2%	15.0%							
燃やせるごみ(民間処理施設)	t/年	11,075	10,773	10,622	10,470	10,320	10,169	10,019	9,867	9,716	9,565	9,414			8.2%	15.0%							
燃やせないごみ	t/年	72	69	68	67	65	64	62	61	60	58	57			11.1%	20.8%							
粗大ごみ	t/年	64	61	60	59	58	56	55	54	53	51	50			12.5%	21.9%							
資源	t/年	165	162	161	159	158	156	155	153	152	150	149			5.5%	10.0%							
資源	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			-	-							
有害ごみ	t/年	30,094	29,353	28,983	28,612	28,242	27,872	27,502	27,131	26,761	26,390	26,020			7.4%	13.5%							
燃やせるごみ(市処理施設)	g/人・日	443	432	426	419	415	410	405	399	395	390	385			7.4%	13.0%							
燃やせるごみ(民間処理施設)	t/年	1,588	1,545	1,523	1,501	1,480	1,458	1,437	1,415	1,393	1,372	1,350			8.2%	15.0%							
燃やせるごみ(民間処理施設)	t/年	31,682	30,898	30,506	30,113	29,722	29,330	28,939	28,546	28,154	27,762	27,370			7.4%	13.6%							
燃やせないごみ合計	t/年	2,146	1,824	1,802	1,779	1,756	1,733	1,710	1,687	1,665	1,641	1,619			19.2%	24.6%							
燃やせないごみ合計	g/人・日	32	27	27	26	26	25	25	25	25	24	24			20.8%	24.0%							
粗大ごみ合計	t/年	1,238	1,207	1,192	1,177	1,162	1,146	1,131	1,116	1,101	1,085	1,070			7.4%	13.6%							
粗大ごみ合計	g/人・日	18	18	18	17	17	17	17	16	16	16	16			6.7%	12.2%							
資源合計	t/年	11,211	11,365	11,304	11,242	11,182	11,120	11,060	10,998	10,937	10,876	10,815			0.8%	3.5%							
資源合計	g/人・日	165	167	166	165	164	164	163	162	161	161	160			0.6%	3.0%							
有害ごみ合計	t/年	57	56	55	54	54	53	53	52	51	51	50			7.0%	12.3%							
有害ごみ合計	g/人・日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			-19.2%	-19.2%							
ごみ排出量(民間処理施設)	t/年	46,334	45,350	44,859	44,365	43,876	43,382	42,893	42,399	41,908	41,415	40,924			6.4%	11.7%							
ごみ排出量(民間処理施設)	g/人・日	682	668	660	650	645	638	631	623	618	612	606			6.4%	11.1%							
集団回収	t/年	2,314	2,311	2,309	2,307	2,305	2,304	2,302	2,300	2,298	2,297	2,295			0.4%	0.8%							
集団回収	g/人・日	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34			0.1%	0.1%							
総ごみ排出量(民間処理施設)	t/年	48,648	47,661	47,168	46,672	46,181	45,686	45,195	44,699	44,206	43,712	43,219			6.1%	11.2%							
総ごみ排出量(民間処理施設)	g/人・日	716	702	694	684	679	672	665	657	652	646	640			6.1%	10.6%							

*令和5(2023)年度の人口は令和5(2023)年10月1日現在の住民基本台帳人口、令和7(2025)年度以降の人口は「立川市第5次長期総合計画」における各年1月1日時点の推計結果による。

表-4(1) 中間処理量・最終処分量・資源化率の将来目標(1)

項目	単位	実績値										目標										削減率(令和5(2023)年度比)	
		令和5 (2023)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)	令和16 (2034)	令和11 (2029)	令和16 (2034)	令和11 (2029)	令和16 (2034)	令和16 (2034)	令和16 (2034)					
ごみ排出量(民間処理施設搬入分及び集団回収含まない)	t/年	44,746	43,805	43,336	42,864	42,396	41,924	41,456	40,984	40,515	40,043	39,574	40,043	39,574	6.3%	11.6%							
ごみ排出量(民間処理施設搬入分含まない)	t/年	47,060	46,116	45,645	45,171	44,701	44,228	43,758	43,284	42,813	42,340	41,869	42,340	41,869	6.0%	11.0%							
焼却処理量	t/年	33,018	30,790	30,408	30,025	29,643	29,260	28,878	28,495	28,113	27,730	27,348	27,730	27,348	11.4%	17.2%							
燃やせるごみ(資源除く)	t/年	30,020	29,281	28,912	28,542	28,173	27,803	27,434	27,064	26,695	26,325	25,956	26,325	25,956	7.4%	13.5%							
可燃性粗大ごみ	t/年	288	281	277	274	270	267	263	260	256	253	249	253	249	7.3%	13.5%							
処理残渣(可燃)	t/年	2,710	1,228	1,219	1,209	1,200	1,190	1,181	1,171	1,162	1,152	1,143	1,162	1,143	56.1%	57.8%							
焼却処理率	%	73.8	70.3	70.2	70.0	69.9	69.8	69.7	69.5	69.4	69.3	69.1	69.3	69.1	5.4%	6.3%							
搬出物	t/年	3,617	3,529	3,485	3,441	3,397	3,355	3,311	3,267	3,223	3,179	3,135	3,179	3,135	7.2%	13.3%							
焼却残渣(エコセメント)	t/年	3,543	3,457	3,414	3,371	3,328	3,286	3,243	3,200	3,157	3,114	3,071	3,114	3,071	7.3%	13.3%							
資源物(羽毛布団)	t/年	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0.0%	0.0%							
資源物(羽毛布団以外)	t/年	71	69	68	67	66	66	65	64	63	62	61	62	61	7.0%	14.1%							
総合リサイクルセンター処理対象量	t/年	9,087	8,950	8,881	8,811	8,743	8,675	8,607	8,537	8,468	8,400	8,331	8,468	8,331	4.5%	8.3%							
燃やせないごみ	t/年	2,146	1,824	1,802	1,779	1,756	1,733	1,710	1,687	1,665	1,641	1,619	1,665	1,619	19.2%	24.6%							
不燃性粗大ごみ	t/年	950	927	915	903	891	880	868	856	844	833	821	844	833	7.4%	13.6%							
資源(紙希類の直接搬入除く)	t/年	5,863	6,074	6,041	6,008	5,976	5,943	5,911	5,878	5,845	5,813	5,780	5,845	5,780	-1.4%	1.4%							
有害ごみ	t/年	57	56	55	54	54	53	53	52	51	51	50	51	50	7.0%	12.3%							
クリーンセンターたちむにいから持ち込まれた資源物	t/年	71	69	68	67	66	66	65	64	63	62	61	63	62	7.0%	14.1%							
資源物	t/年	6,348	6,552	6,514	6,476	6,440	6,404	6,368	6,330	6,292	6,257	6,220	6,292	6,220	-0.9%	2.0%							
トイレットペーパー「里帰り」	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-							
古紙・古布	t/年	106	105	104	104	103	103	102	102	101	101	100	101	100	2.8%	5.7%							
生きびん・カレット(色別)	t/年	1,159	1,147	1,140	1,134	1,128	1,122	1,116	1,110	1,103	1,097	1,091	1,103	1,091	3.2%	5.9%							
アルミ缶プレス・破砕アルミ	t/年	318	315	313	311	309	308	306	304	302	301	299	302	299	3.1%	6.0%							
スチール缶プレス・破砕・粗大鉄	t/年	1,029	1,018	1,013	1,007	1,002	996	991	985	980	974	969	980	969	3.2%	5.8%							
せん定枝たい肥化	t/年	385	381	379	377	375	372	370	368	366	364	362	366	362	3.4%	6.0%							
プラスチック	t/年	2,435	2,682	2,668	2,653	2,639	2,625	2,611	2,596	2,582	2,567	2,553	2,582	2,553	-7.8%	-4.8%							
ペットボトル	t/年	671	664	660	657	653	650	646	643	639	636	632	639	632	3.1%	5.8%							
再生粗大ごみ(有価物売却)(リユース品)	t/年	40	39	39	38	38	37	37	36	36	35	35	36	35	7.5%	12.5%							
再生粗大ごみ(販売)(リサイクルショップ)	t/年	52	51	50	49	49	48	48	47	46	46	45	46	45	7.7%	13.5%							
家電四品	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-							
小型家電	t/年	84	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	75	73	7.1%	13.1%							
有害ごみ	t/年	66	65	64	63	62	62	61	60	59	59	58	59	58	6.1%	12.1%							
小型充電式電池	t/年	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0.0%	0.0%							
バッテリー	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.0%	0.0%							
外部委託(マテリアルリサイクル等)	t/年	154	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	-939.0%	-939.0%							
処理残渣	t/年	2,710	1,228	1,219	1,209	1,200	1,190	1,181	1,171	1,162	1,152	1,143	1,162	1,143	56.1%	57.8%							
その他(処理困難物)	t/年	-125	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-							
埋立	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-							
総合リサイクルセンター処理後資源化量	t/年	6,502	8,152	8,114	8,076	8,040	8,004	7,968	7,930	7,892	7,857	7,820	7,892	7,857	-23.1%	-20.3%							
総合リサイクルセンター処理後資源化率	%	71.6	91.1	91.4	91.7	92.0	92.3	92.6	92.9	93.2	93.5	93.9	93.2	93.5	-28.9%	-31.2%							

3 数値目標設定の考え方

(1) 数値目標 設定の概要

① 家庭ごみ【数値目標2】((2)①参照)

- ・家庭ごみ（家庭ごみ排出量1人1日当たり、家庭の燃やせるごみ1人1日当たり）の目標設定にあたっては、まず過年度の排出量を近似曲線に当てはめ、目標年度における排出量を推計しました。これは現状すう勢値であり、現在と同じ施策を続ければ達成すると見込まれる値です。本計画では、新たな施策を追加し、市民のさらなる削減努力を考慮して、目標値を設定しました。
- ・その他の家庭ごみについては、適切な分別を推進することで相対的に資源に回る割合が高くなると想定の上、資源は、燃やせないごみ・粗大ごみ・有害ごみよりも低めの削減率としました。設定にあたっては、令和7(2025)年1月から開始された容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収の効果を考慮しました。

② 事業系ごみ【数値目標3】((2)②参照)

- ・事業系ごみについては、クリーンセンターたちむにいの年間処理量（次頁参照）や、家庭ごみの削減率を考慮して、目標を設定しました。

③ 集団回収量

- ・集団回収量の目標は、1人1日当たりの回収量を現状維持していくものとして目標を設定しました。

④ 資源化率【数値目標1】((2)④参照)

- ・資源化率は、家庭ごみ、事業系ごみ、集団回収量の目標値をもとに設定しました。なお、資源化量に含まれる外部焼却（マテリアルリサイクル）は、今後毎年1,600t/年程度実施していくものとししました。

⑤ 施設稼働率（立川市総合リサイクルセンター、立川市クリーンセンターたちむにい）

【数値目標 4,5】

- ・総合リサイクルセンターおよびクリーンセンターたちむにいの施設稼働率は、令和5(2023)年度の100%を維持する目標としました。

⑥ ごみの焼却に伴い発生する温室効果ガス排出量

- ・家庭ごみ及び事業系ごみの目標設定に伴い推計される焼却処理量の削減率から温室効果ガス排出量の削減目標を設定しました。

- ・ごみの焼却に伴い発生する温室効果ガス排出量は、焼却量のほかに燃やせるごみに含まれるプラスチックの混入率にも左右されますが、プラスチック混入率削減の具体的な目標設定が困難であることから、ここでは考慮しないものとししました。

(参考) 立川市クリーンセンターたちむにいの計画年間処理量について

クリーンセンターたちむにいにおける計画年間処理量は、29,196t/年です。これに災害時の廃棄物や広域支援の受入可能量として4,379t/年があり、合わせて33,575t/年が処理可能な焼却量となっています。

一方、令和5(2023)年度の処理量は33,018t/年で、特に燃やせるごみ(資源を除く)は計画年間処理量を大きく上回っており、災害時に備えた処理枠を使って処理している状況です。

このことから、クリーンセンターたちむにいに搬入される燃やせるごみ(資源を除く)は26,000t/年程度まで減らす必要があり、令和5(2023)年度比で14%程度削減する必要があります。

表-1 立川市クリーンセンターたちむにいの計画年間処理量

項目	処理対象物	計画年間処理量 (t/年)	(参考) 令和5(2023)年度 処理量(t/年)
年間処理量	燃やせるごみ(資源を除く)	25,797	30,020
	可燃性粗大ごみ	412	288
	処理残さ(可燃)	2,987	2,710
	計	29,196	33,018
災害廃棄物及び広域支援の受入可能量		4,379	-
合計		33,575	33,018

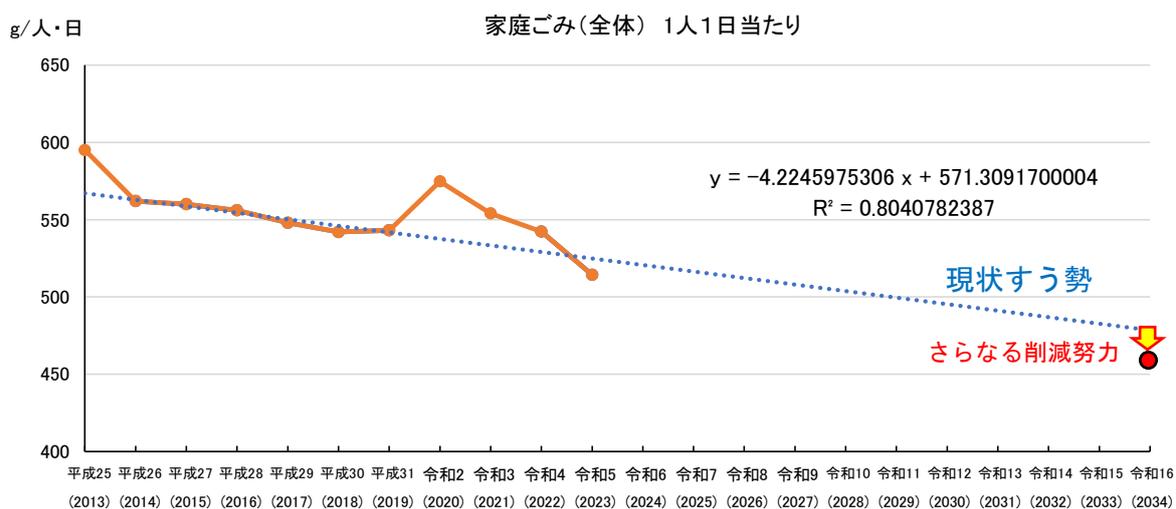
出典：立川市新清掃工場整備基本計画(平成29(2017)年3月)

(2) 目標設定の詳細

① 家庭ごみ

1) 家庭ごみ（全体）

市民1人1日当たりの排出量の推計値（現状すう勢値）をもとに、さらなる削減努力を考慮して目標を設定しました。



○現状すう勢の予測方法

- ・平成 25(2013)年度は有料化前のため平成 26(2014)年度と差が大きく、令和 2 (2020)～令和 3 (2021)年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響があったため、平成 25(2013)年度、令和 2 (2020)年度、令和 3 (2021)年度を除外して推計（線形近似）。
- ・令和 4 (2022)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大前である平成 31(2019)年度の水準に戻っているため除外しない。

○現状すう勢の予測値

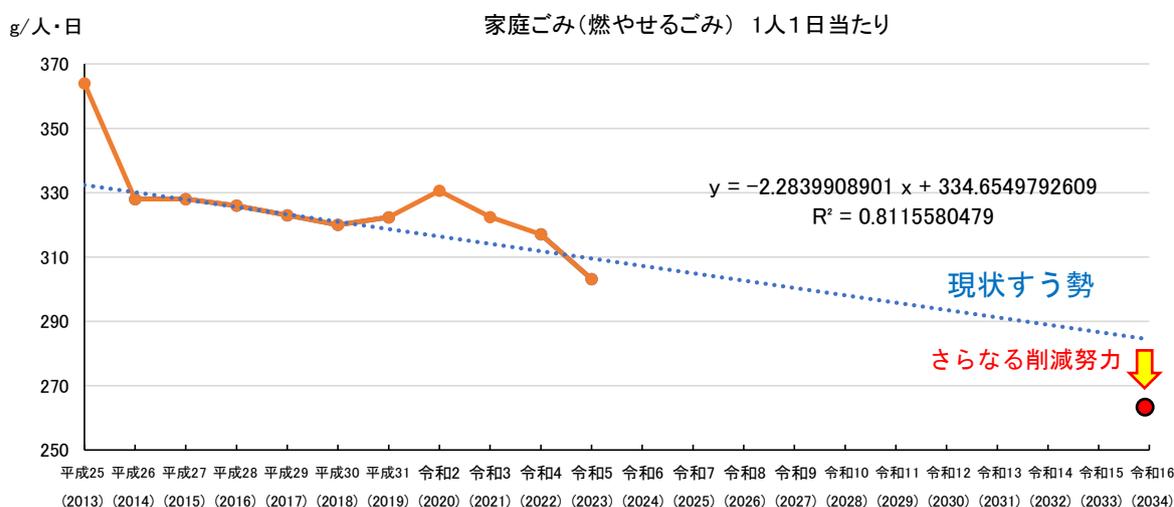
- ・令和 16(2034)年度推計値 478g/人・日
- ・令和 5 (2023)年度比 約 7%減

○目標設定

- ・現状すう勢にさらなる削減努力を考慮し、令和 16(2034)年度に令和 5 (2023)年度比約 10%減 (463g/人・日) 程度とする。

2) 家庭の燃やせるごみ

市民1人1日当たりの排出量の推計値（現状すう勢値）をもとに、さらなる削減努力を考慮して目標を設定しました。



○現状すう勢の予測方法

- ・平成 25(2013)年度は有料化前のため平成 26(2014)年度と差が大きく、令和 2 (2020)～令和 3 (2021)年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響があったため、平成 25(2013)年度、令和 2 (2020)年度、令和 3 (2021)年度を除外して推計（線形近似）。
- ・令和 4 (2022)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大前である平成 31(2019)年度の水準に戻っているため除外しない。

○現状すう勢の予測値

- ・令和 16(2034)年度推計値 284g/人・日
- ・令和 5 (2023)年度比 約6%減

○目標設定

- ・現状すう勢では令和 16(2034)年度に6%程度しか減少しないが、家庭ごみ全体を1割減らすには、燃やせるごみをそれ以上減らす必要がある。
- ・食品ロス削減等に力を入れることで、前計画の目標程度（266g/人・日（令和 5 (2023)年度比 12%減）、人口 184,943 人として 17,956t/年（令和 5 (2023)年度比 13%減））とする。

3) その他の家庭ごみ（燃やせないごみ、粗大ごみ、資源、有害ごみ）

以下の仮定に基づき設定しました。

- a. 燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみは、燃やせるごみと同程度の削減を目指すものとする。（令和5（2023）年度比 約12～13%減）
- b. 適切な分別がさらに進むことで、従来燃やせるごみなどに混入していた資源の多くが資源として回収されるようになる。これを見込んで、資源の削減率は、他の区分よりも低い削減率（約5%減）とする。
- c. 令和7（2025）年1月からの容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収開始に伴い、家庭の燃やせないごみに含まれる製品プラスチックの一部が、資源に回るものと想定される。これにより、燃やせないごみは1)とは別に約13%程度減少、資源は2)とは別に約2%程度増加するものと想定する。
- d. 上記より、その他の家庭ごみの削減率（令和5（2023）年度比）を以下のとおり設定する。

燃やせないごみ	：約-12% + 約-13% = 約-25%	（約25%削減）
粗大ごみ	：約-13%	（約13%削減）
資源	：約-5% + 約+2% = 約-3%	（約3%削減）
有害ごみ	：約-12%	（約12%削減）

② 事業系ごみ

1) 事業系ごみ（全体）、事業系燃やせるごみ

事業系ごみについては、変動が大きいため、推計式を用いて将来予測することが難しいです。このため、以下の方法で目標を設定しました。

- a. 事業系ごみのうち、燃やせるごみ（民間処理施設搬入分を含む）の割合は 97%（令和 5（2023）年度）とほとんどであることから、燃やせるごみ排出量（民間処理施設搬入分含む）の削減目標（%）は、事業系ごみ（全体）の削減目標（%）と同一とする。
- b. 事業系の燃やせるごみのうち、クリーンセンターたちむにいに搬入される割合は、今後も令和 5（2023）年度から変わらないものとする。（燃やせるごみのうち、民間処理施設に搬入される割合は、今後も令和 5（2023）年度から変わらないものとする。）
- c. 先に述べたとおり、クリーンセンターたちむにいに搬入される燃やせるごみは、家庭と事業系合わせて 26,000t/年程度まで減らす必要がある。また、(1)②で示した家庭の燃やせるごみの目標値を 17,950t/年程度とした場合、事業系の燃やせるごみのクリーンセンターたちむにいに搬入量は 8,050t/年程度まで減らす必要がある（令和 5（2023）年度比 約 15%減）。
- d. 以上より、事業系ごみ（全体）、事業系燃やせるごみ（市処理施設搬入分）、事業系燃やせるごみ（民間処理施設搬入分）とも令和 5（2023）年度比約 15%減とする。

2) その他の事業系ごみ（燃やせないごみ、粗大ごみ、資源、有害ごみ）

a. 資源

適切な分別を推進することで相対的に資源に回る割合が高くなると想定されることから、事業系ごみ（全体）や事業系燃やせるごみの削減率よりは低い削減率とした（令和 5（2023）年度比 約 10%減）。

b. 燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみ

事業系ごみ（全体）の排出量から燃やせるごみと資源を除いた排出量を、令和 5（2023）年度と同じ割合で燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみに配分する方法で目標を設定しました（令和 5（2023）年度比 約 21%減）。

③ ごみ全体

1) 総ごみ排出量

総ごみ排出量の目標は、家庭ごみ（全体）の排出量、事業系ごみ（全体）の排出量（民間処理施設搬入分を含む）、集団回収量、それぞれの目標量の合計で、以下の通りとしました。

- ・家庭ごみ（全体）の排出量（目標値）

$$463\text{g}/\text{人}\cdot\text{日}\times 184,943\text{人}\times 365\text{日}=31,254\text{t}/\text{年}$$

- ・事業系ごみ（全体）の排出量（民間処理施設搬入分を含む）（目標値）

$$\text{令和5(2023)年度排出量}(11,376\text{t}/\text{年})\times 85\%=9,670\text{t}/\text{年}$$

- ・集団回収量（目標値）

$$34\text{g}/\text{人}\cdot\text{日}\times 184,943\text{人}\times 365\text{日}=2,295\text{t}/\text{年}$$

- ・総ごみ排出量（民間処理施設搬入分を含む）（目標値）

$$\underline{43,219\text{t}/\text{年}}\text{（令和5(2023)年度比 約11\%減）}$$

2) 燃やせるごみ（立川市クリーンセンターたちむにい搬入量）

燃やせるごみ排出量の目標は、家庭の燃やせるごみ排出量と事業系燃やせるごみ排出量（クリーンセンターたちむにい搬入分）の合計で、以下の通りとしました。

この目標値を達成することにより、クリーンセンターたちむにいの計画年間処理量（燃やせるごみ）に近い量まで削減されることとなります。

- ・家庭の燃やせるごみ排出量（目標値）

$$266\text{g}/\text{人}\cdot\text{日}\times 184,943\text{人}\times 365\text{日}=17,956\text{t}/\text{年}$$

- ・事業系燃やせるごみ排出量（クリーンセンターたちむにい搬入分）（目標値）

$$\text{令和5(2023)年度排出量}(9,487\text{t}/\text{年})\times 85\%=8,064\text{t}/\text{年}$$

- ・燃やせるごみ（クリーンセンターたちむにい搬入量）（目標値）

$$\underline{26,020\text{t}/\text{年}}\text{（令和5(2023)年度比 約14\%減）}$$

④ 資源化率

①～③から、総ごみ排出量（民間処理施設搬入分及び集団回収量を含まない）と総資源化量を求め、資源化率を推計しました。

なお、資源化量に含まれる外部委託（マテリアルリサイクル等）は、今後毎年1,600t/年程度実施していくものとしました。

その結果、資源化率は令和16（2034）年度には、43.5%程度まで上昇するものと想定されます。

4 ごみ組成分析調査結果の概要

(1) 目的

本調査は、立川市第2次一般廃棄物処理基本計画の策定にあたり、家庭及び事業所から排出されるごみの組成を調査し、立川市のごみ減量及び資源化に向けた方策の検討に資することを目的としました。

(2) 調査実施期間及び調査地区

「家庭ごみ」及び「事業系ごみ（少量排出事業者）」（以下、事業系（少量）と記す）、「事業系ごみ（多量排出事業者）」（以下、事業系（多量）と記す）の調査実施期間及び調査地区を表-1に示します。

表-1 調査地区と調査日一覧

地 区		令和6(2024)年5月										
		1	8	13	14	16	17	20	22	23	27日	
家庭ごみ	柴崎町1丁目	不			プ			可				
	高松町2丁目		不		プ			可				
	栄町2・3丁目		不		プ			可				
	柏町4丁目	不		プ			可					
	砂川町3・4丁目		不	プ			可					
	一番町5・6丁目		不	プ			可					
事業系ごみ	少 量	北1	プ				可			不		
		北2	プ				可			不		
		北3	プ				可			不		
		南1	プ				可			不		
		南2	プ				可			不		
	多 量	飲食・宿泊									可	
		金融・保険									可	
		医療・福祉									可	
		卸売・小売										可
		その他										可

可:燃やせるごみ 不:燃やせないごみ プ:プラスチック類

(3) 調査方法

調査対象として家庭ごみは市民が分別収集日に収集場所へ排出したごみ、事業系ごみは許可業者が収集したごみを対象とし、調査地区は市全域としました。

調査試料は、調査地区を代表する収集車から直接採取し、到着ベース（湿性）の試料としました。

サンプリング量は各地区及び各業種につき燃やせるごみ、燃やせないごみは 50kg、プラスチック類は 25kg 以上を目安としました。

(4) 分類項目

分類作業は表-2 の「分類項目（大分類（5 分類）、小分類（18 分類））を基準として手作業で実施し、各項目について重量測定しました。

分類項目は今後の資源化率向上の可能性を確認するため、現状の家庭ごみの分類の他に「未利用食品」、「汚れたプラスチック」、「レジ袋」、「資源化の可能性のある紙類」の 4 つを設け、本調査から厨芥類を「調理くず」、「食べ残し」に細分類しました。（表 2 灰色箇所）。

なお、測定結果は、分別状況を分かりやすくするため、「適正に分別排出されたもの（○）」、「減量化・資源化可能なもの（◎）」、「資源化できないもの（●）」として大別し、整理しました。

表-2(1) ごみの詳細分類項目(1)

大分類	中分類	小分類	細分類	No.	具体的な品目	注意が必要な分類	家庭ごみ			事業系(少量)			事業系(多量)
							燃やせるごみ	燃やせないごみ	プラスチック類	燃やせるごみ	燃やせないごみ	プラスチック類	
燃やせるごみ	生ごみ	厨芥類	調理くず	1	調理くず	-	○	●	●	○	●	●	○
			食べ残し	2	食べ残し	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		未利用食品	3	手つかず食品(食品ロス)	・未開封食品に容器→③ ・弁当の食べ残しの中身→② ・開封済み(食べかけ、食べ残し)の容器→⑦ ・野菜類の可食部→②	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	その他可燃物	4	革製品・靴、木片、たばこの吸い殻、使い捨てカイロ、乾燥剤・保冷剤・脱臭剤、花火・発煙筒、ペットシーツ・トイレ砂、ティッシュ・絆創膏・生理用品、資源化できない紙(匂いつき、明らかに汚れている等)、紙おむつ、落ち葉・雑草等	・可燃の指定袋→④ ・手袋(ゴム・ビニール)は液体等の付着可能性から④ ・レシート等感熱紙、紙コップやヨーグルト容器など防水加工された紙→⑬	○	●	●	○	●	●	○		
燃やせないごみ	不燃物	その他金属、土砂、陶器類、ガラス	5	せともの・ガラス、合成ゴム製品、ホース類、金属類、ディスク・テープ、混合ごみ、刃物類、傘、ブラシ類、文房具類	・不燃の指定収集袋→⑤ ・文房具類にはマジックやボールペンを含む	●	○	●	●	○	●	●	
		小型家電	6	小型家電	-	◎	○	◎	◎	○	◎	◎	
プラスチック類	プラスチック類	容器包装プラスチック(プラマークがあるもの)	7	食品トレイ、ボトル容器、菓子などの袋、チューブ類、パック類、ペットボトルのキャップ・ラベル、ネット類、包装材料	・容器包装プラスチック指定収集袋→⑦ ・スーパーで肉を入れる透明なビニール袋→⑦ ・飲料カップ、パックに付属しているストロー→⑦ ・小袋入りの調味料の取扱未開封→③ 開封済み→⑦	◎	◎	○	◎	◎	○	◎	
		汚れたプラスチック	8	水で洗浄すれば資源化可能なプラスチック	※家庭プラスチック調査時のみ分類・計量 上記以外の調査では汚れブルー⑦ ただし重量に影響を与えるほどの汚れがある場合→④	-	-	◎	-	-	-	-	
		製品プラスチック	9	CD・カセットテープ、ビデオテープのケース、かご・洗面器、ブランター、植木鉢、じょうろ、ポリタンク、バケツ、プラスチック製の文房具、プラスチック製のおもちゃ、ハンガー、発泡スチロール製品、プラスチック製の食器、保存容器	・プラスチック類の文房具には定規等を含む ・梱包紐(スズランテープ)→⑨ ・2019年1月より容器包装プラスチックと別収集	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	
		レジ袋	10	レジ袋	・排出用外出袋として二次利用されたものを除く→⑦	◎	◎	○	◎	◎	○	◎	
		ペットボトル	11	お茶などの飲料水やしょうゆなどが入っていたペットボトルマークがついている容器	中身の取扱 ・食品用→② ・その他→④	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	

表-2(2) ごみの詳細分類項目(2)

大分類	中分類	小分類	細分類	No.	具体的な品目	注意が必要な分類	家庭ごみ			事業系(少量)			事業系(多量)
							燃やせるごみ	燃やせないごみ	プラスチック類	燃やせるごみ	燃やせないごみ	プラスチック類	燃やせるごみ
資源ごみ	紙類	資源化可能な紙類		12	新聞・折込チラシ、段ボール・茶色紙、雑誌・本・雑がみ、飲料パック(紙パックマークがあるもの)	・明らかに汚れたもの→④	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		資源化の可能性がある紙類		13	レシート等感熱紙、紙コップやヨーグルト容器などの防水加工された紙	・明らかに汚れたもの→④	○	◎	◎	○	◎	◎	○
	古布	資源化可能な布類		14	身に着ける衣類、カーテン・シーツ・毛布など、帽子・ハンカチ・スカーフ・下着類	・明らかに汚れたもの→④	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		びん・缶	びん	15	飲料用、食品用・化粧品空きびん	中身の取扱 ・食品用→② ・その他→④	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎
	缶		16	飲料用、食品用	中身の取扱 ・食品用→② ・その他→④	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	
	せん定枝		17	長さ50cm(枝の直径は15cmまで)	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
その他	有害ごみ		18	蛍光灯等、リチウム電池等、水銀体温計、ライター(使い切ったもの)、モバイルバッテリー、スプレー缶	-	●	●	●	●	○	●	●	

(5) 調査結果

① 燃やせるごみ

適正排出割合の平均値は図-1 より、家庭ごみが 63.56%、事業系（少量）が 67.44%と同程度であり、事業系（多量）は 54.01%でした。

家庭ごみの減量化・資源化可能な項目は、「容器包装プラスチック」、「資源化可能な紙類」、「未利用食品」の順に排出されていました。

事業系ごみ（少量）の減量化・資源化可能な項目は、「資源化可能な紙類」、「容器包装プラスチック」、「未利用食品」の順に排出されていました。

事業系ごみ（多量）では、「資源化可能な紙類」、「容器包装プラスチック」、「食べ残し」の順に排出されていました。

「資源化可能な紙類」は、事業系（多量）が 20.06%と最も多く、次いで事業系（少量）が 10.95%、家庭ごみが 7.12%含まれていました。

「容器包装プラスチック」は、事業系（多量）が 9.99%と最も多く、次いで家庭ごみが 8.90%、事業系（少量）が 5.28%含まれていました。

「未利用食品」は、家庭ごみが 5.97%と最も多く、次いで事業系（少量）が 4.61%、事業系（多量）が 1.67%含まれていました。

資源化できないものの割合は、いずれも 1%以下～2%程度と低い割合でした。

適正排出されたものの中には、「資源化の可能性のある紙類」が含まれていました。その排出割合は、家庭ごみと事業系（少量）が 1.31～1.95%であるのに対し、事業系（多量）が 7.47%と高い割合でした。

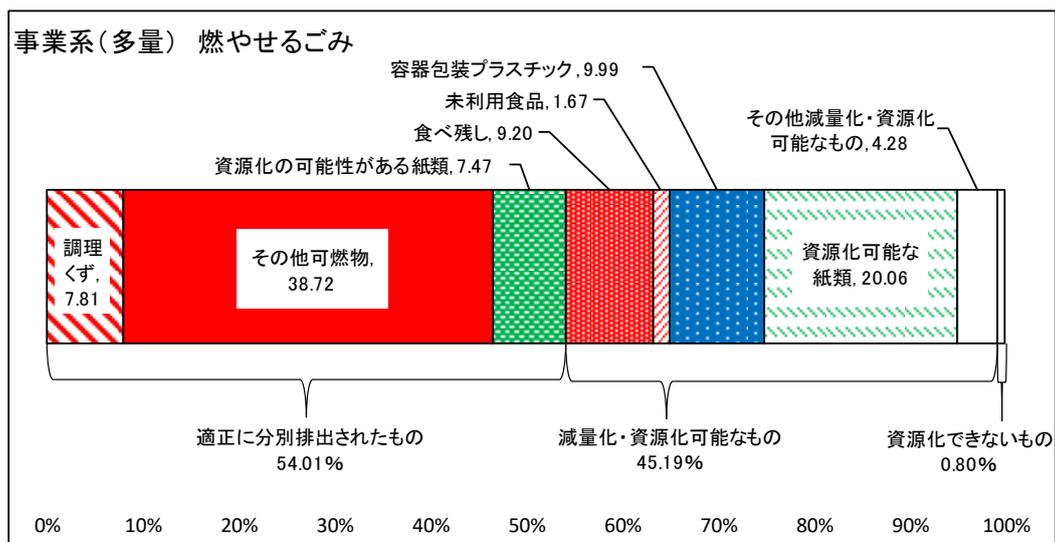
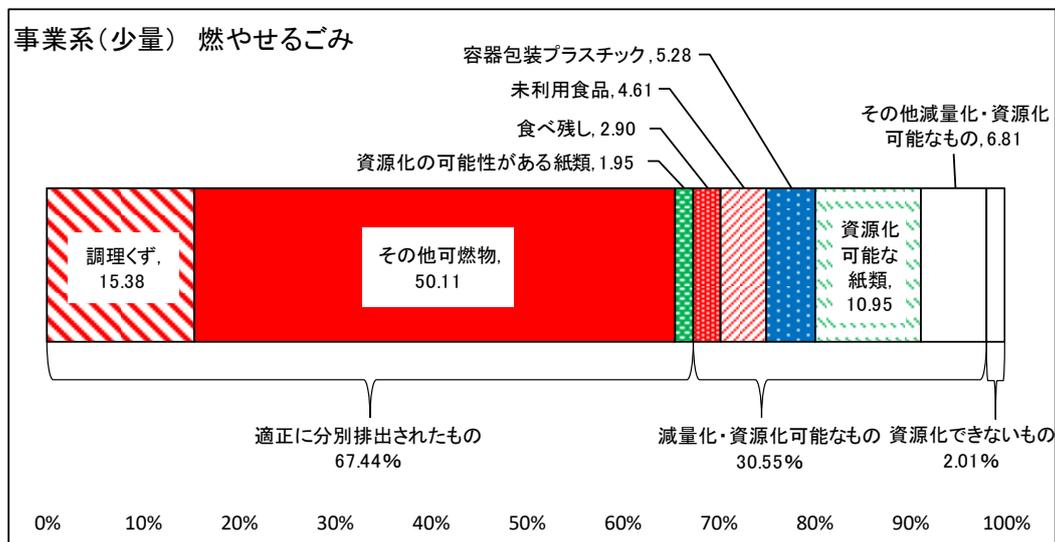
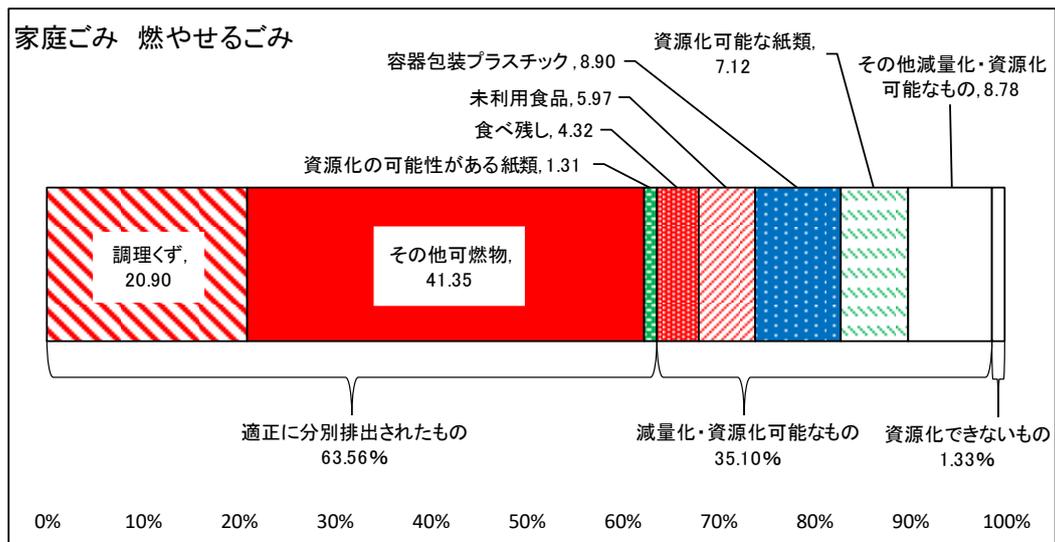


図-1 燃やせるごみの平均排出割合 (重量%)

② 燃やせないごみ

適正排出割合の平均値は図-2 より、家庭ごみが 68.77%であり、事業系（少量）は 78.67% でした。

減量化・資源化可能な項目は、プラスチック類（「容器包装プラスチック」「製品プラスチック」「レジ袋」「ペットボトル」の合計）が最も多く排出されていました。家庭ごみは 24.45%、事業系（少量）は 19.99%含まれていました。

また家庭ごみでは、減量化・資源化可能な項目に「びん」、「缶」もわずかに含まれていました。なお事業系（少量）は、家庭ごみと分別が異なり「びん」、「缶」は燃やせないごみとして排出することが認められています。

資源化できないものの割合は、家庭ごみが 3.93%、事業系（少量）は 0.72%とどちらも低い数値となりました。

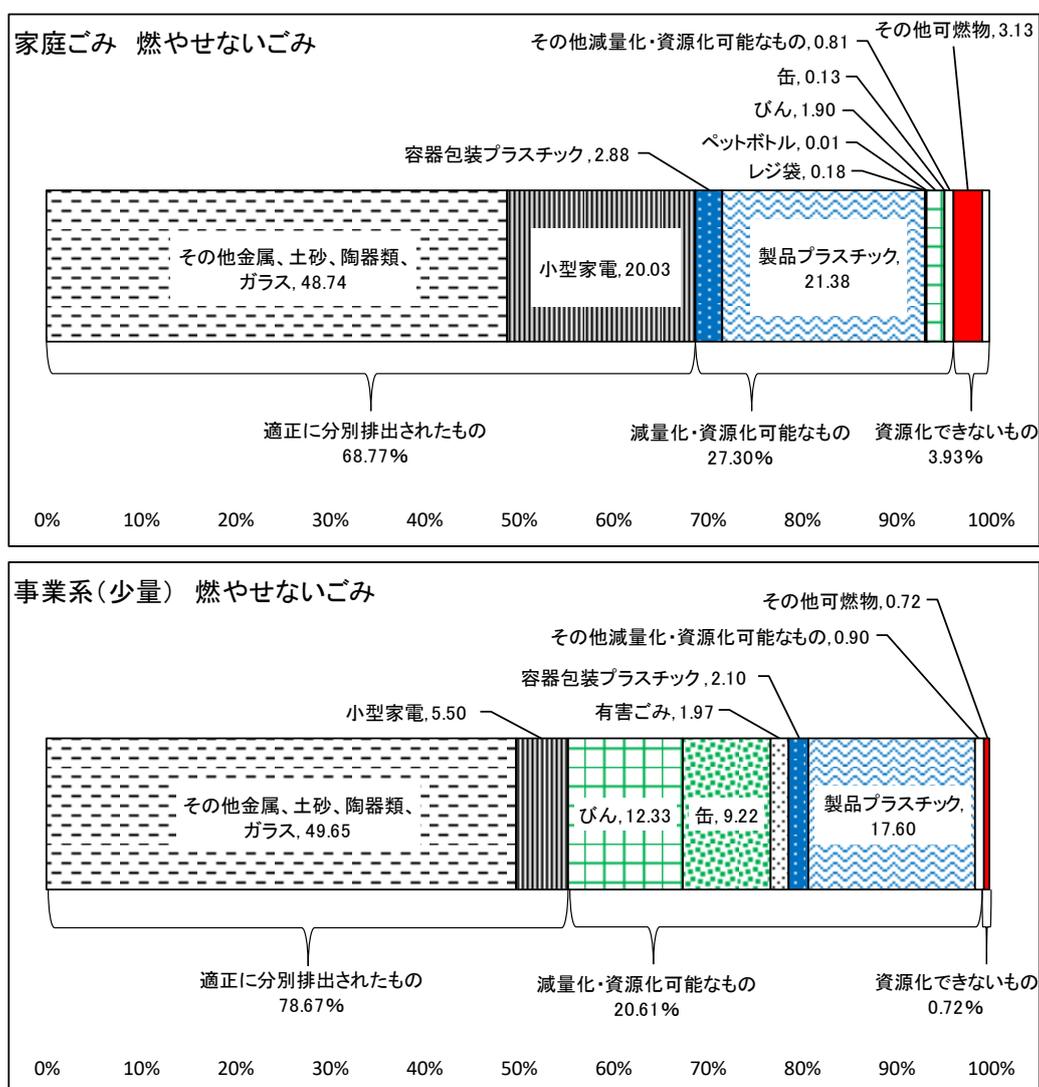


図-2 燃やせないごみの平均排出割合（重量%）

③ プラスチック類

適正排出割合の平均値は図-3 より、家庭ごみが 69.81%であり、事業系（少量）は 90.11%でした。

減量化・資源化可能な項目は、家庭ごみにおいて「汚れたプラスチック」、「製品プラスチック」が多く排出されており、「汚れたプラスチック」が 12.23%、「製品プラスチック」が 10.82%混入していました。

事業系（少量）では、「製品プラスチック」、「レジ袋」、「ペットボトル」をプラスチック類として排出することが認められており、減量化・資源化可能なものは 1.19%と家庭ごみに比べ、低い割合になりました。

資源化できないものの割合は、家庭ごみが 5.04%であり、事業系（少量）は 8.70%でした。事業系（少量）の資源化できないものは、「その他可燃物」が 5.51%、「その他金属、土砂、陶器類、ガラス」などが含まれていました。

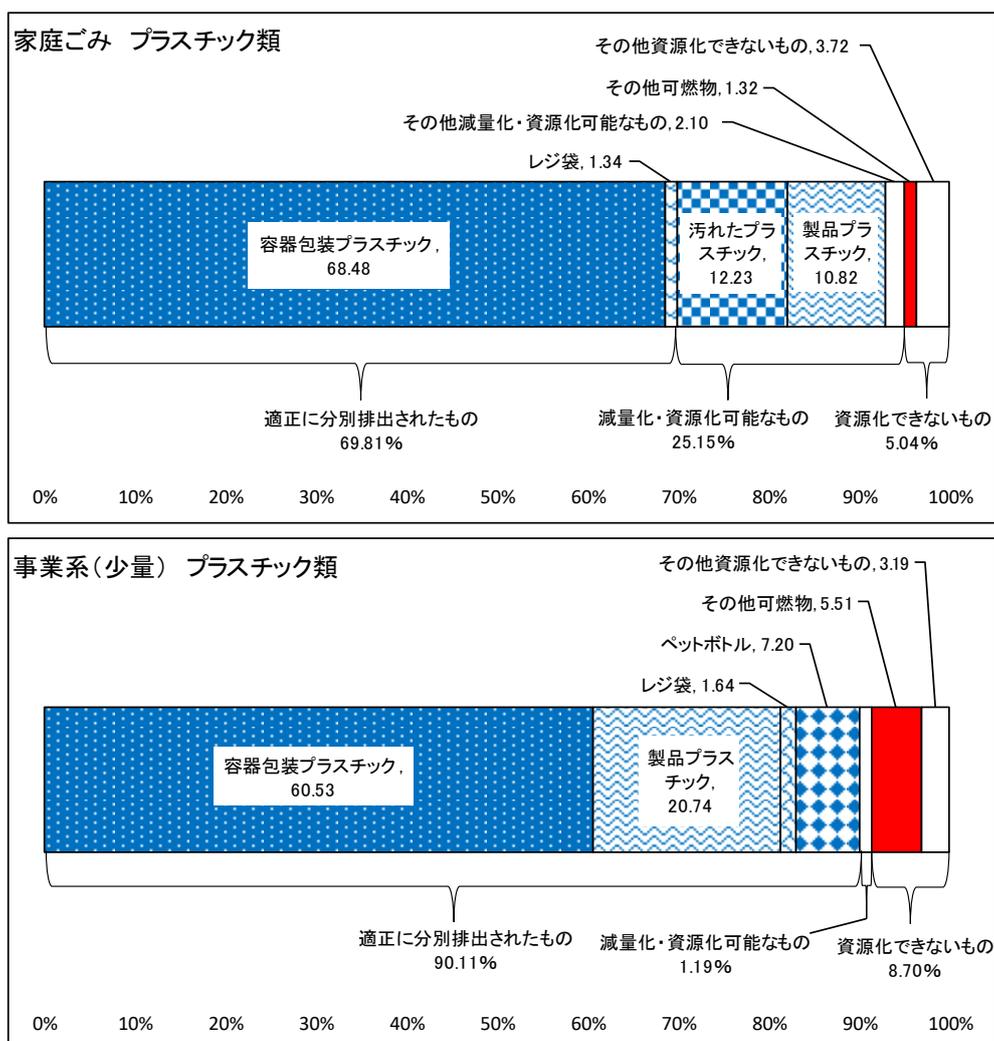


図-3 プラスチック類の平均排出割合（重量%）

表-3 調査対象ごみの平均排出割合（重量％）

大分類	中分類	小分類	調査対象	燃やせるごみ			燃やせないごみ		プラスチック類	
			収集地区	家庭	事業系(少量)	事業系(多量)	家庭	事業系(少量)	家庭	事業系(少量)
燃やせるごみ	生ごみ	厨芥類	調理くず	20.90	15.38	7.81	0.26	0.00	0.25	0.06
			食べ残し	4.32	2.90	9.20	0.02	0.04	0.06	0.05
		未利用食品	5.97	4.61	1.67	0.03	0.04	0.49	0.00	
	その他可燃物			41.35	50.11	38.72	3.13	0.72	1.32	5.51
燃やせないごみ	不燃物	その他金属、土砂、陶器類、ガラス		1.20	2.00	0.77	48.74	49.65	3.48	3.01
		小型家電		0.04	0.02	0.01	20.03	5.50	0.00	0.18
プラスチック類	プラスチック類	容器包装プラスチック		8.90	5.28	9.99	2.88	2.10	68.48	60.53
		汚れたプラスチック		—	—	—	—	—	12.23	—
		製品プラスチック		2.14	3.00	1.85	21.38	17.60	10.82	20.74
		レジ袋		1.09	0.62	0.84	0.18	0.10	1.34	1.64
		ペットボトル		0.39	0.03	0.39	0.01	0.19	0.90	7.20
資源ごみ	紙類	資源化可能な紙類		7.12	10.95	20.06	0.40	0.46	0.22	0.63
		資源化の可能性がある紙類		1.31	1.95	7.47	0.30	0.07	0.35	0.19
	古布	資源化可能な布類		5.07	0.85	0.83	0.06	0.00	0.07	0.00
	びん・缶	びん		0.00	0.00	0.21	1.90	12.33	0.00	0.11
		缶		0.05	0.00	0.14	0.13	9.22	0.01	0.03
	せん定枝				0.00	2.28	0.00	0.00	0.00	0.00
その他	有害ごみ			0.13	0.01	0.03	0.55	1.97	0.00	0.12
合計				100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

(6) 過去調査との比較

燃やせるごみについてみると、家庭ごみ、事業系ごみいずれも「その他可燃物」が増加し、「資源化可能な紙類」が減少しています。

燃やせないごみについてみると、家庭ごみ、事業系ごみいずれも「製品プラスチック」が増加し、「その他可燃物」が減少しています。家庭ごみに注目すると「小型家電」が大きく増加しています。

プラスチック類についてみると、家庭ごみでは「製品プラスチック」は大きく増加し、

「汚れたプラスチック」はやや増加しています。「レジ袋」は減少しています。事業系（少量）では、「製品プラスチック」がやや増加したものの、大きな変化はありませんでした。

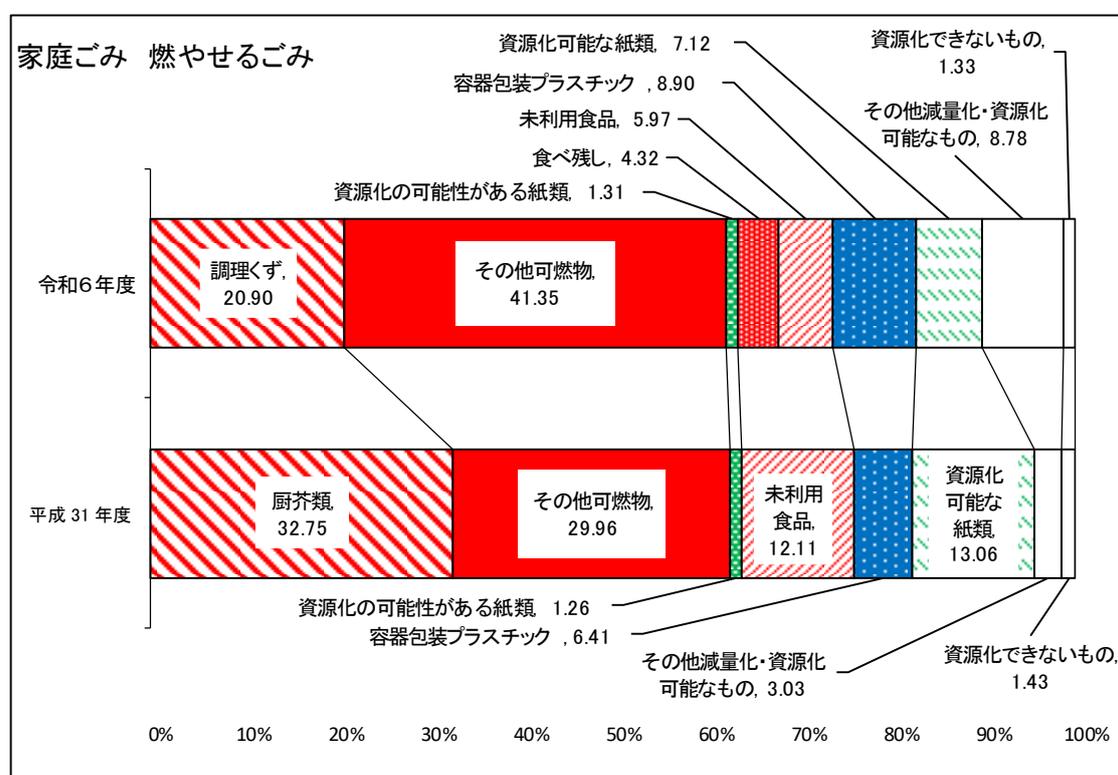


図-4 燃やせるごみ 過去調査との比較 (家庭ごみ)

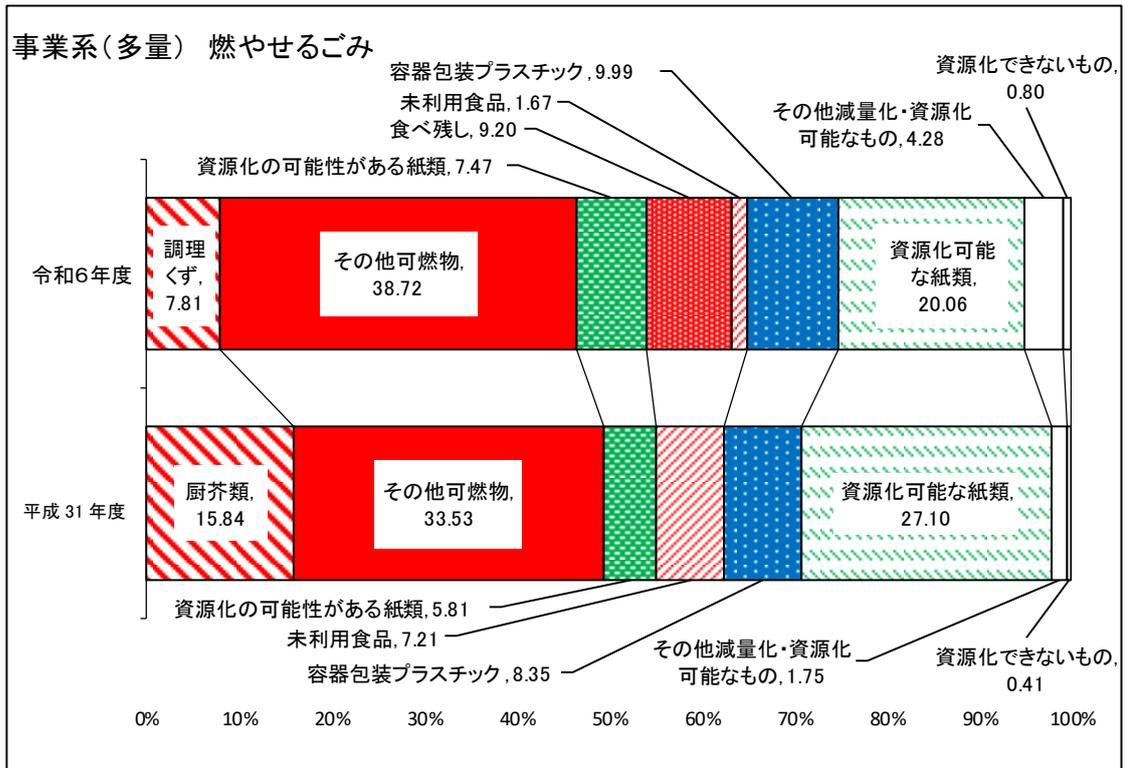
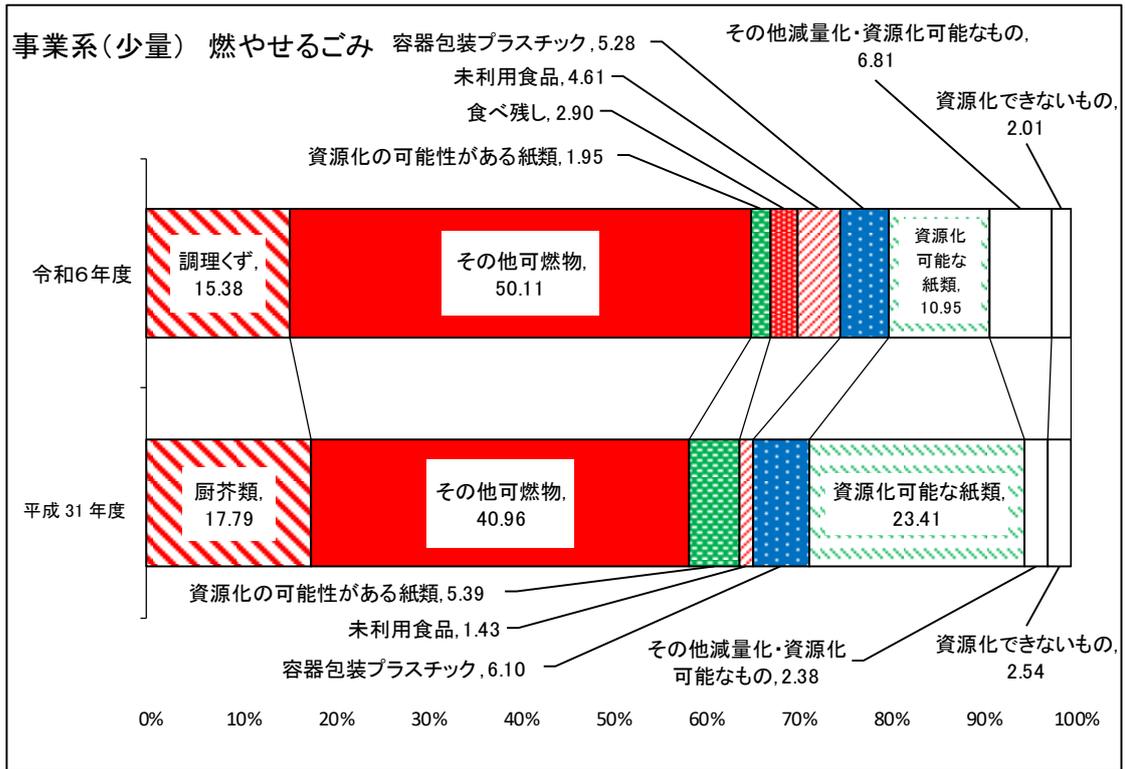


図-5 燃やせるごみ 過去調査との比較 (事業系ごみ (少量、多量))

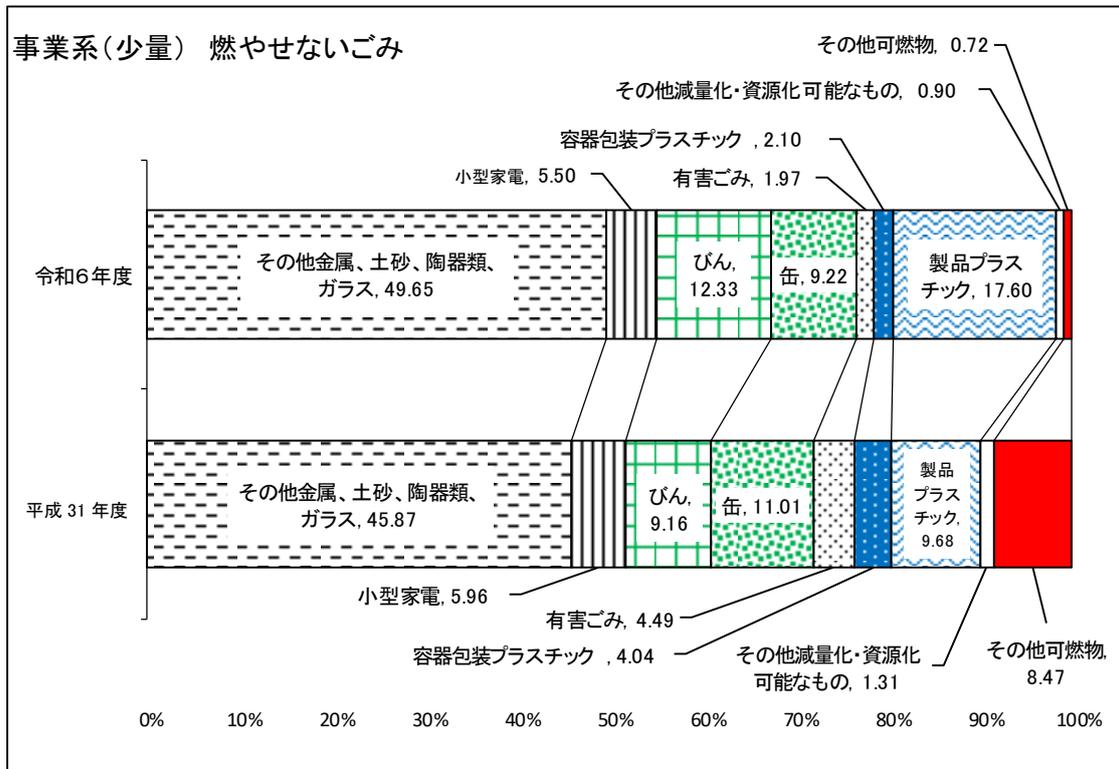
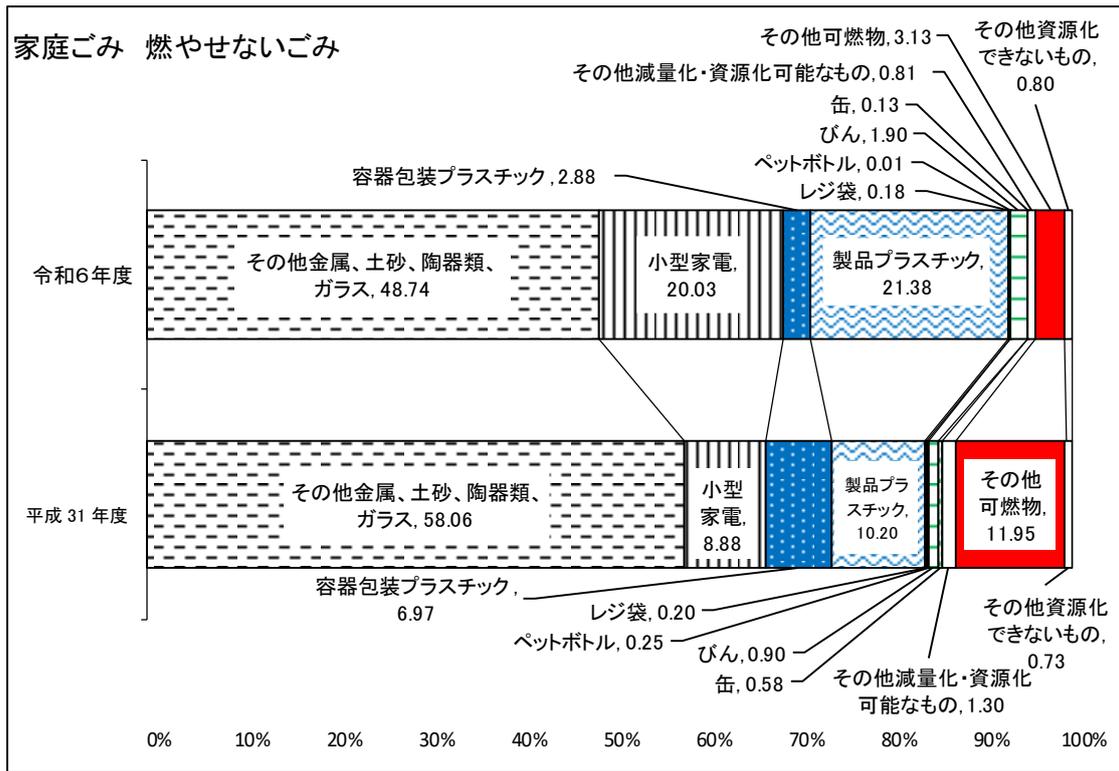


図-6 燃やせないごみ 過去調査との比較

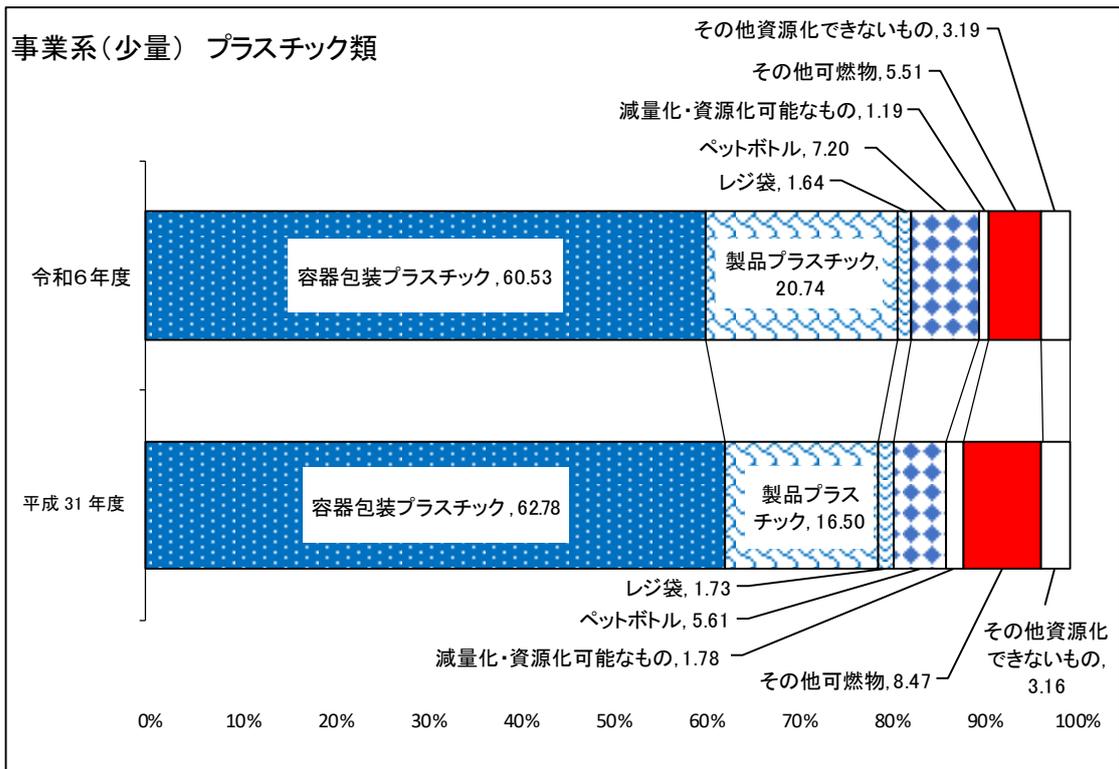
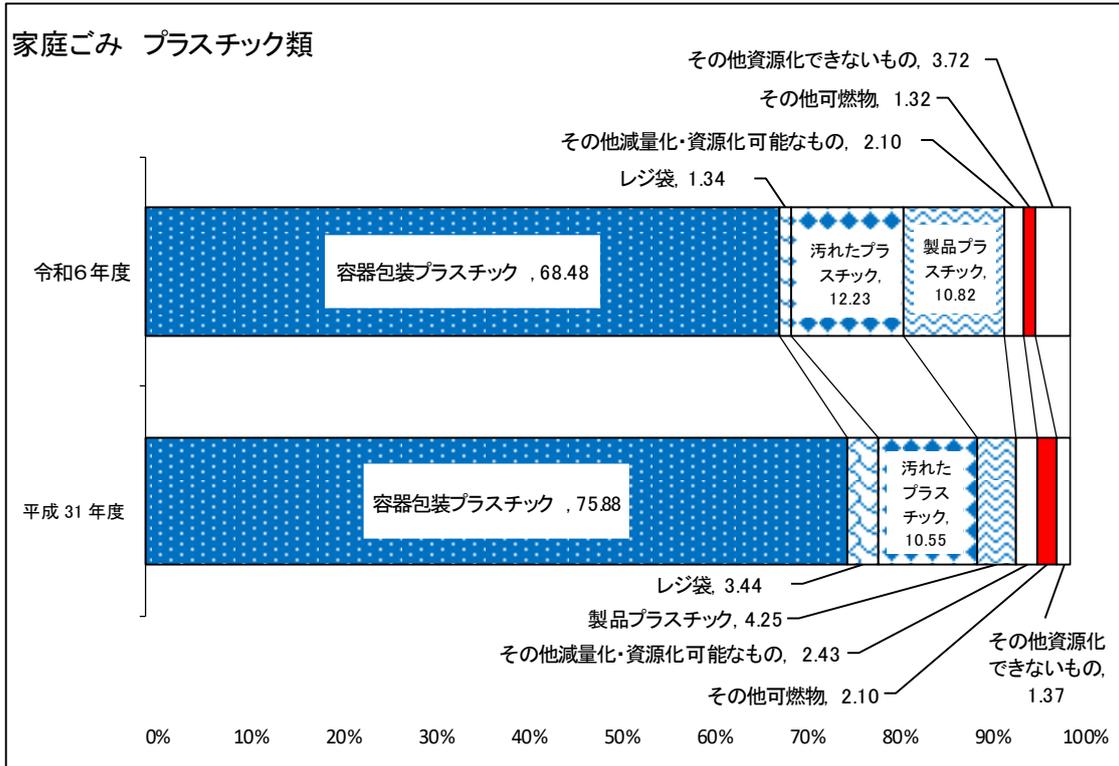


図-7 プラスチック類 過去調査との比較

5 用語解説

あ行	
用語	解説
生きびん	製造元に引き取られ、洗浄したうえで、中身を詰め替え再利用されるびん。リターナルびんともいう。
一般廃棄物	<p>廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。</p> <p>一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（生活系廃棄物）の他、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれる。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれる。</p> <p>現行の廃棄物処理法の下では、地方自治体が収集・処理・処分の責任を負う。発生源別に、生活系と事業系の2つに区分される。</p>
一般廃棄物収集運搬業許可業者	廃棄物処理法に基づき、市町村長の許可を受けて一般廃棄物の収集運搬を業として行う者。
一般廃棄物処理基本計画	廃棄物処理法に基づき、市町村における一般廃棄物の排出抑制のための方策など、処理に関する基本的な事項について定め、取組を推進するための計画。一般廃棄物処理基本計画は、ごみに関する計画である「ごみ処理基本計画」と、生活排水に関する計画である「生活排水処理基本計画」で構成される。
一般廃棄物の処理計画（一般廃棄物処理実施計画）	「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、年度ごとに一般廃棄物の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画。
エコセメント	<p>ごみの焼却灰と石灰石など従来のセメント原料を混ぜて作ったセメント。</p> <p>エコセメントは、1,300℃以上という高温で焼成されるため、焼却灰に含まれるダイオキシンなどの有害物質は分解されて無害になり、鉛などの有害金属は塩化物として回収されるため環境汚染を引き起こすことはないとされる。</p> <p>通常のセメントと同等の品質を持っているため、普通セメントと同様の分野（土木・建築工事やコンクリート製品等）に使われている。</p>

か行	
用語	解説
家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）	平成 10(1998)年制定。家庭で不要となったテレビ、エアコン(室外機も含む)、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫の家電 4 品目について、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けた法律。
カレット	ガラス製品をリサイクル際に破砕した状態のガラスくずのこと。用途としては再びガラス原料にするほか、路盤材や断熱材、道路舗装材などの別の製品に再生されている。
環境基本法	平成 5 (1993)年制定。環境の保全についての基本理念と施策の基本となる事項を定める法律。国・地方公共団体・事業者・国民の責務、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築、国際的協調による地球環境保全の積極的推進、環境基本計画や環境基準の策定などを規定している。
グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）	平成 12(2000)年制定。国等の各機関が物品を購入する際は、積極的に環境負荷が少ない商品を選ぶこと（グリーン購入）を義務付けた法律。また、地方公共団体や事業者及び国民にもなるべくグリーン購入に努めるよう求めている。
建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）	平成 12(2000)年制定。資源の有効利用や廃棄物の適正処理を推進するため、建設廃棄物（建設工事で出る廃棄物）の分別・リサイクルなどを定めた法律。
小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）	平成 24(2012)年制定。携帯電話やゲーム機等の使用済み小型電子機器等に利用されている希少な金属等の再資源化を促進する法律。

さ行	
用語	解説
最終処分	埋立など廃棄物を最終的に処分する工程。廃棄物処理法では、埋立以外に海洋投入や再生も最終処分に位置づけられている。
資源化（リサイクル）	排出したごみを市の施設などで処理し、再生利用（資源として使用できるものを回収することなど）を行うこと。
資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）	平成 12(2000)年制定。循環型社会を形成していくために必要な 3 R の取組を総合的に推進するための法律。特に事業者に対して 3 R の取組が必要となる業種や製品を政令で指定し、自主的に取り組むべき具体的な内容を省令で定めている。10 業種・69 品目を指定して、製品の製造段階における 3 R 対策、設計段階における 3 R の配慮、分別回収のための識別表示、事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築などが規定されている。
自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）	平成 14(2002)年制定。使用済自動車のリサイクル・適正処理を図ることを目的として、所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律。
循環型社会	「循環型社会形成推進基本法」において、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。 天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会。廃棄物の発生を抑制し、排出された廃棄物についてはできるだけ資源として循環的な利用を行い、どうしても循環的な利用が行われないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される。
循環型社会形成推進基本法	平成 12(2000)年制定。廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律。 資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことを目的とする。廃棄物処理やリサイクルの優先順位を、発生抑制（リデュース）→再使用（リユース）→再生利用（リサイクル）→熱回収（サーマルリサイクル）→適正処分と定めている。
循環型社会形成推進地域計画	市町村等の計画対象地域の廃棄物等の現状を把握し、3 R 推進目標を実現するために必要な施策を載せた計画。地域計画に位置付けられた施設整備に対し国の交付金制度が設けられている。
浄化槽汚泥	家庭や小規模施設で使用される浄化槽において微生物が汚水を浄化する際に発生する老廃物や分解されない浮遊物質などの総称。

用語	解説
食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）	平成12(2000)年制定。食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの「食品廃棄物」を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律。
食品ロス	本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品のこと。
食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律）	令和元(2019)年制定。食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としている。
処理残さ	粗大ごみ処理施設等中間処理施設で処理された破碎ごみや中間処理により発生する可燃性の残渣等のこと。
製品プラスチック	容器包装プラスチックやペットボトル以外の、プラマークのないプラスチック製品。
ゼロエミッション	あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システムをいう。狭義には、生産活動から出る廃棄物のうち最終処分（埋め立て処分）する量をゼロにすることを指す。

た行	
用語	解説
地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）	平成10(1998)年制定。国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたものであり、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図るもの。 令和3(2021)年の改正では、2050年カーボンニュートラルを基本理念として法に位置づけるとともに、その実現に向けて地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組等が定められた。
中間処理	収集したごみを無害化、資源化、減量化、安定化するための処理（脱水、乾燥、焼却、破碎、解体、熔融、ガス化、中和、改質、分解、醗酵など）。
てまえどりPOP	「てまえどり」とは、購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動。「てまえどりPOP」とは、買物をする消費者に「てまえどり」を周知することを目的とした商品陳列棚等への掲示物のこと。

な行	
用語	解説
生ごみ処理機（生ごみ堆肥化容器、生ごみ処理機器）	<p>生ごみ処理機とは、家庭の生ごみを自宅で処理して量を減らしてくれる機械で、大きく次の2つに分類される。</p> <p>①生ごみ堆肥化容器：土の中の微生物等の働きを利用し、生ごみを自然発酵及び分解することにより、生ごみを処理する容器。</p> <p>②生ごみ処理機器：微生物又は乾燥により生ごみを処理する機器で、手動または電動のものがある。</p>

は行	
用語	解説
バイオマスプラスチック	<p>植物などの生物資源を原料に作られるプラスチックのこと。</p> <p>元来地上にある植物を原料とするため、地上の二酸化炭素の増減に影響を与えないカーボンニュートラルの性質をもつ材料とされる。</p>
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	<p>昭和45(1970)年制定。廃棄物の排出抑制、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行い、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としている。</p>
フードシェアリング	<p>食品ロス削減に関する取組の1つで、何もしなければ廃棄されてしまう商品を消費者のニーズとマッチングさせることで食品ロスの発生や、無駄を減らす仕組。</p>
フードドライブ	<p>家庭で使いきれない未使用の食品を持ち寄り、まとめてフードバンク団体や、地域の福祉施設、子ども食堂などに寄贈する活動のこと。</p>
フードバンク	<p>売り物にならなかった食品を集め、経済的な理由で食事に困っている人や団体などに無償で配布していく取組のこと。市場に流通させることができない余剰食品を蓄え分配することから、「食べ物の銀行」という意味で「フードバンク」と呼ばれている。食品関連企業の製造・流通過程で生じる余剰食品や規格外商品、販売店舗で売れ残った賞味期限もしくは消費期限内の商品等、安全上は問題がない食品が対象となっている。</p>
プラスチック資源循環促進法（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、プラ新法）	<p>令和3(2021)年制定。多様な物品に利用されているプラスチックについて、製品の設計から廃棄物の処理に至るまでの各段階において、事業者、地方公共団体、消費者が連携しながらプラスチックの資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進することを目的としている。</p>

ま行

用語	解説
マテリアルリサイクル	ごみを原料として再利用すること。具体的には、使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収し、利用しやすいように処理して、新しい製品の材料もしくは原料として使うこと。

や行

用語	解説
容器包装プラスチック	容器包装リサイクル法で定める、商品を入れたり包んだりしているもので、中身を出したり使ったりすると不要になるプラマークのついたプラスチック製の容器や包装のこと。
容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）	平成7（1995）年制定（改正容器包装リサイクル法は平成18（2006）年）。容器包装ごみのリサイクルを製造者に義務付けた法律。消費者は容器包装ごみの分別排出、市町村は分別収集の責任を負い、製造者をあわせた3者の役割分担により容器包装のリサイクルを促進することを目的としている。

ら行

用語	解説
ローリングストック	普段から少し多めに食品を買っておき、使ったら使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の食料を家に備蓄しておく方法。

数字、A～Z	
用語	解説
3 R (2 R + R)	「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。リデュース (Reduce=ごみの発生抑制)、リユース (Reuse=再使用)、リサイクル (Recycle=再資源化) の頭文字を取ってこう呼ばれる。
3 R + Renewable	Renewable(リニューアブル)とは、再生可能な資源へ代替するという意味の言葉。環境への負荷が大きく、一度の使用でごみになるプラスチックなどの素材を、繰り返し使える他の素材 (バイオプラスチック等) に替えることをいう。 「プラスチック資源循環促進法」においては、3 Rに Renewable を加えた 3 R + Renewable を重点戦略の基本原則としている。
PDCAサイクル	Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (または Act) (改善) の4つのプロセスを繰り返し行うことで、業務の品質や効率を向上させる手法。1950年代、品質管理の父といわれる W・エドワーズ・デミングが提唱した。
R D F (Refuse Derived Fuel)	ごみ固形化燃料とも呼ぶ。生ごみ・廃プラスチック、古紙などの可燃性のごみを、粉碎・乾燥したのちに生石灰を混合して、圧縮・固化したものをさす。乾燥・圧縮・形成されているため、輸送や長期保管が可能となり、熱源として利用される。

6 立川市ごみ市民委員会

委員構成

区分		氏名	所属団体等
学識経験を有する者	委員長	はら たけし 原 剛	早稲田大学 名誉教授
		やました ひでとし 山下 英俊	一橋大学 准教授
関係市民団体が推薦する者		きむら まさと 木村 真人	立川市一般廃棄物収集運搬業協議会
	副委員長	さとう よしこ 佐藤 良子	立川市自治会連合会
		しまぎき みか 嶋崎 美香	立川市消費者団体連絡会
		すずき ひろふみ 鈴木 博文	たちかわエコパートナー
		たなか じん 田中 仁	立川市清掃事業組合
		たなか みほ 田中 美保	立川市消費者団体連絡会
		ながい たくえい 長井 琢英	立川市商店街振興組合連合会
		なかじま たかまさ 中島 孝昌	立川商工会議所
市民		いでくら こういち 出倉 光一	公募市民
		みやもと なおき 宮本 直樹	公募市民
		やまだ ひろゆき 山田 廣幸	公募市民
		わたなべ なおこ 渡邊 斉子	公募市民

(敬称略 区分ごとに五十音順)

検討経過

	開催日	検討内容
第1回	令和6（2024）年5月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付 ・ 立川市ごみ市民員会委員長及び副委員長の互選について ・ 第2次一般廃棄物処理基本計画策定の概要と検討組織及び検討スケジュールについて ・ ごみ処理の現状について
第2回	令和6（2024）年7月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回ごみ市民委員会の報告 ・ ごみ組成分析結果について ・ 現行計画の評価について ・ ごみ処理の課題について ・ 第2次一般廃棄物処理基本計画の目標と基本方針の考え方（案）
第3回	令和6（2024）年9月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回ごみ市民委員会の報告 ・ 第2次一般廃棄物処理基本計画の基本方針と数値目標について ・ 第2次一般廃棄物処理基本計画の施策体系について
第4回	令和6（2024）年11月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回ごみ市民委員会の報告 ・ 基本方針と数値目標、施策体系の修正について ・ 計画の進行管理（案）について ・ 生活排水処理基本計画（案）について ・ 答申案の検討
第5回	令和7（2025）年1月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4回ごみ市民委員会の報告 ・ 第2次一般廃棄物処理基本計画（素案）の検討 ・ 答申

7 庁内体制

(1) 令和6年度立川市ごみ処理基本計画検討委員会

一般廃棄物処理に係る施策等の推進に係る総合的な調整を行うため、環境資源循環部内に設置し、課題・目標・具体的施策等の検討を通して素案を作成しました。

①組織概要

委員構成	環境資源循環部長、ごみ対策課長、クリーンセンター長、 ごみ対策課計画推進係長、ごみ対策課家庭ごみ減量係長、 ごみ対策課事業系ごみ減量係長、ごみ対策課リサイクルセンター係長、 クリーンセンター管理係長、クリーンセンター工事係長、
期間	令和6（2024）年5月14日～令和7（2025）年2月17日

②検討経過

検討内容	
第1回	<ul style="list-style-type: none"> 立川市第2次一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定の概要と検討組織及び検討スケジュールについて ごみ処理の現状について
第2回	<ul style="list-style-type: none"> 第1回ごみ市民委員会の報告 ごみ組成分析結果について 現行計画の評価について ごみ処理の課題について 第2次計画の目標と基本方針の考え方（案）
第3回	<ul style="list-style-type: none"> 第2回ごみ市民委員会の報告 第2次計画の基本方針と数値目標について 第2次計画の施策体系について
第4回	<ul style="list-style-type: none"> 第3回ごみ市民委員会の報告 基本方針と数値目標、施策体系の修正について 計画の進行管理（案）について 生活排水処理基本計画（案）について 計画骨子（案）について 答申（素案）について
第5回	<ul style="list-style-type: none"> 第4回ごみ市民委員会の報告 第4回ごみ市民委員会における意見への対応方針について
第6回	<ul style="list-style-type: none"> 第5回ごみ市民委員会の報告 立川市第2次一般廃棄物処理基本計画素案について

8 市民参加

(1) 分野別個別計画素案EXPO（市民説明会）

立川市第2次一般廃棄物処理基本計画素案について、市民の皆さんに説明をさせていただき、市民意見公募（パブリックコメント）として、ご意見をいただく機会を創出しました。

日時	令和7（2025）年4月5日
場所	立川市役所
対象者	立川市在住、在勤、在学の方等

(2) 市民意見公募（パブリックコメント）

立川市第2次一般廃棄物処理基本計画素案に対して、市民意見公募（パブリックコメント）を実施し、1人から2件のご意見をいただきました。

公募期間	令和7（2025）年4月1日～4月21日
提出者数・件数	1人・2件
意見を反映した件数	0件

立川市第2次一般廃棄物処理基本計画

令和7（2025）年6月発行

発行 立川市

〒190-8666

東京都立川市泉町1156番地の9

電話 042-523-2111（代表）

FAX 042-531-5800

ホームページ <https://www.city.tachikawa.lg.jp/>

編集 環境資源循環部ごみ対策課